

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	1	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の22第1項	介護予防支援に係る民間法人の参入	居宅支援者に対し介護予防サービス計画を作成する介護予防支援について、その指定を受けることとなる事業者が地域包括支援センターに限られている。近年の要支援者の急増に伴い、地域包括支援センターの業務量を圧迫しているため、他のサービスと同様に広く民間法人の参入が可能となる措置を求める。	現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	2	01_土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省	B_地方に対する規制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展方針の廃止等	都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「特別法」といふ。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」といふ。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」といふ。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づいていられなくてもよいとする見直しを求める。	【現行制度について】 特別法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。 【支障事例】 過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	3	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合	国土交通省	B_地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年第59号)第27条の17	地域公共交通利便促進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通利便促進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通計画(令和2.11法改正前の地域公共交通形成計画(計画期間5年、以下マスタープランといふ。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間に期限、以下実施計画といふ。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例、バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会といふ。)の承認を経て、国に変更申請し、承認が必要となる。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機動的に、試行錯誤を繰り返して地元にて使いやすき路線にしていけば、軽微な変更(例、大規模路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	4	09_土木・建築	都道府県	鳥取県、京都府、全国知事会	厚生労働省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないとされている。 また、都道府県計画の策定後は、厚生労働省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。 一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が建設工事関係者労働災害防止連絡会議(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協議した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が取られていると考えられる。)。 今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。 故当県では、都道府県計画の策定を控え、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html	
R4	5	12_その他	都道府県	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	総合養老地域整備法第6条	総合養老地域整備基本構想に関する主要大臣協議の廃止等	総合養老地域整備基本構想について、主要大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上で主要大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	6	08_消防・防災・安全	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法(平成7年第111号)第2条	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替が可能となること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替が可能となること	国・強国強基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第4条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」を含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能と支援が無いと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	7	03_医療・福祉	施行時特例市	富士市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の2	児童扶養手当制度における高齢年金と児童扶養手当の併給の見直し	児童扶養手当法において、公的年金等の受給者がその年金月額が児童扶養手当月額を下回る場合に、差額分を受給できる制度となっている。しかしながら、高齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の受給者については、生活に困窮している世帯も多く、養育する児童の健全育成が図れない現状があるため、以下の①または②のような制度の見直しを求め、 ①老齢年金を児童扶養手当と調整する公的年金等の範囲から除外する。 ②老齢年金の額を児童扶養手当支給制限に用いる所得として明記し、住所所得に手当を支給する。	児童を養育している祖父父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない、そもそも公的年金年齢は60歳までの間に保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するために受給できるものである。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給される手当は存在しない、子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯も多く、児童の健全育成が図れない現状がある。 【支障事例】 ①児童扶養手当受給中の父が拘禁されたことにより、同居の祖父が監護することとなった。祖父は老齢年金が月7万円あり、児童扶養手当額を超えてしまつたため支給しなくなった。 ②児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金が月5万円あり、児童扶養手当額を超えてしまつたため支給しなくなった。	—
R4	8	06_環境・衛生	都道府県	鳥取県	消費者庁、環境省	B_地方に対する規制緩和	国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資源保護法における自然資源保護の取組及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第6条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できようとする。また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとする。	【現行制度について】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律 -温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する方針 -地域自然資源保護法における自然資源の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 -地域計画 -水質汚濁防止法第16条第1項 -食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 -都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 協議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 議題と施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることと支援が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	9	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則第3条の4、平成26年4月28日付け厚労省0428第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届書について」	児童扶養手当の現況届を対面により提出可能とする	児童扶養手当の現況届について、現行制度において特例の取組がある場合や全部支給停止者を除き原則対面による手続きが必要であること、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に、対面支援情報の提供を行い、生活上の上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、全部支給者の書面や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面による方法(郵送等)も可能とすること。	児童扶養手当の現況届については、法令上の定めはないものの、厚生労働省通知等により、「特段の事情がある場合及び一定の全部支給停止者を除き、対面による手続きのより一層の徹底」が依頼されており、原則として、児童扶養手当の申請書や全部支給停止者等の全部支給停止者に対する支援情報や、申請書や一部支給停止者のうち、家庭に、対面支援情報の提供を行い、生活上の上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、全部支給者の書面や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面による方法(郵送等)も可能とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、引き続き実施の把握に努めつつ、社会保障審議会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象については、地域包括支援センター(115条の46第1項)の設置者に加え、令和6年度から指定型介護支援事業者(44条1項)にも拡大した。 【措置済み(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号))</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22を改正し、指定介護予防支援事業者の指定対象に指定型介護支援事業者を追加した。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険法第115条の22(令和5年5月19日官報外第106号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.1</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令5法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項)。以下この事項において「計画」という。については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体的ものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画について、一体的ものとして策定する場合の留意事項も都道府県に通知した。</p>	<p>【総務省】過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡) 【総務省】効率的な策定を行う場合のイメージ</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.2</p>	<p>総務省自治行政局過疎対策室</p>
<p>【国土交通省】 (29)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出前とすることと認定を要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等(令5法18)により、地域公共交通利便増進実施計画の変更手続について、国交省令で定める軽微な変更については、届出前とする改正を行った(改正後の地域交通法第27条の15第5項)。</p>	<p>【国土交通省】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(国土交通省)新田対照表抜粋(令和5年2月10日付)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.3</p>	<p>国土交通省総合政策局地域交通課</p>
<p>【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法11) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるという旨を令和5年度中に通知する。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主たる建設工事関係者連絡会議と一体的な関係など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということと令和5年1月31日に都道府県に対して通知した。 当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主たる建設工事関係者連絡会議と一体的な関係が可能な旨等を令和5年1月31日に都道府県及び関係機関に対して通知した。 計画に係る運用改善に繋がる方策の検討については、検討中。</p>	<p>【厚生労働省】【国土交通省】令和4年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第9条第1項(都道府県計画)に係る対応等について(令和5年1月31日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長通知)</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課</p>
<p>【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府県との協議を要し、主務大臣への協議を要し、届出前とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【総務省(13)】【農林水産省(8)】【経済産業省(4)】【国土交通省(14)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、主務大臣への協議を要し、当該基本構想を廃止した旨の届出をすれば足りることとし、その旨を都道府県に通知した。 【措置済み(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)】</p>	<p>総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を要とせず、届出とすることとした事務連絡を道府県に発出した。</p>	<p>【国土交通省】総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.5</p>	<p>総務省自治行政局地域政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局地方振興課</p>
<p>【内閣府】 (6)地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項)。以下この事項において「計画」という。については、以下の措置を講ずる。 ・国土強靭化地域計画(強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平25法95)13条)と一体的ものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣府大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要がある場合に限る。従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画について、国土強靭化地域計画と一体的ものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び変更における内閣府大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取に係る事務について簡素化することとし、その旨を都道府県に通知した。 また、計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要がある場合に限る。従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知した。</p>	<p>【内閣府】地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について(令和5年3月9日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.6</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当、防災計画担当)</p>
<p>【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減に配慮した契約の推進に関する法律(令元法19) 削減計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等)における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律(11条1項)、地産計画(地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的ものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様にとりまとめて策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>前段については以下のとおり 【環境法に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)】(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知) 【環境法に配慮した契約の推進に関する方針、地産計画及び食品ロス削減推進計画については、地方公共団体の判断により、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体的ものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に通知した。 後段については以下のとおり 【環境法に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)】(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、一体的ものとして策定することが可能である旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【環境省】環境法に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.8</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課企画調整・教育プロモーション室</p>
<p>【厚生労働省】 (34)児童扶養手当(昭36法238) (1)児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(令厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間短縮までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 【子ども家庭庁】 (9)児童扶養手当(昭36法238) (1)児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、郵送やオンラインなどの対面以外の方法による届出も可能である旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年1月17日付け子ども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)】</p>	<p>児童扶養手当の受給者による現況の届出(児童扶養手当施行規則第4条)については、郵送やオンラインなどの対面以外の方法による届出も可能である旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】児童扶養手当の現況届等についての一部改正について(令和6年1月17日付け子ども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.9</p>	<p>子ども家庭庁支援局家庭福祉課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【デジタル庁(9)(ロ)】(総務省(22)(ロ)) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに記載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p> <p>5【総務省】 (9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ロ)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>く令5> 5【デジタル庁(8)(ロ)】(総務省(17)(ロ)) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カードの券面更新などの統合権限の操作を行う事務については、令和5年度中に、市町村長(特別区を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知する。 また、個人番号カード及び同カードに記載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。</p> <p>5【総務省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ロ)個人番号カードの交付手続については、福祉施設や医療機関において出張申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることを明確化し、市町村に令和5年中に通知した。 〔措置済み(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)〕</p>	<p>個人番号カードの券面更新などの統合権限の操作を行う事務については、市町村長(特別区を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知する。また、個人番号カード及び電子証明書の更新のあり方については、「次期個人番号カードタスクフォース 最終とりまとめ」において、「市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める」とこととされた。 福祉施設や医療機関において出張申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることを明確化し、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。</p>	<p>【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。 【総務省】「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu_tsuchi.htm#4_15</p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	16	09 土木・建築	一般市	今治市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第5条第3項	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を当直し、資格登録後に実務経験を積んでいなければよいこととする。	特定行政庁として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。現行の建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法第5条第3項(上)「一級建築士試験に合格した者・・・2年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するものという規定が、職員の技術向上に対するモチベーション維持を図る上で支障となっている。例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたい思っているが、建築省補業務など建築職を必要とする部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として採用された職員を賃金を当該部署に配置するだけでなく、先に配属された職員がある程度の実務経験を待たせ、その後建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への転属が先延ばしとなることになり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の転勤・異動も滞りを行うことができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	17	04 雇用・労働	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働委員会規則第16条の2(昭和24年中央労働委員会規則第1号)、労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について(令和3年2月1日付け厚生労働省令第0201第1号中央労働委員会会長通知)、労働委員会規則の一部を改正する規則(ウェブ活用関係)に係るQ&A(改訂版)について(令和3年2月15日付け中央労働委員会事務局総務課事務連絡)	労働委員会における会議について会長が相当と認める場合にはウェブ会議による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できる要件を柔軟に考え、例えば、緊急事態宣言等の場合に限り、「会長が相当と認める場合には、ウェブ会議による出席を認める」といった内容で法令等の見直しをほしい。	例えば、委員会会議当日に県外へ出張しているなどの個人的な理由で会議に参加できない場合には、ウェブ会議による出席は認められず、委員の出席機会が失われる。また、委員は弁護士や労働組合役員、会社経営者など外部の有識者であり、委員の職務と本業を両立させることが難しくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	18	03 医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について(平成12年3月30日陸精第22号厚生省大臣官房障害者保健福祉部精神保健福祉課長通知)	医療保護入院の届出の電磁的方法による届出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内に所定の事項を保健所経由で県に届け出る義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要とされていることから届出書及びその必要書類について、病院から各保健所を經由して県に紙媒体で提出されている。当該届出について、電磁的方法による届出を可としたい。	病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出(年間届出件数:約2,800件)は、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて紙媒体で管理しており、文書管理コストが大きい。また、病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出を各保健所及び精神保健福祉センターで集計・とりまとめ等しているが、紙媒体であり、届出件数も多いため、職員の事務負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	19	03 医療・福祉	その他	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、玉野町、山元町、松島町、和府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、霞田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第85条、同施行令第16条の2～3、同施行規則第71条の9～10、介護保険法、同施行令、同施行規則	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申請書を提出しなければならない」と(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を仮算定し、当広域連合から申請勧奨を行っている。 【支援事例】 毎年申請書提出する必要があるが、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある(令和3年度申請勧奨数の約16%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請勧奨件数は、制度開始時の平成20年度8,847件から、令和4年度約2倍と倍以上に増加していることに加え、団塊の世代が後期高齢者になることにより、申請対象者の増加が見込まれる。 【支障の解決策】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	20	06 環境・衛生	一般市	安城市	環境省	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での届出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの届出及び入力フォームでの届出を可能としたい。	現在、紙での届出を行っている自治体が多くあるが、電子データでの届出及び入力フォームでの届出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(6)建築基準法(昭25法201)</p> <p>(v)建築基準適合判定資格者検定(5条)の受験資格(同条9項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <p>・建築行政等に関する2年以上の実務経験が、受験資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。</p> <p>・一級建築士等による受験を可能とするなど、当該受験者を対象とする機会を創出した建築主事及び確認検査委員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5></p> <p>【国土交通省】</p> <p>(4)建築基準法(昭25法201)</p> <p>(i)建築基準適合判定資格者検定(5条)については、一級建築士を対象とする一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築士等を対象とする二級建築基準適合判定資格者検定を併せて、二級建築基準適合判定資格者検定に合格し登録を受けた者は、建築主事及び副確認検査員として、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする。</p>	<p>建築基準適合判定資格者検定の受験資格として定められている実務経験について、建築基準適合判定資格者の登録を可能とする。</p> <p>建築基準適合判定資格者検定について、二級建築士試験合格者による受験を可能とし、当該受験者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として小規模な建築物等に限り、建築確認事務を行うことを可能とする。</p> <p>ための建築基準法の改正を行う「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を令和5年6月16日に公布した。</p> <p>また、上記の法律の施行期日等を定める「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する省令」(令和6年国土交通省令第18号)</p> <p>【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する省令」(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p>【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第58号)</p> <p>【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する省令」(令和5年政令第293号)</p> <p>【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」(令和6年国土交通省令第18号)</p> <p>【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する省令」(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboisyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_16</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(18)労働組合法(昭24法174)</p> <p>労働委員会の高齢情報通信技術の利用による会議(労働委員会規則(昭24中央労働委員会規則)16条の2)に係る関係要件については、「労働委員会在り方・セゾン検討小委員会」における「日活用に関する議論を踏まえて検討し、令和5年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令8></p> <p>(20)労働組合法(昭24法174)</p> <p>労働委員会における委員のオンラインによる参加(労働委員会規則(昭24中央労働委員会規則)16条の2第2項)については、「労働委員会在り方・セゾン検討小委員会最終報告」(令和5年10月労働委員会在り方・セゾン検討小委員会)を踏まえ、委員のオンラインによる参加を認めた具体的な事例を調査・整理し、都道府県労働委員会に令和6年度中に通知する。</p>	<p>令和6年12月26日付け中発1226第4号「労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に関する調査について(依頼)」において得られた結果に基づき、令和7年3月25日付け中発0325第4号「労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査結果について(報告)」を都道府県労働委員会に発出した。</p>	<p>【厚生労働省】労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査について(依頼)(令和6年12月26日付け中央労働委員会事務局長通知)</p> <p>【厚生労働省】労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査結果について(報告)(令和7年3月25日付け中央労働委員会事務局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboisyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_17</p>	<p>厚生労働省中央労働委員会事務局総務課</p>
<p>【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】</p> <p>身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う法律の保存等における情報通信技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>「短期改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)」において検討することとされている医師の診断書や処方箋の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>精神科病院の管理者が都道府県知事に提出する患者の入退院に関しての届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこととするともに、都道府県の判断により、セキヨウ対策を講じた上で、各都道府県における個人情報保護委員会との提出目録とすることについて各都道府県及び指定都府にて通知を発生し、周知した。</p>	<p>【厚生労働省】精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこととするともに、都道府県の判断により、セキヨウ対策を講じた上で、各都道府県における個人情報保護委員会との提出目録とすることについて各都道府県及び指定都府にて通知を発生し、周知した。</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboisyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_18</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123)</p> <p>(i)高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び医療者の負担を軽減するため、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(41)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123)</p> <p>(i)高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村、後期高齢者医療広域連合及び医療者の負担を軽減するため、市区町村又は後期高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和6年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。</p>	<p>令和4年度は、「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び乗組届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月11日付け環境省水・大気環境局総務課長・大気環境課長・水環境課長・水環境課閉鎖性海域対策室長通知)により、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に通知した。</p> <p>また、令和7年度の対応方針においては、令和8年度以降に順次可能なものからオンライン化の推進を図ることとした。令和8年度において、令和8年度以降の運用開始に向けて騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出のe-Gov搭載に係る様式整備等を予定している。</p>	<p>【厚生労働省】労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査について(依頼)(令和6年12月26日付け中央労働委員会事務局長通知)</p> <p>【厚生労働省】労働委員会における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査結果について(報告)(令和7年3月25日付け中央労働委員会事務局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboisyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_17</p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課</p>
<p>【環境省】</p> <p>(4)騒音規制法(昭43法98)及び振動規制法(昭51法64)</p> <p>騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。</p> <p>・届出書の提出(騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条)については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に通知する。</p> <p>・届出のオンライン化については、地方公共団体が利用するLOWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令7></p> <p>【デジタル庁(26)】【環境省(3)】</p> <p>大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、振動規制法(昭51法64)及び土壌汚染対策法(平14法53)</p> <p>各法令に基づく届出については、「環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針」(令和7年度、デジタル庁)に基づき、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減し、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を活用し、令和8年度以降、順次オンラインによる手続を可能とする。</p>	<p>令和4年度は、「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び乗組届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月11日付け環境省水・大気環境局総務課長・大気環境課長・水環境課長・水環境課閉鎖性海域対策室長通知)により、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に通知した。</p> <p>また、令和7年度の対応方針においては、令和8年度以降に順次可能なものからオンライン化の推進を図ることとした。令和8年度において、令和8年度以降の運用開始に向けて騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施に係る届出のe-Gov搭載に係る様式整備等を予定している。</p>	<p>【環境省】「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び乗組届出書の様式の共通化について(令和5年3月11日付け環境省水・大気環境局総務課長・大気環境課長・水環境課閉鎖性海域対策室長通知)」(内閣官房)【国】「地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月決定)」【デジタル庁・環境省】環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針(令和7年6月2日決定)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboisyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_20</p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ(e-Gov)</p> <p>環境省水・大気環境局環境管理課</p> <p>環境汚染対策室、海洋環境課海域環境管理室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	21	12.その他	町	蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、奥州市、岩手県、釜淵島市、大崎町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加賀町、涌谷町、栗里町、南三陸町、釜賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、平和島市、砥部町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第49条の8、公職選挙法施行規則第9条及び第10号様式	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化	期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑緩和のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)、又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による承認による承認が可能とする。 【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する。又は、目付氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。	期日前投票制度が定着し、当町でも約5分を超える有権者がこの制度を利用して投票している現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるように改善を重ねながら行っているものの、選挙書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感応予りに努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。 具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所へ宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択される部分)に時間を要している。 また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を感じている有権者がいる。 「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それらに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jekku.html
R4	22	05.教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業等)の認定、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員名簿)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(第二十六条)に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができる。宗教法人法を以下のよう改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1)役員のうち暴力団員等に該当する者がいるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 【改正案2】 (1)宗教法人法第22条の役員名簿に「暴力団員等」を追加すること。 (2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること。 ※「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容	【現状】 法定登録事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等との関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過去に発している(別添1、2、3、4)。 (2)暴力団員等と関わる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 (3)暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添6)。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R4	23	03.医療・福祉	都道府県	福岡県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	依存症対策全国拠点機関設置推進事業の実施について(平成29年6月13日閣発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「令和3年度依存症治療指導者養成研修、相談対応及び地域生活支援指導者養成研修の開催について」(令和3年4月30日久医発第0430001号、令和3年11月15日久医発第1115001号、令和3年11月29日久医発第1125002号依存症対策全国センターセンター長独立行政法人国研機構久里浜医療センター院長通知)(参考)依存症対策総合支援事業の実施について(平成29年6月13日閣発0613第2号)、依存症専門医療機関及び依存症治療機関の整備について(平成29年6月13日閣発0613第4号)	依存症治療指導者養成研修等に関する見直し及び取りまとめの見直し	依存症治療指導者養成研修、「依存症相談対応指導者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」について、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接関係機関への周知及び参加希望者の取りまとめを行うこととする。その実現が難しい場合は、都道府県等から関係機関への周知を年度初めの1回で済むようにした上で、参加希望者の取りまとめのみ、都道府県等を介さず、依存症対策総合支援機関が直接実施することを可能とするよう見直しを求める。	関係3号については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付閣発0613第1号)に基づき、依存症対策全国拠点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国研機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。しかし、本開催案内は、随時更新したものが同一年度内に複数回(令和3年度は3回)送付され、その度に都道府県等は関係機関(当該の場合、約200か所)に送付しなければならず、また、関係機関からの問い合わせ(各研修の対象者に対するなど、研修内容について等)もあり、負担となっている。また、9つの研修(3依存×3研修)があり、それぞれの参加希望者を都道府県等で取りまとめ申込むこととされていることや、各研修各回で申込み期限が異なるため、事務が煩雑であり、時間を要する。なお、当該研修は都道府県による依存症専門医療機関の選定基準の一つと関連するが、当該のように平成29年6月13日付「閣発0613第2号」に基づく「依存症医療研修」等選定基準を満たした関係機関の研修参加状況把握する必要性が無い。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jekku.html
R4	24	02.農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林経歴確定後の同一事項内の寄附金(国庫)の運用について(令和3年9月6日付付九州農政局事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要領(平成29年2月26日付付24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成29年2月26日付付24農振第2118号農林水産省農林振興局長通知)	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地質脆弱性評価に係る調査業務等のソフト事業について、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となる。〇制度の見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地質脆弱性評価に係る予算は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年追加追加対策」により、令和2年度より繰越予算が割り当てられた。しかし、繰越予算からの対応では年度内での工費(7か月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況が、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しに対応をしている。しかし、地元調整が不調等により前倒しできる事業が無い場合は、執行ができず予算の有効な活用ができない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jekku_yosan.html
R4	25	02.農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱について(令和元年11月1日付付元農振第1992号農林水産省農林振興局長通知)、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について(令和2年4月1日付付農林水産省農林振興局整備部事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要領(平成29年2月26日付付24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成29年2月26日付付24農振第2118号農林水産省農林振興局長通知)	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地質脆弱性評価に係るため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い頃順に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手は、例年6月頃の着手中となざるを得ず、着手時期が遅れることと正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付付元農振第1992号農林水産省農林振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うこととされているが、「公上裏上げや得ない理由」による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付付農林水産省農林振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されており、調査等のソフト事業は現状認められていない。 【支障事例】 農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地質脆弱性評価に係るため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い頃順に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手は、例年6月頃の着手中となざるを得ず、着手時期が遅れることと正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できていない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jekku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (10)公職選挙法(昭25法100) (a)期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。</p>		<p>期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で見足りることとし、該当する事由の特定を不要とした。</p>	<p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する省令(令和4年12月23日付け総務省令第387号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.21</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【厚生労働省】 (60)依存症治療指導者養成研修等に関する事務 依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行うこととし、また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に令和5年度の早期に周知する。</p>		<p>依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行った。また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和5年度依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者養成研修の開催について(令和5年3月31日付け独立行政法人久里浜医療センター長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4.23</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【農林水産省】 (16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地盤耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平25農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 【措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)】</p>		<p>土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業に係る補助金交付決定前着手の取扱いについて、ため池の漏水量調査等のソフト事業であっても、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前着手が可能であることを改めて周知した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(地方分権改革に関する提案)(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)</p>		<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【消費者庁】</p> <p>(4) 地方消費者行政強化交付金</p> <p>(5) 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費目間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	—	令和5年度当初予算案成立日に地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領改正(改正 令和5年3月28日 消地協第50号)を行い、同日に地方公共団体へ通知・運用を開始した。	<p>【消費者庁】地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 改正 令和5年3月28日 消地協第50号。</p> <p>【消費者庁】地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の改正について(令和5年3月28日付け消費者庁長官通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4.26	消費者庁地方協力課
<p>【経済産業省】</p> <p>(6) 大規模小売店舗立地法(平10法91)</p> <p>大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【経済産業省】</p> <p>(5) 大規模小売店舗立地法(平10法91)</p> <p>大規模小売店舗立地法における届出(6条1項等)については、都道府県等の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知する。 届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中を目途に整備する。 	届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知した。届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中に整備した。	【経済産業省】「大店立地法におけるオンライン化に向けた取組事例」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4.27	経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【国土交通省】</p> <p>(21) 都市計画法(昭43法100)</p> <p>開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。</p>	—	開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、地方公共団体に對し、令和5年3月30日にメールにて周知した。	【国土交通省】「市街化調整区域における建築物の用途変更許可について」(令和5年3月30日付け国土交通省都市局都市計画課メール周知資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4.31	国土交通省都市局都市計画課
<p>【経済産業省】</p> <p>(4) 電気事業法(昭39法170)</p> <p>地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	—	地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の情報(供給される住所や供給地点特定番号等)が明示されている協定書等を示すことなどで自治体が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。	【経済産業省】資源エネルギー庁ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zakotakusyu/fu/fuq.html	—	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
<p>【法務省】</p> <p>(1) 戸籍法(昭22法224)</p> <p>(iv) 戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事例について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。</p>	—	令和5年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡を发出し、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務を民間委託する場合における事例について周知した。	【法務省】同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務を民間委託する場合における事例の周知について(令和5年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4.33	法務省民事局民事第一課
<p>【個人情報保護委員会(3)】【厚生労働省(43)】</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平15法57)</p> <p>水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—	水道の使用情報の提供等に関する個人情報取扱いについて、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを水道事業者及び都道府県へ通知した。	【厚生労働省】「水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて」(令和5年3月16日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4.34	個人情報保護委員会個人情報保護制度担当室 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法228)及び個人情報保護に関する法律(平18法57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報保護に関する法律27条1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。</p>		<p>「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用)への事例追加による明確化を行った上で、内容について、同年4月5日付けで施工業者等に対し周知を行った。</p>	<p>【個人情報保護委員会】「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用) 【国土交通省】「固定資産税等の質問検査権への対応等について」(令和5年4月5日付け) 国土交通省住宅局住宅生産課、国土交通省不動産・建設経済局建設業務連絡</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.h.html#4_37</p>	<p>個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室 総務省自治税務局固定資産税課 国土交通省住宅局住宅生産課、不動産・建設経済局建設課</p>
<p>【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産詳細額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。</p>		<p>固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、令和4年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産詳細額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。 ※なお、対応方針後段部分については令和9年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とするよう関係団体と調整中。</p>			<p>総務省固定資産税課 法務省民事局民事第二課</p>
<p>【内閣府(3)】【総務省(15)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。</p>		<p>災害対策基本法の改正を含む「地域の実情に即した自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用するための規定を整備した(令和5年6月16日公布・施行)。</p>	<p>【内閣府】被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.h.html#4_40</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当) 総務省自治税務局固定資産税課</p>
<p>【内閣府(3)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。</p>		<p>「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、各都道府県知事・各救助実施市市長宛てに通知した。</p>	<p>【内閣府】令和5年度における被災者支援の適切な実施について(令和5年5月24日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.h.html#4_41</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	42	09.土木・建築	一般市	山口市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、市の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。	市所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要がある。当市においては調査期間が4ヶ月、車庫立てまで約2週間と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。 また、国の機関や他の市町村からの所有者の探索に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴い事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの提出を求められていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	43	06.環境・衛生	市区長会	中核市市長会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日(経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の地方に係る審査基準等(20210706第1号)、地方自治法第244条の3第3項	電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。 地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるのが問題となる。 市町村では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余熱発電電を用いた自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、発電施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の地方に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。 指定管理者制度は、地方自治法第244条の3第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとして、指定管理者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の取扱いでは、同じ施設であっても施設でなくても託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や電費削減効果の削減策を講ずることができなくなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	44	12.その他	市区長会	中核市市長会、平塚市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第58条第1項、第97条の3第1項	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市町村へ電子データでの提供を可能にすること	250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超える二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出申請を行うこととなっている。当該検査・届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供している軽自動車検査情報市町村提供システムに基きシステムを構築することにより、市町村へ電子データでの提供が可能とし、軽自動車税(個別制)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。	軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と3か所に分かれている。 このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市町村は、軽自動車検査情報市町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況(旧ATシステム)で把握でき、また、CSVデータを利用して基幹システムへ取り込むこともでき、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。 しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づき行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹システムへの入力力が増えることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市町村で毎年恒例化しており、納税義務者解決等が顕著になっている。さらに、納税者が当該事務を廃止し際に、申告書の控えを市町村に送達することで控を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃止したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	45	08.消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針	避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人が5年間で個別避難計画の作成に取り組みという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。 現在作成ができていない地域でも、個人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組によって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況となっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しているが、断念しているが実施できる。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追い付かない事となる。また作成可能人数に設定率(本来ペーパーレス化が前提)が多い多量な回数にならざるを得ないリスクを生む危険性がある。 【制度的な課題】 先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みるに、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のペーパーレス化を目標と見直す事で既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力でき、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を強める事ができる。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【総務省(16) (h)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法(昭25法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭37法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局長が業界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合 	---	<p>所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、地域の自主性及び自立性を高めるための改修の促進を図るための関係法律の整備に関する法律(令5年法律第58号)により、住民基本台帳法(昭42年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和5年9月15日公布・同月16日施行)、以下に掲げる事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることを可能とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法(昭和26年法律第249号)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭和27年法律第229号)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局長又は地方法務局長が業界特定制度に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索、経営管理実施権配分計画の作成及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合 	<p>【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第69号) 【法務省】第13次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能な事務の拡大について(令和6年3月26日付け法務省民事局総務課登記情報センター室補佐官及び法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡) 【農林水産省】農地台帳の作成等における住民基本台帳ネットワークの利用について(依頼)(令和5年10月13日付け農林水産省経営局農地政策課長事務連絡) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意点について」の一部改正について(令和5年9月20日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意点について」等の一部改正について(令和5年9月25日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う(所有者不明土地の利用の円滑化等)に関する特別措置法施行規則」の改正について(令和5年9月15日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/44fu-tsuechi.htm#4.42</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局民事第二課 農林水産省経営局農地政策課 林野庁森林整備部計画課 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課</p>
<p>5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との間接な関係(2条1項6号)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	---	<p>地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の情報を供給される住所や供給地点特定番号等が明示されている協定書等を示すことなどにより自治体が非商業事業用電気工作物を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。</p>	<p>【経済産業省】資源エネルギー庁ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakausu/taq/taq.html</p>	---	<p>資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業市場室</p>
<p>5【総務省(12) (h)】【国土交通省(7)】 地方税法(昭25法226) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。</p>	<p><令7> 4【総務省(10) (i)】【国土交通省(9)】 地方税法(昭25法226) 二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを活用し、令和8年度からオンライン化する。</p>	<p>・二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを活用し、令和7年4月からオンライン化した。 ・二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを活用し、令和8年度からオンライン化する。</p>	<p>【国土交通省】 ・自動車保有関係手続の電子化に伴う対象車種の拡大(令和7年2月28日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課) ・二輪の軽自動車自動車保有関係手続ワンストップサービス対象に！(令和8年2月27日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/44fu-tsuechi.htm#4.44</p>	<p>総務省自治税務局都道府県税課自動車税企画室 国土交通省物流・自動車局自動車情報課</p>
---	---	---	---	---	---

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案中におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ii)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (14)生活保護法(昭25法144) (1)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、給付要否意見書の所要経費が適当でないと思われる場合には、複数の取扱業者から見積りを徴収し、当該意見書に記載されている取扱業者以外からも選定することができること等について、地方公共団体に周知した。 【措置済み(令和5年3月17日厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議)】</p>	<p>令和4年度社会・援護局関係主管課長会議(令和5年3月17日)にて、生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付について、 ・給付要否意見書(治療材料)の所要経費が適当でないと思われる場合には、複数の取扱業者から見積を取付(見積合わせ)し、当該意見書に記載されている取扱業者以外からも選定することができること。 ・給付要否の判定に疑義がある場合は、必要に応じて、都道府県知事に技術的な助言を求められたりと、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】「令和4年度社会・援護局関係主管課長会議資料」(令和5年3月17日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44tsuchi.htm#4_48</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保課課</p>
<p>【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (u)【規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月25日閣議決定)】において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について【平成18年度環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長】における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要とする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>		<p>【規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月25日閣議決定)】において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)についてにおける、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要とする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に周知した。</p> <p>【令和4年の地方からの提案等に関する対応方針】を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(事務連絡)【令和4年12月22日付け事務連絡】を差出した。</p>		<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44tsuchi.htm#4_50</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iii)農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田間住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。</p>		<p>農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田間住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に通知した。</p>	<p>【国土交通省】農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて(技術的助言)【令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知】</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44tsuchi.htm#4_51</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。</p>	<p><令フ> 4【デジタル庁(11)】【厚生労働省(17)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び療育手帳制度に関する事務身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条)、自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。 ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>身体障害者手帳の交付申請(身体障害者福祉法15条1項)、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項)、特別児童扶養手当の支給認定申請(特別児童扶養手当等の支給に関する法律5条1項)、障害児福祉手当の支給認定申請(同法19条)、特別障害者手当の支給認定申請(同法20条の5)、自立支援医療費の支給認定の申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条第1項)に定める手続きについて、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組が促進されるよう、医師の診断書や意見書の提出を含め、オンライン手続きによる申請が可能である旨を地方公共団体へ通知した。 なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律21条1項に基づき、障害者支援区分認定に係る申請については、行政手続のオンライン化に向けた方針などを踏まえ、引き続き検討を進める。</p>	<p>【厚生労働省】「規制改革実施計画」等を踏まえた特別児童扶養手当等に係る行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について(令和7年10月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 【厚生労働省】「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について(令和7年12月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について(令和7年12月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長精神・障害保健課長通知)別紙</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/seinbosyu/2022/r4fu1tsuchi.htm#4.56</p>	<p>こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	58	10.運輸・交通	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方版図入りナンバープレート導入要綱	地方版図入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	地方版図入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付けを廃止する。	【現行制度】令和4年4月の地方版図入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等は協議会の構成や具体的な使途等について記載することとなっている。 【支障】本来、地方版図入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事務であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことにはなじみ、性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所務事務であって、その責任は国が負ふべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もなされた。寄付金の活用方針等についても、地方版図入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することとなり、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。さらに、今回の義務付けを伴った制度改正は、地方版図入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも十分であったと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	59	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、児童福祉法第19条の2	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」といふ。)第5条第1項において、医療費支給認定の対象は都道府県知事が指定する指定医療機関が行う医療に限定されている。また、難病法第14条第2項、第3項では、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由について規定されているが、当該項では、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由における事項を記載し、それらに該当しないことの誓約として署名を行わなければならないとあり、基本的に保健医療機関又は保険薬局等から申請があれば指定されるのが現状である。また、難病法制定当時比で、医療機関の医療資源も充実してきており、難病患者の治療可能な医療機関が増えているといった状況も踏まえ、指定医療機関制度は難病患者の負担にもおよぼしている。一方で、記事事項の難病、指定書の作成、通知書の発送、指定医療機関一覧の修正と指定医療機関に係る各般の事務手続は、1件あたり1～2時間の事務作業を要する。当該でこれら事務手続を年間約600件処理しており、県の業務が圧迫されるとともに、医療機関においても指定を受けるための申請行為が負担となっている。なお、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療制度における指定医療機関制度についても同様、実態として基本的に申請があれば指定される現状であり、指定医療機関制度は、医療の質の担保という目的に対し、大きな事務負担が生じているにも関わらず、効果は乏しいものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	60	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とする	国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とする。	国庫補助金等(※)の繰越処理については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態でも繰越を行うことが出来ない。このため、概算払戻返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならぬため、非常に負担となっている。 ※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金	—
R4	61	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	経由申請書等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要件が定められていない場合が多いため、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町村等で作成する中で、交付申請書表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わなければならない。理解の相違が生じ、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。)	【例】子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)	—
R4	62	12.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政書士法第14条の5	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示し、都道府県の判断で適切な方法により公告することを求める。また、公告の方法の例示に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示し、都道府県の判断で適切な方法により公告することを求める。また、公告の方法の例示に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。 【支障事例】都道府県の公報はかつては唯一といえる有力な公告媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報登載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も発生しており、事務負担や費用負担の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。公報では、行政書士法第14条の5の規定により公報による公告が義務付けられているため公報登載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】公告は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせる行為又はその形式であく、原則として、法的効果を生かすものである。公報による公告を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえた上、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言えない。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に限り、公告の方法を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告することを妨げている。 【支障の解決策】公告の方法を例示し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法の例示に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	63	05.教育・文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する実施要項」の見直し	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)に基づく職業実践専門課程の認定に関して、『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例】職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】推薦については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	64	05.教育・文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項	キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程の推薦の手続きの見直し	私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関して、『専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程』に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例】キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】推薦については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (12)道路運送車両法(昭26法185) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。 ・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に際ることとする。 ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。</p>	—	普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に際ることとし、普及促進計画及び普及促進活動報告の様式について簡素化、記載例と併せて、導入地域等に通知した。	【国土交通省】「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の一部改正について」(令和5年2月10日付)自動車局自動車情報課長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_58	国土交通省物流・自動車局自動車情報課
<p>【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するための、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けられるよう、「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)及び「指定医療機関の指定について」(平26厚生労働省健康局疾病対策課長通知)を改正し、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険薬局(健康保険法(大11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。 〔措置済み(令和5年11月30日付)厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知〕</p>	<p>新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けられるよう、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険薬局(健康保険法(大11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付)厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_59	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【文部科学省】 (22)専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を經由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【文部科学省】 (25)専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を經由せずに文部科学省において直接対応することとし、その旨を都道府県等に通知した。 〔措置済み(令和5年8月22日付)文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡〕</p>	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保する観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を經由して手続きを行うこととする。ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは、都道府県等を經由せず、文部科学省において直接対応することとし、この旨を地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続について(依頼)」(令和5年8月22日付)文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_63	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、専修学校教育振興室専修学校第一係
<p>【文部科学省】 (23)専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を經由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【文部科学省】 (26)専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を經由せずに文部科学省において直接対応することとし、その旨を都道府県等に通知した。 〔措置済み(令和5年8月22日付)文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡〕</p>	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保する観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を經由して手続きを行うこととする。ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは、都道府県等を經由せず、文部科学省において直接対応することとし、この旨を地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程又は特別の課程の推薦等の手続について(依頼)」(令和5年8月22日付)文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_64	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、専修学校教育振興室専修学校第一係

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(5)生活困窮者自立支援法(平25法105)</p> <p>生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(37)生活困窮者自立支援法(平25法105)</p> <p>生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、一部を不要とするなど、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、生活困窮者自立支援法施行規則(第27号)生活困窮者令(第16号)の改正及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平27厚生労働省社会・援護局長通知)の改訂を行い、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>措置済み(生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第57号)、令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局長通知)</p>	<p>令和4年12月に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会にて取りまとめ、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の取組」に関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)において、就労訓練事業の認定手続きに当たっては、「認定申請書類を真に必要なものに限ることにより認定手続を簡素化する」必要があるという方向性が示された。</p> <p>このことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日発出)を改正し、令和5年4月以降は、就労訓練事業の認定の申請に当たり、登記事項証明書添付の添付を省略する取扱とするとともに、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類に関する参考様式を定め、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>【厚生労働省】自治体事務マニュアル(第12版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu.tsuchi.h.tml#r4.65</p>	<p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(15)保健師助産師看護師法(昭23法203)</p> <p>准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(5)保健師助産師看護師法(昭23法203)</p> <p>(5)保健師助産師看護師法(昭23法203)</p> <p>(5)保健師助産師看護師法(昭23法203)については、省令を改正し、令和6年度から、試験を実施する都道府県の判断で、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを可能とした。</p> <p>措置済み(保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第132号))</p>	<p>准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、省令を改正し、令和6年度から、試験を実施する都道府県の判断で、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和5年10月24日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu.tsuchi.h.tml#r4.66</p>	<p>厚生労働省医政局看護課</p>
<p>【総務省(20)】【厚生労働省(38)】</p> <p>急救救命士法(平3法36)</p> <p>アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る急救救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。</p> <p>・救急医療の現場における、医療関係職種在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。</p> <p>・当該結論等を踏まえ、急救救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【総務省(14)】【厚生労働省(29)】</p> <p>急救救命士法(平3法36)</p> <p>(1)アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る急救救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。</p> <p>・令和5年度以降に実施する臨床研究の結果を踏まえ、上での、体制が整備された地域において先行的な実証を実施する。</p> <p>・当該実証の結果を踏まえ、急救救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和5年度の厚生労働科学研究において、アナフィラキシーに対するアドレナリン(エピネフリン)の筋肉内注射に係る一連の判断の可否についての観察研究を実施するとともに、令和5年度の中間の調査事業(特区制度を活用した急救救命処置の先行的な実証に向けた調査・検討業務)において、実証に向けたアンケート等に関する検討や、AC協議会等の選定要件の策定を行った。</p> <p>これらの結果を踏まえ、救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会WGにおいて実証の可否に関する議論を行う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省消防庁救急企画室</p> <p>厚生労働省医政局地域医療計画課</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)</p> <p>地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【文部科学省】</p> <p>(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)</p> <p>地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。</p> <p>・地方公共団体に對して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数事務連絡を集約し、早期に発出した。</p> <p>措置済み(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)</p> <p>・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るため、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。</p> <p>・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査、作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。</p>	<p>教科書の採択・需要数報告に係る事務の効率化に資する取組として、以下の事項を実施。</p> <p>○毎年度発出する通知(採択公正確保・事務処理や著作権関係者名簿に係る通知)の内容を集約化・体系化するともに、地方公共団体に對し迅速に発出した。</p> <p>○採択及び需要数報告に係る事務処理に必要な情報をまとめたポータルサイトを令和5年4月に開設。</p> <p>○2項目について、当該事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムを構築した。</p> <p>○2項目について、市区町村教育委員会における教科書の採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に通知した。</p>	<p>【文部科学省】令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)</p> <p>【文部科学省】教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p> <p>【文部科学省】令和7年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)</p> <p>【文部科学省】教科書需要表及び教科書需要集計一覧表等の様式の一部改正について(通知)(令和7年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu.tsuchi.h.tml#r4.68</p>	<p>文部科学省初等中等教育局教科書課企画係</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(52)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法(昭25法226)上の申告義務を免除している者であることが、申請者の自己申告等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(38)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、特定医療費の支給認定について(平26厚生労働省健康局長通知)を改正し、地方税法(昭25法226)の認定について(平26厚生労働省健康局長通知)を改正し、地方税法(昭25法226)の認定について(平26厚生労働省健康局長通知)を改正し、市町村の条例に基づき当該市町村民税が免除されている者であったり、かつ、市町村の条例により地方税法上の申告義務を免除されている者であることが地方公共団体において確認できた場合には、当該申請者が市町村民税非課税者であることの確認に当たって、非課税証明書提出を不要とした。</p> <p>措置済み(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)</p>	<p>特定医療費の支給に係る自己負担限度額の認定については、地方税法(昭25法226)の規定により市町村民税が課税されない者又は市町村の条例に基づき当該市町村民税が免除されている者であったり、かつ、市町村の条例により地方税法上の申告義務を免除されている者であることが地方公共団体において確認できた場合には、当該申請者が市町村民税非課税者であることの確認に当たって、非課税証明書提出を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】特定医療費の支給認定について(一部改正について)(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu.tsuchi.h.tml#r4.71</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	72	08.消防・防災・安全	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和4年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とするを求める。	公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。))において、地方公共団体は「不断の見直しを徹底実施させていくことが適当である」とされていることである。ここで、今後、案出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。))による、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和3年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等と相違した項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにしたことであった。当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施するとしているところ。国による全国一律の見直しを求めた通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行う必要を感ずくなど、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、当市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針に規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが行われるれば、地方公共団体における自発的な見直しの機会が増えることである。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	73	02.農業・農地	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付等要綱	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助することも	農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施額や交付金額等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用して国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県には事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不応答がある際は国に問合せをせよ、業務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	74	06.環境・衛生	都道府県	岡山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	湖沼水質保全基本方針第201②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環境省126号)第192	湖沼水質保全基本方針第201②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環境省126号)第192	「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2において、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針等第11)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り一時的に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水質汚濁回帰も検討の対象とすること。」、④計測期間が不足を懸念する場合に5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。	当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35回にわたる汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果が比して、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することは必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生地の把握や水質保全効果のある水質汚濁回帰、生態系保全上の影響の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	75	03.医療・福祉	指定都市	名古屋市長、さいたま市、札幌市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市	内閣府、厚生労働省	A 権限移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条、第31条の6、第45条	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲	都府県においては感染拡大スピードが早い、特に移動が比較的少ない対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉鎖等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者による休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止の対応を求めることができない。実際に、当市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者とともに施設を閉鎖する可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となった。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	76	03.医療・福祉	指定都市	名古屋市長、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、岡山市、熊本市	内閣府、厚生労働省	A 権限移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の都道府県から指定都市への一部移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、第31条の2、第31条の6、第45条、第54条、第55条、感染症の予防及び感染症の都道府県から指定都市への一部移譲	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2を希望する指定都市市長へ権限移譲することを求める。	感染症により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、当市は県に対して早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。5期5において、県に対し特措法に基づく感染発生時の早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎたからの設置となり、また、感染発生時の重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整ができていなかったことから、十分に利用されなかった。市の設置する宿泊療養施設と臨時の医療施設等について、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかったため、対象が入院患者に限られている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を十分にできなかった。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	77	06.環境・衛生	一般市	新座市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活衛生施設耐震化等交付金交付要綱(平成29年3月31日厚生労働省発令0331第27号厚生労働事務次官通知別紙)	全国平均の基幹管路耐震適合率より低い自治体による水道耐震化事業を生活衛生施設耐震化等交付金の交付対象とすること	生活衛生施設耐震化等交付金に関する緊急時給水機点検率事業の採択基準として、「全国平均の基幹管路耐震適合率より低い事業体」を追加することを提案する。	令和2年度における本市水道事業の基幹管路における耐震適合率は32.4%と、依然として低い水準にあるため、積極的な補助制度の活用により、飛躍的な当該割合の向上を図りたい。しかしながら補助制度に該当するものが無いため、これを改善したい。	http://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	78	12.その他	一般市	足利市、田布施町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し	総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の接続セキュリティ対策として、「インターネット接続系又はL2/L3LAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。内部で他の系統と分離される場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	支障事例① 各プロ、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機の集約を進める中、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署には、職務に応じたネットワーク系統のプリンタを1台設置している。しかし、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署は、ネットワーク系統を問わず、他の目に触れることがふさわしくない資料があるものの、職務に応じたネットワーク系統以外の印刷は、各フロアの集約されたプリンタや複合機で行っている。特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署において、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機を設置することは、導入及び保守コストの面で、困難な状況が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	79	03.医療・福祉	町	山都町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条第1項及び第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、訪問介護事業者の移動時間等の取扱いについて(令和3年1月15日付厚生労働省労働基準局居宅課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)	介護保険制度における、中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取られるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し項目等	中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取られるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し項目等	【実行年度について】 事業主は「移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要がある。」ことが求められているものの、訪問介護の介護報酬は、「サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人員費も含まれる)の額を算出して包括的に単位設定している。」とされており、必ずしも移動時間の取扱いが明確になっていない。 【支障事例】 市町の中山間地域においては利用者宅が点検し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといったケースがある。当町の地域では、特別地域加算や中山間地域加算においては小規模事業所加算が該当しない地域があり、全ての事業所が加算を算定できていない。 【制度改正の必要性】 市町の中山間地域においては利用者宅が点検し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといった現状であったため、事業所がむくむく、サービス提供を断るといったケースが生じている。このため、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性が危ぶまれていることから、馴染みの環境で適正な介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進の観点から、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 中山間地域の在宅介護を支える事業所にとって、訪問介護に係る移動時間が報酬の中で適正に取り扱われるよう介護報酬単価等を見直すことで、中山間地域における訪問介護サービスの実情に沿った対応が可能となり、当該サービスの安定性の確保に資すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(34) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>	<p>< 令5 > 【総務省】 (24) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理し、その簡素化した。 【総務省】 (24) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理した上で、その簡素化に資するよう、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平46総務省)を改訂し、地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和5年10月10日付け総務省自治府政局財務調査課長通知)〕</p>	<p>公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理し、その簡素化した。 【総務省】 (24) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理した上で、その簡素化に資するよう、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平46総務省)を改訂し、地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和5年10月10日付け総務省自治府政局財務調査課長通知)〕</p>	<p>【総務省】公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について(令和5年10月10日付け総務省自治府政局財務調査課長通知) 【総務省】新旧対照表(公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4_72</p>	<p>総務省自治府政局財務調査課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(17) 農山村振興交付金 農山村振興交付金(農山村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を經由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>農山村振興交付金(農山村発イノベーション対策のうち農山村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおり令和5年度の調査から運用の改善を行った。 *要望調査については、国が要望団体から農林水産省ホームページ内アンケートフォームを通じて直接提出を受けよう、アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を令和5年4月11日に発出した。また、都道府県に対してその調査結果を情報共有した。 *施設の利用実態調査(令和5年度から「評価期間中の事業活用活性化計画目標の達成状況等調査」に名称変更)について、都道府県を経由せず国から計画主体となる市町村に直接依頼を行う形で事務連絡を令和5年6月14日に発出した。また、関係する都道府県に対して調査結果を情報共有した。</p>	<p>農山村振興交付金(農山村発イノベーション対策のうち農山村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおり令和5年度の調査から運用の改善を行った。 *要望調査については、国が要望団体から農林水産省ホームページ内アンケートフォームを通じて直接提出を受けよう、アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を令和5年4月11日に発出した。また、都道府県に対してその調査結果を情報共有した。 *施設の利用実態調査(令和5年度から「評価期間中の事業活用活性化計画目標の達成状況等調査」に名称変更)について、都道府県を経由せず国から計画主体となる市町村に直接依頼を行う形で事務連絡を令和5年6月14日に発出した。また、関係する都道府県に対して調査結果を情報共有した。</p>	<p>【農林水産省】令和6年度当初予算における農山村振興交付金(農山村発イノベーション対策のうち農山村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型))に係る要望調査について(依頼)(令和5年4月11日付け農村振興局整備部地域整備課課長補佐(活性化支援担当)事務連絡) 【農林水産省】令和6年度農山村振興交付金(農山村発イノベーション対策のうち農山村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型))要望調査要領 【農林水産省】農山村振興交付金(農山村活性化整備対策及び農山村発イノベーション対策(定住促進対策型・交流対策型))に係る評価期間中の事業活用活性化計画目標の達成状況等調査について(依頼)(令和5年6月14日付け農村振興局整備部地域整備課課長補佐(活性化支援担当)事務連絡) 【農林水産省】評価期間中の事業活用活性化計画目標の達成状況等調査要領</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4_73</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部地域整備課</p>
<p>【環境省】</p> <p>(8) 湖沼水質保全特別措置法(昭59法61) 湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。 ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画期間が5年を超える場合に、行計画の進捗状況の検証及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について)(平4環境省水質保全局水質管理課長)の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	<p>以下の内容について、指定湖沼が所在する都道府県・政令市に通知した。 ・計画の記載内容は、地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であること。 ・計画期間が5年を超える場合に、行計画の進捗状況の検証及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であること。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について)(平4環境省水質保全局水質管理課長)の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であること。</p>	<p>以下の内容について、指定湖沼が所在する都道府県・政令市に通知した。 ・計画の記載内容は、地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であること。 ・計画期間が5年を超える場合に、行計画の進捗状況の検証及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であること。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について)(平4環境省水質保全局水質管理課長)の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であること。</p>	<p>【環境省】湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の計画期間等の取扱いについて(令和5年3月7日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4_74</p>	<p>水・大気環境局環境管理課、海洋環境課海城環境管理室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(39) 介護保険法(平9法123) (iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等の見直しについては、都市部、離島・中山間地域を対象に実施した調査における訪問介護サービスの利用状況や運営上の課題等も踏まえ、引き続き地域の実態の把握に努めつつ、社会保険審議会の意見を聴いた上で、地域の実情に応じ、持続可能なサービスの提供がなされるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令6 > 【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (iii) 中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等については、地域の実情に応じて、持続可能なサービスの提供がなされるよう、令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の特定事業所加算の体制要件に中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること等を追加する見直しを行った。 〔措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))〕</p>	<p>中山間地域等に係る訪問介護員等の移動時間等を踏まえた介護報酬等については、地域の実情に応じて、持続可能なサービスの提供がなされるよう、令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の特定事業所加算の体制要件に中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること等を追加する見直しを行った。 〔措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))〕</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#4_79</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(30) 社会保険・税番号制度システム整備費補助金 社会保険・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。</p>	<p>< 令6 ></p> <p>【総務省】</p> <p>(26) 社会保険・税番号制度システム整備費補助金 社会保険・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに係る申請については、「社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱(平成26総務省)」を改正し、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバーを活用する場合は、全ての添付書類の省略を可能とした。 〔措置済み(令和6年2月14日付け総務大臣通知)〕</p>	<p>社会保険・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに係る申請については、「社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱(平成26総務省)」を改正し、地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバーを活用する場合は、全ての添付書類の省略を可能とした。</p>	<p>【総務省】社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱の一部改正について(令和6年2月14日付け総務大臣通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_80</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(30) 国民健康保険法(昭33法192) (v) 国民健康保険の資格喪失に係る届出(施行規則13条)については、世帯主及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和4年度中に省令を改正し、生活保護部局からの通知により被保険者の生活保護受給開始を確認できる場合は、市区町村の判断で世帯主による届出の省略を可能とする。</p>	<p>国民健康保険法省令を改正し、国民健康保険部局が、公簿等により被保険者の生活保護受給開始を確認できた場合は、市区町村の判断で、世帯主による資格喪失の届出を省略可能とし、その旨通知した。</p>	<p>国民健康保険法省令を改正し、国民健康保険部局が、公簿等により被保険者の生活保護受給開始を確認できた場合は、市区町村の判断で、世帯主による資格喪失の届出を省略可能とし、その旨通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和5年1月20日付け厚生労働省令第9号) 【厚生労働省】「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令」(令和5年1月20日付け厚生労働省保局長通知) 【厚生労働省】「国民健康保険の被保険者が生活保護を受けるに至った場合に資格喪失の届出を省略することができる国民健康保険法施行規則の改正内容に関するQ&Aの発行について」(令和5年1月20日付け厚生労働省保局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_81</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省(23)(甲)】【国土交通省(4)】</p> <p>住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するヒアリングの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【厚生労働省(14)(g)】【国土交通省(3)】</p> <p>生活保護法(昭25法144) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際においては、生活保護部局と住宅部局間において情報連携を適切に行う旨と併せて参考となる事例を地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡、令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)〕</p>	<p>地方公共団体に対して、住宅扶助の代理納付に関する事務の実態等に関するヒアリングを実施し、収集した生活保護部局と住宅部局との情報連携に関する参考事例及び両部局間において情報連携を適切に行う旨を、生活保護部局に対しては厚生労働省から令和5年3月30日付けで事務連絡を发出し、住宅部局に対しては国土交通省から令和5年3月31日付けで事務連絡を发出し、周知した。</p>	<p>【厚生労働省】「住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について」(令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡) 【国土交通省】「住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について」(令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_82</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(37) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>都道府県労働局及び地方公共団体に対し、災害時における薬剤師派遣については、原則として、「業として行」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられるとの解釈を示し、明確化した。</p>	<p>都道府県労働局及び地方公共団体に対し、災害時における薬剤師派遣については、原則として、「業として行」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられるとの解釈を示し、明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局審給調整事業課長通知) 【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局審給調整事業課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_85</p>	<p>厚生労働省職業安定局審給調整事業課</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>(6) 大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を改置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【経済産業省】</p> <p>(5) 大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗立地法における届出(6条1項等)については、都道府県等の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知する。 ・届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中を目途に整備する。</p>	<p>届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知した。 届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中に整備した。</p>	<p>【経済産業省】「大店立地法におけるオンライン化に向けた取組事例」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_86</p>	<p>経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課</p>

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(6) 建築基準法(昭25法201)</p> <p>(r) 建築物の床面積（施行令2条1項3号）の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないビロティを建築物の床面積に算入しないこと及びビロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。</p>		<p>建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないビロティについては、床面積に算入しないこと及びビロティが屋内的用途に供するか否かについては、想定される使用状況など、個々の計画内容に応じて適切に判断することを通知した。</p>	<p>【国土交通省】「ビロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて」（令和5年3月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/4fu.tsuchi.tml#t4.88</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(i) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤働手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5></p> <p>【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(1) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る非当(203条の2第4項及び204条2項)については、国の非常勤職員の取扱いと均衡の観点から、勤働手当の支給を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)、令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知)】</p>	<p>勤働手当の支給を可能とすることを地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布された。また、会計年度任用職員に対する勤働手当の支給について、地方公共団体に通知した(令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知)。</p>	<p>【総務省】「地方自治法の一部を改正する法律(会計年度任用職員に対する勤働手当の支給関係)の運用について」(令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/4fu.tsuchi.tml#t4.89</p>	<p>総務省自治行政局公務員部</p>
<p>【デジタル庁(9)(9)】【総務省(22)(9)】</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(i) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p> <p>【総務省】</p> <p>(24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ii) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5></p> <p>【デジタル庁(8)(ii)】【総務省(17)(iii)】</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カードの表面更新などの統合端末の操作を行う事務については、令和5年度中に、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知する。</p> <p>また、個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについて、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、実現に向け、引き続き検討する。</p> <p>【総務省】</p> <p>(19) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ii) 個人番号カードの交付手続については、福祉施設や医療機関において出願申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることを明確化し、市町村に令和5年中に通知した。</p> <p>【措置済み(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)】</p>	<p>個人番号カードの表面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」(令和5年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)を各都道府県及び各指定都市の社会保険・税番号制度担当部長宛てに通知した。</p> <p>また、個人番号カード及び電子証明書の更新のあり方については、「次期個人番号カードタスクフォース 最終とりまとめ」において、「市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進めることとした。</p> <p>福祉施設や医療機関において出願申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることを明確化し、「福祉施設・支援団体の方向にマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)を各都道府県及び各指定都市の社会保険・税番号制度担当部長宛てに通知した。</p>	<p>【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」(令和5年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)</p> <p>【総務省】「福祉施設・支援団体の方向にマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/4fu.tsuchi.tml#t4.90</p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ</p> <p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(17) 災害等廃棄物処理事業費補助金</p> <p>災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」(「2020環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。</p> <p>【措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)】</p>		<p>災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知した。</p>	<p>【環境省】災害等廃棄物処理事業費補助金に係る実地調査業務について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)</p> <p>【環境省】災害等報告書に添付する書類について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/4fu.tsuchi.tml#t4.92</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p>【外務省】</p> <p>(1) 旅券法(昭26法267)</p> <p>(ii) 一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・乗中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送方法について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)				
R4	94	12.その他	都道府県	福島県、群馬県、岐阜県	外務省	A 権限移譲	旅券発給業務の効率化に関する法律第21条の3、旅券法施行令第4条	旅券発給業務の効率化に関する法律第21条の3、旅券法施行令第4条	今後、旅券の電子申請が幅広く一般的な申請方法として定着することを見据え、審査業務を始めとする旅券事務を外務省が一括で行うこととして、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、旅券の交付まで都道府県が実施している。今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請を導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式も本格的に導入される予定。【支障事例・制度改正の必要性】①申請者がオンラインで申請情報を入力、②申請情報が外務省サーバーに送信、③外務省サーバーから都道府県に申請情報が送信、④都道府県において審査後、外務省に審査完了を報告する流れになっており、審査、申請者のエラー通知や追加書類の提出などは都道府県が実施することとなっている。また、電子申請にはマイナンバーを利用することとなるため、これまで都道府県より対応に差異があった「居所申請」(住民票以外の居所における申請)については電子申請非対応となつてきた。電子申請の導入に当たり、都道府県においては、紙申請及び電子申請の両者を受理する必要があることから、事務処理が煩雑になる。【支障の解消策】旅券業務は、本来国固有の事務である。電子申請を機に、外務省が審査センターを設けて一括審査するなど、国が統一的な基準で事務処理を行うことが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html				
R4	95	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第28条第3項第3項、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の総論について(昭和55年6月23日児童令第26号)1.、児童扶養手当の取扱に関する留意事項について(平成27年4月17日雇児発第417001号)児童扶養手当の取扱に関する留意事項について(平成27年4月17日雇児発第417001号)児童扶養手当の取扱に関する留意事項について(平成27年4月17日雇児発第417001号)	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様である場合(以下「事実婚」といふ。))の判断基準について、事実婚が否かという判断に困難が生じているとされていること。また、同性パートナーに限らず事実婚が否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	96	12.その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月10日付の集計報告の集計及び総務省への報告業務について、マイナンバーカード交付円滑化計画(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更すること、紙を經由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただくこと。	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月10日付の集計報告の集計及び総務省への報告業務について、マイナンバーカード交付円滑化計画(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更すること、紙を經由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただくこと。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付通知函第396号、府審第117号、総行第49号、総行第83号)により、各市町村において策定することとした「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月請求されており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するに多くの時間を要する。なお、当県の実績報告は、毎月10日付の集計報告の提出期限(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームで行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答し、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせることも、これも事務負担となっている。マイナンバーカード交付円滑化計画の毎月の実績報告は、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただくこと。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付通知函第396号、府審第117号、総行第49号、総行第83号)により、各市町村において策定することとした「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月請求されており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するに多くの時間を要する。なお、当県の実績報告は、毎月10日付の集計報告の提出期限(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームで行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答し、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせることも、これも事務負担となっている。マイナンバーカード交付円滑化計画の毎月の実績報告は、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただくこと。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付通知函第396号、府審第117号、総行第49号、総行第83号)により、各市町村において策定することとした「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月請求されており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するに多くの時間を要する。なお、当県の実績報告は、毎月10日付の集計報告の提出期限(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームで行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答し、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせることも、これも事務負担となっている。マイナンバーカード交付円滑化計画の毎月の実績報告は、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただくこと。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付通知函第396号、府審第117号、総行第49号、総行第83号)により、各市町村において策定することとした「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月請求されており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するに多くの時間を要する。なお、当県の実績報告は、毎月10日付の集計報告の提出期限(マイナID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームで行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答し、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせることも、これも事務負担となっている。マイナンバーカード交付円滑化計画の毎月の実績報告は、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただくこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html		
R4	97	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、岐阜県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬業士法施行令第1条、第3条第4条、第5条、第6条	オンラインによる管理業士免許関連申請に係る都道府県業務の廃止	管理業士免許の各種申請(免許申請、免許証書換発交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県業務の廃止を求める。	管理業士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとしている。手数料・収入印紙で在庫あり、都道府県は経路を迂回するだけでなく、戸籍簿本住所氏名等との照合や業士免許の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の実績報告は、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換発交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換発交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び庁への受付審査はそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	管理業士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとしている。手数料・収入印紙で在庫あり、都道府県は経路を迂回するだけでなく、戸籍簿本住所氏名等との照合や業士免許の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の実績報告は、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換発交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換発交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び庁への受付審査はそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	管理業士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとしている。手数料・収入印紙で在庫あり、都道府県は経路を迂回するだけでなく、戸籍簿本住所氏名等との照合や業士免許の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の実績報告は、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換発交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換発交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び庁への受付審査はそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	管理業士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとしている。手数料・収入印紙で在庫あり、都道府県は経路を迂回するだけでなく、戸籍簿本住所氏名等との照合や業士免許の確認などの事務負担が生じている。なお、当県の実績報告は、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換発交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換発交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び庁への受付審査はそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	98	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法施行令第11条、製菓衛生師法第3条、管理業士法施行令第3条、管理業士免許申請等受付・連携事務について(令和4年3月18日付厚生労働省健康福祉政策推進室事務連絡)	調理師免許証及び製菓衛生師免許証の申請に関する見直し等	管理業士免許、調理師、製菓衛生師及び業士免許に係る名簿訂正手続(以下「名簿訂正手続」といふ。))の簡便化を図るべく、以下①②について定める。①管理業士免許申請等受付・連携事務について(令和4年3月18日付事務連絡)を改訂し、経理処理を不要とする。②調理師、製菓衛生師及び業士免許の名簿訂正手続について、各都道府県が添付書類等を判断できる旨を改めて周知すること。	管理業士免許、調理師、製菓衛生師及び業士免許の名簿訂正手続に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理業士については、「管理業士免許申請等受付・連携事務」(以下「受付・連携事務」といふ。))において遅延理由の届けが必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び業士については、管理業士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思われる。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加遅延報告書を作成してもらったこともあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	管理業士免許、調理師、製菓衛生師及び業士免許の名簿訂正手続に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理業士については、「管理業士免許申請等受付・連携事務」(以下「受付・連携事務」といふ。))において遅延理由の届けが必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び業士については、管理業士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思われる。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加遅延報告書を作成してもらったこともあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	管理業士免許、調理師、製菓衛生師及び業士免許の名簿訂正手続に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理業士については、「管理業士免許申請等受付・連携事務」(以下「受付・連携事務」といふ。))において遅延理由の届けが必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び業士については、管理業士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思われる。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加遅延報告書を作成してもらったこともあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	管理業士免許、調理師、製菓衛生師及び業士免許の名簿訂正手続に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理業士については、「管理業士免許申請等受付・連携事務」(以下「受付・連携事務」といふ。))において遅延理由の届けが必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び業士については、管理業士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思われる。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加遅延報告書を作成してもらったこともあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	99	03.医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師免許証及び業士免許申請用紙サイズの見直し	調理師免許証及び業士免許申請用紙サイズの規格について、444から449に変更を希望していること。	調理師免許証及び業士免許申請用紙サイズの規格について、444から449に変更を希望していること。また、書類が449サイズを全面に設計されているため免許証が収容できない等、文書管理上の支障が生じている。	行政文書の根拠の主眼はA4サイズである一方、調理師及び業士免許申請用紙の規格は449サイズであるため、差違として、専用封筒や折れ防止のための449サイズの厚紙をこのために用意する必要があり、定形外郵便となるため、郵送料が割増となっている。また、書類が449サイズを全面に設計されているため免許証が収容できない等、文書管理上の支障が生じている。	行政文書の根拠の主眼はA4サイズである一方、調理師及び業士免許申請用紙の規格は449サイズであるため、差違として、専用封筒や折れ防止のための449サイズの厚紙をこのために用意する必要があり、定形外郵便となるため、郵送料が割増となっている。また、書類が449サイズを全面に設計されているため免許証が収容できない等、文書管理上の支障が生じている。	行政文書の根拠の主眼はA4サイズである一方、調理師及び業士免許申請用紙の規格は449サイズであるため、差違として、専用封筒や折れ防止のための449サイズの厚紙をこのために用意する必要があり、定形外郵便となるため、郵送料が割増となっている。また、書類が449サイズを全面に設計されているため免許証が収容できない等、文書管理上の支障が生じている。	行政文書の根拠の主眼はA4サイズである一方、調理師及び業士免許申請用紙の規格は449サイズであるため、差違として、専用封筒や折れ防止のための449サイズの厚紙をこのために用意する必要があり、定形外郵便となるため、郵送料が割増となっている。また、書類が449サイズを全面に設計されているため免許証が収容できない等、文書管理上の支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	100	03.医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち、8020運動・口腔保健推進事業に関する補助金交付要綱(「実務要綱」)の改訂	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	101	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「障害福祉計画」障害者総合支援法第89条第1項「障害児福祉計画」児童福祉法第33条の22第1項	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の延長	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画について、計画期間の延長を求める。	現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	—				
R4	102	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長すること求める。ただし、必要に応じて見直しを行う。	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多人数入居(39日間係員14職との調整、学識経験者等18名の協議会)の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多人数入居(39日間係員14職との調整、学識経験者等18名の協議会)の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多人数入居(39日間係員14職との調整、学識経験者等18名の協議会)の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	当県では、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多人数入居(39日間係員14職との調整、学識経験者等18名の協議会)の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	103	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	有機農業の推進に関する法律第7条第1項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減農業活動の促進等に関する法律(以下「有機農業の推進に関する法律」といふ。))の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく「推進計画」の整理	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	104	02.農業・農地	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku_yosou.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【外務省】 (1) 請求書の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見が踏まつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—	毎月の都道府県との意見交換会で得られた意見をもとに、地方自治体の事務負担の軽減や効率化に資するよう検討し、電子申請における審査や事務処理に関する留意点をまとめて記載して都道府県に通知した。	【外務省】令和4年度からの電子申請の導入について(申請種別の一部変更)(令和5年1月24日付け)外務省領事局旅券課官路事務官事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.94	外務省領事局旅券課
<p>【厚生労働省】 (34) 児童扶養手当法(昭36法238) (1) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、令和5年中に事実婚の場合を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。</p>	—	児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、地方公共団体における適切な判断に資するよう、事実婚の場合を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、事実婚等における運用について、具体的な事例に則した考え方をまとめ、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当における事実婚等の取扱について(令和6年3月28日付け)こども家庭庁支度局家庭福祉課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.95	こども家庭庁支度局家庭福祉課
<p>【総務省】 (35) マイナンバーカード交付円滑化計画(第1次)の交付体制等に係る市町村(特別区を含む。)に対する調査については、令和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 【総務省】 (25) マイナンバーカード交付円滑化計画 個人番号カードの交付体制等に係る市町村(特別区を含む。以下)の事項において同じ。)に対する調査については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、令和5年度から、調査項目を削減するとともに、調査項目の一部について、調査・照会(一斉調査)システムを活用し、都道府県を経由せず市町村が直接国へ回答することとした。 〔措置済み(令和5年4月19日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)〕</p>	令和5年度に実施する個人番号カードの交付体制等に係る市町村に対する調査(令和5年4月19日発出)においては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査項目を削減した上で実施した。	【総務省】「マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告等について」(令和5年4月19日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.96	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
<p>【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】 栄養士法(昭22法245)、医師法(昭22法201)、歯科医師法(昭23法203)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (9) 栄養士法(昭22法245) 管理栄養士名簿の訂正(施行令3条3項)については、期限後に申請があった場合の申請者からの選送理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (11) 栄養士法(昭22法245)及び調理師法(昭33法147) 栄養士及び調理師の免許証の様式(栄養士法施行規則3条1項の別記2号様式及び調理師法施行規則3条の様式2)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に省令を改正し、用紙の大きさを指定を廃止する。</p>	—	—	【厚生労働省】栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和5年3月6日付け厚生労働省健康局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.99	厚生労働省健康局長健康課
<p>【厚生労働省】 (5) 8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 【厚生労働省】 (43) 8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の記載項目の削減や事業計画提出後の過及修正を不要とするなどの簡略化等を行った。 〔措置済み(令和5年3月28日付け令和5年度8020運動・口腔保健推進事業計画・実績報告様式)〕</p>	令和5年度8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画・実績報告様式において事業費の記載欄等を削除する等の簡略化を行い、地方公共団体一斉周知した。	【厚生労働省】令和5年度8020運動・口腔保健推進事業計画・実績報告様式	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.100	厚生労働省医政局歯科保健課
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (39) 介護保険法(平9法123) (目)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まつつ、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (目) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)〕 ・当該計画に記載する目標については、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化する。</p>	当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】第9期介護保険事業(支援)計画の作成に向けた研究事業について(情報提供)(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)【厚生労働省】令和6年厚生労働省告示第18号	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.102	厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>【農林水産省】 (14) 有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 〔措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)〕</p>	—	有機農業の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	【農林水産省】有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画に係る運用について(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4.103	農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課
—	—	—	—	—	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (1)特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年度の所得状況の届出(施行規則4条)から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。</p>	—	特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる認定請求書の事務手続について(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)を各都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛てに通知。	【厚生労働省】特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる認定請求書の事務手続について(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_105	厚生労働省社会・援護局
<p>【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (1)特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。</p>	<令5> (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (1)特別児童扶養手当証書(施行令13条4号)については、地方公共団体の事務負担軽減のため、政令を改正し、これを廃止した。【措置済み(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第317号))】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、特別児童扶養手当証書を廃止した。	【厚生労働省】特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について(令和5年11月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_106	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【総務省(4)】【厚生労働省(3)】 児童福祉法(昭22法164)及び住民基本台帳法(昭42法81) 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等(以下この事項において「児童等」という。)に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収(児童福祉法59条2項)に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の要する事項の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けられることとする。都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。【措置済み(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(令和4年総務省令第69号))】</p>	—	都道府県が児童等に対する費用徴収に関する事務をする際に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けられることとする。都道府県知事保存本人確認情報を利用できるように省令を改正した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年12月5日付け総務省令第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_109	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通知案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通知案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通知案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通知案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (44)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、以下のとおりとする。 ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査(以下この事項において「臨時的オンライン調査」という。)について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時的オンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・臨時的オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが担保できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 5【厚生労働省】 (49)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害者支援区分の認定等のために市区町村が行う調査(20条2項、以下この事項において「認定調査」という。))については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)」(令3厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)で示す要件を満たす場合は、当該事務連絡で臨時的な取扱いとしているオンラインによる認定調査を引き続き実施可能であることを明確化するとともに、オンラインによる認定調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合における補正による調査の実施に係る質疑応答集を作成し、都道府県に文書で報知した。 〔措置済み(障害者支援区分認定に関するQ&A(質疑応答集)(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害者支援区分係)〕〕</p>	<p>障害者支援区分認定調査については、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、対応での調査が困難な場合においては、臨時的な取扱いとして認められているオンラインでの調査が引き続き可能であることについて、各都道府県にて事務連絡を发出し、周知した。</p>	<p>【厚生労働省】「障害者支援区分について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害者支援区分係通知)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_118</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (i)都道府県から市区町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)のうち普通交付金については、市区町村の負担を軽減する観点から、市区町村から都道府県への請求事務の省簡が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱等について」(平29厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正した。 〔措置済み(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)〕</p>	<p>国民健康保険保険給付費等交付金の請求事務については、 ・毎月、確定額による直接支払をする場合に、市区町村から都道府県に対する交付申請を不要とし、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に対し請求を行うことを可能とした。 ・市区町村は、事前又は事後に、国保連合会等からの請求額の通知と、都道府県からの交付額の金額が一致することを確認する事務を行うこととした。 この旨を都道府県に周知した。</p>	<p>【厚生労働省】「国民健康保険保険給付費等交付金要綱等について」の改正について(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_122</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (vii)国民健康保険保険給付費等交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行う方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	123	03_医療・福祉	施行時特例市	伊勢崎市、沼田市、館林市、波川市、藤岡市、桐原市、上野村、中之条市、碓氷村、東吾妻町、片品村、五ヶ野町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第58条第2項、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金判断基準の周知等について	国民健康保険法第58条第2項の規定により、市町村は条例又は規程の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。市町村は、この支給内容を「施設外就労支援加算」の審査に活用しているが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであり、本人についてはコロナの長期化に伴い、当初想定されていた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後述等)の取扱い(など)は複雑化しており、現状国から発出されているQ&Aのみでは判断が困難なケースが増えている。ついでに、国によるQ&A等において、全国の市町村からの問い合わせなどを掲載するなどして、判断基準の明確化、周知等を行うよう提案するもの。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html
R4	124	03_医療・福祉	施行時特例市	伊勢崎市、沼田市、館林市、波川市、藤岡市、安中市、中之条市、碓氷村、上野村、南牧村、南牧町、片品村、五ヶ野町、大泉町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	障害福祉サービスにおける就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)を実施している事業者は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせ、支給決定市町村に提出することとされている。市町村は、この実績報告書を「施設外就労支援加算」の審査に活用していたが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであり、提出については取扱いが複雑であったため、提出される実績報告書と合わせて請求者のチェックを行っていた。しかし、報酬改定後は「施設外就労支援加算」は廃止となり、就労サービスの基本報酬に組み込まれたため、請求内容から施設「内」なのか施設「外」なのか把握できなかったため、審査時において施設外就労の実績報告書より当該内容が否かを確認する必要がなくなった。しかし、上記のように令和3年度報酬改定に伴い請求審査事務の処理内容に変化があったにもかかわらず、厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知に規定された施設外就労の実績報告書の提出については見直し。従前からお毎月の施設外就労の実績の提出が義務付けられている通達では「報酬請求にあわせ提出すること」とされているが、市町村における請求の審査においては先述のとおり活用方法がなく、また国等への提出の必要もないことから、当市では保管するのみとなっており、事業所からも加算が廃止されたことで、作成に多大な手間がかかる施設外就労に関する報告書を請求時に提出する必要があるかどうか問い合わせあり、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html	
R4	125	12_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	林地台帳の作成・更新に関する事項について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	市区町村は、意向調査や経営管理種別計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。現在、当市における林地台帳の更新に多くの業務時間を要している。当市においても特に事務負担の大きい市外への都連請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何人にもない場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の実住所を特定に労力を要した事例もある。加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にも増加していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。なお、都連請求においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、情報の支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html
R4	126	12_その他	中核市	福井市、福井県	総務省、法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	基本法第10条の7の第1項、第191条の2第1項、森林法施行規則第9条、不動産登記法第90条、第76条の2(令)第6条4月施行の改正法(新設)、地方税法第382条	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局もオンラインで提供を受けることが可能となること、森林所有者等その他の森林所有者等に関する登記事項を、林務部局が、税務部局をさす直接取得できることとすることを求める。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されたこと、相続による森林所有者の変更については、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。	現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみから提供を受けることが可能となつておりと理解している。当市では、登記所から届出された登記事項情報から森林所有者に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータを作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができていない。また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されたこと、相続による森林所有者の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。また、売買や贈与による森林所有者の変更の場合も、登記手続が完了している森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後にこの届出義務を存置すれば、森林所有者としては二重の手続が義務付けられることになると、市町村にとっては届出に関する事務負担が増えることになる。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html
R4	127	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2、第54条の2第2項、第5項、第6項	指定介護機関について介護保険法に基づき名称の変更等がある場合、介護保険法に基づき届出があったものとみなす等	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業者については、生活保護法においてのみ指定されることとなったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」といふ)の届出義務は残存している。また、改正法前も指定・許可を受けた介護事業者においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっていた。生活保護法において変更等の届出が困難なことから、介護事業者の届出を簡便にしている。また、介護事業者も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強い、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html
R4	128	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、奈良県、滋賀県、京都府、兵庫県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条の2第2項、第5項、第6項	指定介護機関について生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づき名称の変更等がある場合、介護保険法に基づき届出があったものとみなすこと	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業者については、生活保護法第54条の2第2項に規定され、生活保護法においてのみ指定されることとなった。また、改正法前も指定・許可を受けた介護事業者においても介護保険法上の変更等の届出とともに生活保護法上の届出も必要となっていた。また、介護事業者も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強い、行政においては、介護保険法と生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	https://www.cao.go.jp/banken-sushin/teimabosyu/2022/teimabosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (従業年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 介護保険法(昭33法192) (1)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金(88条2項)については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に通知する。【措置済み(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)】</p>	—	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)について、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、案出した。</p>	<p>【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&A(その2)について(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_123</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (44)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (注)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認する旨を明示し、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年9月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (43)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)については、令和5年度中に「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平19厚労省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知)」を改正し、施設外就労に関する事業所から地方公共団体への実績報告を不要とする。</p>	<p>就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における留意事項の実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認する旨を明示し、地方公共団体の事務負担を軽減する措置を講じた。</p>	<p>【厚生労働省】「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(令和5年8月29日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_124</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課</p>
<p>【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る財産処分に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行方表示登記に関する事務を処理する場合及び地方自治法(昭47年法律第132号)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成30年法律第101号)に基づき、農業者委員会が不確知共有者の探索、不明森林共有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合 ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法律第15号)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合</p>	—	<p>所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)により、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和5年9月15日公布・同月16日施行)、以て「」に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることとした。 ・森林法(昭和26年法律第249号)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭和27年法律第229号)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る財産処分に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成30年法律第101号)に基づき、農業者委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づき、農業者委員会が不確知共有者の探索、不明森林共有者の探索、経営管理実施計画の作成及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合 ・国土交通省「」地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い「」所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則」の改正について(令和5年9月15日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正する省令(令和5年総務省令第69号) 【法務省】第13次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳法が可能な事務の拡大について(令和6年3月26日付け法務省民事局総務課登記情報センター室補佐官及び法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡) 【農林水産省】農地台帳の有形成における住民基本台帳の利用について(令和5年10月13日付け農林水産省経営局農地政策課長事務連絡) 【農林水産省】「林地台帳管理制度の運用について」の一部改正について(令和5年9月20日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳管理制度の運用上の留意事項について」等の一部改正について(令和5年9月25日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】住民基本台帳法の改正について(令和5年9月20日付け林野庁森林利用課長通知) 【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則」の改正について(令和5年9月15日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_125</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局民事第二課 農林水産省経営局農地政策課 林野庁森林整備部計画課 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課</p>
<p>【法務省(4)】【農林水産省(5)(i)】 森林所有者等の把握に際し必要な情報の提供を求める事務(191条の2第2項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知する。【措置済み(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)】</p>	—	<p>森林所有者等の把握に際し必要な情報の提供を求める事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の長が登記所に対して情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】登記情報等の電子データによる提供について」の一部改正について(令和4年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】登記情報等の電子データによる提供について(平成23年9月1日付け林野庁森林整備部計画課長通知(最終改正令和4年10月28日))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_126</p>	<p>法務省民事局民事第二課 林野庁森林整備部計画課</p>
<p>【厚生労働省】 (23)生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項等)が行われた場合に、生活保護法上の届出等(54条の2第5項及び6項)において準用する50条の2)を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (v)生活保護法による指定介護機関(54条の2第1項)については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等(介護保険法(平9法123)75条1項)があった場合に、生活保護法上の届出(54条の2第5項及び6項)において準用する50条の2)もあつたものとして取り扱うこととする。</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第38号)により生活保護法を改正し、介護保険法による変更の届出等が行われた場合に、生活保護法上の届出等もあつたものとして取り扱うこととするため生活保護法第54条の2第7項を新設すると所要の改正を行った(令和7年5月16日公布)。また、令和8年4月1日の施行に向け、必要な省令改正を行った。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について(通知)(令和7年5月16日付け厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について(生活保護法の一部改正関係)(令和8年3月25日付け厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_127</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (v)生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項等)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (vi)生活保護法による指定介護機関(生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)1条による改正前の生活保護法54条の2第1項)については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等(介護保険法(平9法123)77条1項)が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等(54条の2第3項及び4項)も運動するよ取り扱うこととする。</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第38号)の附則に経過措置を設け、介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等も運動することとした(令和7年5月16日公布)。また、令和8年4月1日の施行に向け、自治体における情報共有の運用や関係省令の整備内容について周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について(通知)(令和7年5月16日付け厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について(生活保護法の一部改正関係)(令和8年3月25日付け厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_128</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要平におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定等)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【総務省(14)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(9)】 【国土交通省(26)1】及び地方公共団体の職能に関する特別措置法(平成26年法律127号)の施行期(平成26年4月1日)及びその施行期に際しての移行措置(平成26年法律127号)の施行期(平成26年4月1日)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触するとなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。	---	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第10条第1項に基づき、市町村(特別区を含む。以下同様。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要限度において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条の守秘義務に抵触するとなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村等に通知した。	【総務省】(厚生労働省)【国土交通省】空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき福祉部局がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について(情報提供)【令和5年3月30日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省自治体事務局公務員課・厚生労働省社会・援護局保健課等事務連絡】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_129 https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_130	総務省自治体事務局公務員課 厚生労働省社会・援護局保健課、老健局介護保健課 国土交通省住宅局住宅総合整備課
【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく(国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。	---	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、「国土利用計画法に基づく(国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。	【国土交通省】「国土利用計画法に基づく(国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針)の改正について」【令和5年3月15日付国土交通省国土政策局長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_130	国土交通省国土政策局総合企画課国土管理企画室
【外務省(12)】【文部科学省(18)】 日本語教育の推進に関する法律(令元法48) 日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定める場合、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討し更新して、地方公共団体の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の定期的見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	---	地方公共団体の基本的な方針について、他の計画と一体的な策定が可能であること、他の地方公共団体との共同策定が可能であること、都道府県が基本的な方針を策定していればその区域内の市区町村が個別の基本的な方針を策定しなくても差し支えないことを通知等により周知した。	【文部科学省】地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について【令和5年3月10日付文化庁国際語学課通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_131	文部科学省総合教育政策局日本語教育課
【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項及び第89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項及び第33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	---	障害福祉計画について、障害者計画と一体のものとして策定することが可能であること、改正後の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針(平29厚生労働省告示116)に係るQ&Aとして改めて通知した。	【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて【令和5年5月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支局障害児支援課事務連絡】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_133	こども家庭庁支局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項及び第89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項及び第33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	---	令和5年5月19日、障害(児)福祉計画について、障害者計画と一体のものとして策定することが可能である旨を自治体に周知した。	【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて【令和5年5月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支局障害児支援課事務連絡】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_134	こども家庭庁支局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
【農林水産省】 (10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112) 都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。	---	都道府県における家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るための計画については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に対して周知した。	【農林水産省】家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第8条に基づき都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定について【令和5年3月10日付農林水産省畜産課課長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_135	農林水産省畜産局畜産課畜産課
【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次の事項の趣旨に即して、(酪農・肉用牛生産近代化計画作成要綱(昭58農林水産省畜産局通)以下この事項において「要綱」という。)を令和7年度中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要綱に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。	---	都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(以下「都道府県計画等」という。))については、都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。及び都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能である旨を地方農政及び都道府県に通知した。	【農林水産省】酪農・肉用牛生産近代化計画作成要綱等の制定についての一部改正について【令和7年7月18日付農林水産省畜産課通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_136	農林水産省畜産局総務課畜産総合推進室
【文部科学省】 (14)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。 ・地方スポーツ推進計画の策定等については、(平26スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツの推進を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるものの同計画の記載事項の全てを遵守する必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていること、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第1期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	---	地域スポーツ推進計画について、地方公共団体の総合計画等への記載が可能であること、他の計画と一体的な策定が可能であること、他の地方公共団体との共同策定が可能であること地方公共団体にに対して通知した。 地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討することについては、検討中。	【文部科学省】「地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減について(通知)【令和5年1月18日付スポーツ庁次長通知】	---	スポーツ庁政策課企画調整室政策調整係
【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭49法110) (7)瀬戸内海環境保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。	---	瀬戸内海環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に通知した。	【環境省】環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について【令和5年3月17日付環境省大臣官房総合環境政策統括官通知】 【環境省】瀬戸内海環境の保全に関する府県計画の一体策定について【令和5年3月20日付環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_138	環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課企画評価・政策プロモーション室
【環境省】 (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭49法110) (7)瀬戸内海環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。	---	指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に通知した。	【環境省】環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について【令和5年3月17日付環境省大臣官房総合環境政策統括官通知】 【環境省】瀬戸内海環境の保全に関する府県計画の一体策定について【令和5年3月20日付環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_139	環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課企画評価・政策プロモーション室
【環境省】 (1)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しやすくなることとする。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期情報(電気関係情報報告則(昭40通商産省令54)2条から得られる情報)に基づき、必要電力量や再生可能エネルギー発電設備に必要な電力量を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・地方公共団体の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) (1)地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村の実情に即して、地方公共団体の地球温暖化対策に関する自治体排出量カルテにおいて、特定事業所(施行令5条1項及び10号から16号)から排出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータ公表した。 3措置済み【環境省ホームページ自治体排出量カルテにて公表】	温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しやすくなることとする。 【環境省】地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表について【令和5年3月31日付環境省大臣官房地域政策課事務連絡】 【環境省】ホームページ見直し 【環境省】地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表について【令和5年3月31日付環境省大臣官房地域政策課事務連絡】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_140	環境省大臣官房地域政策課事務連絡室	
【内閣官房】 (2)新型コロナウイルス等対策特別措置法(平24法31) (1)地方公共団体実行計画(8条)【以下この事項において「計画」という。】の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。 ・計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更がある際に一括して行うこととして差し支えないこと。 ・計画の変更に伴う学識経験者らの意見聴取(7条9項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくこと、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。 ・軽微な変更のみを行う場合の学識経験者らの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要でなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを使用するなど、柔軟に対応することとして差し支えないこと。 【措置済み【令和4年11月15日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡】	---	都道府県行動計画等の実質的な内容に影響を与えない軽微な変更の場合において(1)地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村の実情に即して、地方公共団体の地球温暖化対策に関する自治体排出量カルテにおいて、特定事業所(施行令5条1項及び10号から16号)から排出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータ公表した。 3措置済み【環境省ホームページ自治体排出量カルテにて公表】	【内閣官房】新型コロナウイルス等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画及び市町村行動計画の軽微な変更に係る意見聴取について【令和4年11月15日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_141	内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
【国土交通省】 (10)港湾法(昭25法288) 港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などに関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更や港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【国土交通省】 (5)港湾法(昭25法288) (1)港湾計画(3条の3)の変更については、港湾管理者の事務負担の軽減に資するよう、港湾管理者への船舶の大型化などに関連データの提供等を行うこととして、地方整備局等に通知した。 3措置済み【令和5年3月17日付国土交通省港湾局計画課長通知】	港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などに関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更や港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について、地方整備局等に通知した。	【国土交通省】港湾計画策定業務に係る港湾管理者への技術的支援について【令和5年3月17日付国土交通省港湾局計画課長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2022/4fu-tsuchi.tml#r4_142	国土交通省港湾局計画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	143	12.その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2	マイナンバーを活用し、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録を可能とする。マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引落とすことが可能となる。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な取組を求めらる。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている。行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジット決済による決済を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を控えない申請者は、クレジットを受取できないほか、県民においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、「公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」による特定公的給付の支給を支障なく実施するための取組に関する事項であって主務省で定めるものでの利用が可能となった。これにより、預貯金口座の登録等がされることにより、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすること、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。 これにより電子申請への移行が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	144	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	デジタル庁、法務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	産業廃棄物処理業許可申請書類に添付する廃棄物処理業許可申請書又は住民票の写しの書面提出による、例えばマイナンバー等に関する情報連携等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請書に、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出による、例えばマイナンバー等に関する情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること	廃棄物処理業許可にあたり、法人によっては登記事項証明書、個人によっては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	145	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付環境現規第59号)	ふく処理者の資格要件等の全国標準化	ふく処理者の資格要件等について全国標準化を図るため、通知により各自治体に条例等の策定を求めるものではなく、法に規定することとする。	通知により、各自治体において条例等を策定し、ふく処理者の認定について規定している。そのため、各自治体により認定方法や資格要件に違いが生じている。通知によって、都道府県等でのふく処理者の資格の受入れについても示されているが、各自治体により認定方法や資格要件が異なるため、異動元の自治体の認定基準が厚生労働省が示すふく処理者認定基準を満たしたのちも確認が必要がある。	-
R4	146	10.運輸・交通	都道府県	広島県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条及び第26条	水質調査等に係る海上での採水作業等について、以下のとおり許可申請、事前届出は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工業又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工業又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第26条に「採水作業」に関することを追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	【現行制度について】 当該においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。 【支障事例】 採水作業に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。さらに審査期間を越えて作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその準備日過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。 【制度改正の理由等】 水質調査を含めた漁業を対象のために必要とされる行為やジェマーの目的行為等は許可申請や届出等との対象外となっているにも関わらず、船長がジェマに常駐し、いゆめを下ろすこと30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の態様は変わらないことから、船舶の安全航行に支障をきたすとは考えにくい。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html	
R4	147	12.その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	国による最高裁判所裁判官国民審査法第14条	国による最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するように見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)	当該において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象候補11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷原稿が発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷原稿の投票用紙に使用されなかったものの、印刷原稿により、追加の経費負担が生じたこととなった。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html	
R4	148	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設設立地対策等交付金規則	石油貯蔵施設設立地対策等交付金申請に係る都府県経由事務の見直し	「石油貯蔵施設設立地対策等交付金」について、都道府県が市町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請しているが、国(経済産業局)と各市町村等で直接事務作業を行っていただきたい。	実質的に市町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。 本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。 ①前年度末時点での石油貯蔵量の報告、4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請、上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認がいつから一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の10月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せず、国の会計年度が終了した場合においては、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html
R4	149	02.農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国有農地等事務取扱交付金	国有農地等事務取扱交付金の対象経費であらざる国土事業につき繰り越し執行を可能とすること	第1号法定受託事務により実施している国有財産の管理に係る経費のための「国有農地等事務取扱交付金」の対象経費である国土事業について、明許繰越しを可能とするよう求める。	平成30年度日本豪雨による災害復旧工場の実施にあり、工事施工業者の人員不足により、年度内に工事を完了までならぬ可能性があったため、改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku_yosan.html
R4	150	12.その他	都道府県	広島県、愛媛県	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和4年度普通交付税及び地方債同償還等額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付総財交第37号総務省自治府政協交付税課長通知) 令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付総務省自治府政協地方債課、公企企業課、財務調査課事務連絡)	普通交付税算定に係る「把握方法」改善のために、数値の把握期間を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握期間について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調査」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。	普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同償還等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同償還等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たずに正確な数値の把握できないが、提出期限が5月上旬も取付いた、やむを得ない理由も提出している。(一方で、地方債同償還の発行状況調査は6月上旬の期限であり、正確な数値が算出可能となっている。)このため、同償還等額の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要がある。事務負担となっている。また、ここが錯誤措置が増える要因ともなっている。	https://www.cao.go.jp/banken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokoku.html	
R4	151	12.その他	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	新型コロナ感染症対策関係通知の見直し	新型コロナ感染症対策関係通知の見直し	令和元年度以降、総務省から市町村担当課へて送付される新型コロナ感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。 当年度は、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困難者への貸付事業の原資として、金銭を貸付したが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済の通知を求めた。緊急を要するとして、最初に行方不明の特約又は処分した日)から十年を経過した後において「定められている十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。	令和元年度以降、総務省から市町村担当課へて送付される新型コロナ感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。 当年度は、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困難者への貸付事業の原資として、金銭を貸付したが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済の通知を求めた。緊急を要するとして、最初に行方不明の特約又は処分した日)から十年を経過した後において「定められている十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。 【制度改正の必要性】 本事業は生活困難者への貸付であることから、回収が困難で、債権管理事務の負担を増大させている。 【支障事例】 地方自治体執行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治体執行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が連帯した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間の間、分割払いを求め続けることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。 【懸念の解消策】 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分した日)から5年以内に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。	-
R4	152	12.その他	中核市	豊田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治体執行令第171条の7(国の債権の管理等に関する法律第32条)	履行延期の特約又は処分した債権の免除の緩和	地方自治体執行令第171条の7第1項において、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分した日)から十年を経過した後において「定められている十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。	地方自治体執行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治体執行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が連帯した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間の間、分割払いを求め続けることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。 【懸念の解消策】 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分した日)から5年以内に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(11)】</p> <p>住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。</p> <p>(ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかると異なる場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。</p> <p>また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づき産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【環境省】</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>(i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続について、同時に二以上の申請書等を提出する場合においては、各申請書等に添付すべき住民票の写しなどの書類の内容が同一であるときは、一の申請書等のみ当該書類を添付し、他の申請書等にはその旨を記載し、上で、当該書類の添付を省略することを可能とした。</p> <p>【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年環境省令第12号))】</p> <p><令6> 【デジタル庁(18)】【法務省(9)】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭 45 法 137)</p> <p>(i) 産業廃棄物処理業の許可(14 条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(14 条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(15 条1項)等における登記事項証明書の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大規模な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。</p>	<p>(i) 産業廃棄物処理業の許可などに関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。</p> <p>(ii) 前段</p> <p>(iii) による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省の改正を行い、令和5年9月16日に住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることを可能とした。</p> <p>(iv) 後段</p> <p>本年7月27日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年環境省令第12号)を公布し、本年9月16日から施行することにより、既得の本籍に係る情報に変更がない場合等以外の場合について、書類の添付省略規定を創設した。</p>	<p>【環境省】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和5年7月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)</p> <p>【デジタル庁】「法人ベース・レジストリの利用開始について(周知)」(令和8年3月付けデジタル庁デジタル社会共通機能G-ベース・レジストリ担当通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_144</p>	<p>デジタル庁庁業務サービスクラウド登録関係システム・業務DX担当</p> <p>総務省自治行政局住民制度課</p> <p>法務省民事局総務課</p> <p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>5【国土交通省】</p> <p>(2) 港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115)</p> <p>港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び77項並びに41条1項及び4項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	<p>港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、各都道府県庁長官に対して通知した。</p>	<p>【国土交通省】「港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について」(令和5年2月22日付け海上保安庁交通部航行安全課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_146</p>	<p>海上保安庁交通部企画課、航行安全課</p>	<p></p>
<p>5【総務省】</p> <p>(3) 最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)</p> <p>最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選挙管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選挙管理委員会が都道府県選挙管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。</p>	<p>令和6年10月27日に執行された第26回最高裁判所裁判官国民審査において、審査予定裁判官の氏名を、印刷原稿に転記可能な電子ファイル(エクセルファイル)でも提供した。</p>	<p>【総務省】「最高裁判所裁判官国民審査に付れる裁判官の氏名等について」(令和6年10月15日付け中央選挙管理委員会委員長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_147</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>	<p></p>
<p>5【経済産業省】</p> <p>(9) 石油貯蔵施設立地対策等交付金</p> <p>石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。</p> <p>・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【経済産業省】</p> <p>(9) 石油貯蔵施設立地対策等交付金</p> <p>石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。</p> <p>・交付申請書については、電子メール等による申請を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和5年3月23日付け資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課事務連絡)】</p>	<p>交付申請書について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。</p>	<p>【経済産業省】「石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について」(令和5年3月23日付け資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_148</p>	<p>資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (20) 身体障害者福祉法(昭24法283) 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出(施行規則2条1項)及び同手帳への写真の表示(施行規則5条2項)については、やむを得ない場合に省略できることとすることについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
<p>【厚生労働省】 (39) 介護保険法(平9法123) (iv) 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者及び指定(介護予防)通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 4【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (1) 訪問リハビリテーション事業者については、当該事業所を拡充する観点から、令和6年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合には、当該事業所の指定がなかったものとみなすことを可能とした。 〔措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号))〕</p>	<p>訪問リハビリテーション事業者については、当該事業所を拡充する観点から、令和6年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合には、当該事業所の指定がなかったものとみなすことを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#4_154</p>	厚生労働省老健局老人保健課
<p>【農林水産省】 (5) 森林法(昭26法249) (iii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【農林水産省】 (3) 森林法(昭26法249) (ii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ① 省令を改正し、電力送配電施設の保守に係る線下伐採をする場合には伐採届出書の提出を不要とした。 〔措置済み(森林法施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第51号))〕</p>	<p>電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態調査の結果を踏まえて、電力送配電施設の保守に係る線下伐採については、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を不要とするため、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)を改正した(令和5年9月29日公布、令和6年1月1日施行)。</p>	<p>【農林水産省】森林法施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第51号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#4_155</p>	林野庁森林整備部計画課
<p>【総務省(8)】【厚生労働省(13)】 消防法(昭23法186) 消防水利の基準(昭39消防庁告示7)における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【総務省(8)】【厚生労働省(13)】 消防法(昭23法186) 消火栓を設置する水道配管の管径については、消防水利の基準(昭39消防庁告示7)第1項の要件を満たした場合に、地域の実情に応じて緩和することができるよう、告示を改正し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>消防水利の基準第3条第3項を新設し、消火栓を設置する管については、解析及び実測により、消火栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管の直径を75リットル以上とすることができることとした。 また、この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならないこととした。</p>	<p>【総務省】消防水利の基準の一部を改正する件の公布について(令和5年12月25日付け消防庁消防・救急課長通知) 【厚生労働省】「消防水利の基準の一部改正について」(令和5年12月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#4_156</p>	<p>総務省消防庁消防・救急課 厚生労働省健康・生活衛生局水道課</p>
<p>【厚生労働省】 (29) 水道法(昭32法177) (1) 給水区域の境界に接続し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託(24条の3第1項)をより活用しやすくするために必要な方を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 4【国土交通省】 (6) 水道法(昭32法177) (1) 給水区域の境界に接続し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、業務の委託(24条の3第1項)による分水及び区域外給水の解消に係る取組事例を都道府県、水道事業者等に通知した。 〔措置済み(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)〕</p>	<p>給水区域の境界に接続し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、業務の委託(24条の3第1項)による分水及び区域外給水の解消に係る取組事例を都道府県、水道事業者等に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】第三者委託の手法による分水及び区域外給水の解消について(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#4_157</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局水道課 国土交通省水管理・国土保全局 上下水道企画課</p>
-	-	-	-	-	-
<p>【内閣府(10)】【文部科学省(19)】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	-	<p>幼稚園型認定こども園において、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請に係る事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】幼稚園型認定こども園における特別な支援を要する子供の受入れに対する財政支援における事務負担の軽減について(周知)(令和5年3月7日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、文部科学省高等教育局私学部私学助成課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.html#4_159</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課、高等教育局私学部私学助成課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	160	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、福井県、香川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成11年3月19日付付録医療法第44号厚生省保健医療局長官布告「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、健康診断及び入院の取扱いについて」	新型コロナウイルス感染症患者の感染症患者の検体採取等に関する規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	新型コロナウイルス感染症患者は患者が多く、療養終了まで入院、看泊、自宅療養の準備等の負担が大きい。最長で10日入院療養期間における健康観察の必要性等から、最初の入院勧告から療養終了まで一貫して患者の居住地を管轄する保健所が対応することが望ましい。患者の居住地を管轄する都道府県知事等が入院勧告の発出を、保健所が実施し、患者の居住地を管轄する保健所が対応することとする。また、患者の居住地が居住地から遠く離れている場合は、双方の保健所と調整することは妨げないこととしてほしい。	【現状】 新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナウイルス」といふ)患者を診断したときは、最寄りの保健所長を經由して知事または保健所設置市等の長に届け出る。この届出を受理した保健所は、患者の居住地が管轄外の場合は、居住地を管轄する保健所へ届出の内容を通報する。市等の長は、患者の居住地を管轄する保健所が対応することとしている。 【支障】 患者の居住地と居住地を管轄する保健所が異なる場合は、双方の保健所で修繕協議の上、対応することは運用上差し支えはないとされているが、患者対応には大きな負担が伴い、保健所業務が逼迫する場面も多い。 【要望】 患者を通知において、新型コロナウイルス患者の現在地を管轄する保健所が疫学調査や入院・療養調整を行うこととされており、例として、以下のような場合は患者の現在地を管轄する保健所が対応を行っている。 ①「居住地を管轄する保健所の管轄外で新型コロナウイルス陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合」 ②「濃厚接触者が自宅等での待機期間中に急変し、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、新型コロナウイルス陽性が判明し、そのまま入院となった場合」 ③「居住地を管轄する保健所の管轄外で新型コロナウイルス陽性が判明したが、公共交通機関を使用せずに帰宅できない場合」 【例】濃厚接触者が自宅等での待機期間中に急変し、救急搬送で居住地外の医療機関に搬送され、新型コロナウイルス陽性が判明し、そのまま入院となった場合 ①についてはいずれも発症することが想定され、②③については居住地の病院への搬送や自宅療養等が想定されるが、現状では患者の現在地を管轄する保健所が対応する必要があり、業務が逼迫している中、患者対応に修繕協議には多大な負担が発生するため、実施して患者の検査搬送を行う医療機関が多く存在する都市部を管轄する保健所に業務が集中している。なお、当該の保健所において、患者の居住地と現在地が異なる保健所の所管であって、患者の現在地を所管する保健所が当該患者の対応を行っているケースは全体の約1.4%となっており、その大部分は、隣接する保健所間で、現在地で対応できないほど遠方であるのは少数である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seimobosyu/2022/seimobosyujokka.html
R4	161	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における窒素酸化物に関する特別措置法第33条、第34条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における窒素酸化物に関する特別措置法施行令第8条第2項	自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和	自動車NOx・PM法第33条及び同法施行令第8条第2項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対自動車の使用台数)を、現行の930台から大規模事業者(200台以上)のみを対象となるよう緩和すること。	【現状】 自動車NOx・PM法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対自動車30台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第33条)及び「自動車使用管理実態報告書」(法第34条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和3年3月現在166事業者)。 令和2年度から令和4年度にかけて「自動車NOx・PM法の見直し」を検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画書について、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。 【支障】 計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きい。事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画策定に必要となる事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seimobosyu/2022/seimobosyujokka.html
R4	162	02.農業・園地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、福井県、香川県、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、小野市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記8)	防護柵の設置に関する要件緩和及び被災防護柵の復旧事業の対象化	シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は鳥獣被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう、費用対効果分析の算定方法を見直すなど、採択要件を緩和すること。 【支障】 森林や営農等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金庫14年、電気柵6年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められず、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すことにより、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること。	【現状】 中間地域等における農作物被害の被害を軽減するため、防護柵の設置を促進する。防護柵の設置を促進する場合は、「整備による全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件を満たさず、実施できない場合がある(効果率は現状の被害額から削減する効果は大きい)。 【支障】 被害の広がりの先端部等で対策として設置する場合は、「整備による全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件を満たさず、実施できない場合がある(効果率は現状の被害額から削減する効果は大きい)。 【要望】 防護柵の設置・復旧が不十分な場合、農業被害や林業被害の拡大(農産物や労働力の食害等)、動物と車・列車の衝突事故の発生、畜産農家における野生動物由来感染症の発生等を懸念される。被害者側にとっても、防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数で期間、自力で対応しているが、野生動物の影響(こじあき、かみつき、押し倒し、掘り越え等)による特殊事例も発生し、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seimobosyu/2022/seimobosyujokka_yosana.html
R4	163	05.教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第5条、教育職員免許法施行規則第11条	臨時免許状所持者の普通免許状取得に係る必要在職年数及び取得単位数の緩和	教育職員免許法に定める臨時免許状保有者が普通免許状を取得する場合の必要在職年数及び最低修得単位数を緩和すること。	【現状】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として学校の種類ごとの教員免許状(中学校または高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごと)が必要である。 【支障】 普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員検定を経て授けられる免許状(有効期間3年)により、助教諭として当該科目を担当できる。文部科学省の教員免許授与件数等調査によれば、平成22年度～令和元年度に臨時免許状保有者が中学校教諭の二種免許状を取得した件数(全国)は各年度0件～4件と極めて少数である。 【支障】 中学校では約10科目(10領域)を担当する教員の確保が必要であり、特に小規模校においては十分な教員配置ができず、免許外教科担任や臨時免許状を有する教員に対応している。 【支障】 免許外教科担任・助教諭の教諭(初級)・副教諭(初級)・副教諭(中級)・副教諭(上級)・副教諭(特別支援)・特別支援学校・学級関係を除く) 臨時免許状授与数(助教諭数) H30:177、R1:130、R2:100、R3は100 臨時免許状授与数(助教諭数) H30:18、R1:25、R2:23、R3:30 【支障】 免許外教科担任や臨時免許状による教科担任の解消のため、臨時免許状保有者の普通免許状(二種)取得を促進する必要があるが、臨時免許状の有効期間は原則3年であり、普通免許状取得に必要な在職年数(令和元年度以上(中学校6年、高等学校7年)とされているため、有効期間中に普通免許状を取得することができない(在職中の制度活用年数減少)。 また、仮に在職年数を満たしたとしても、上記の在職年数の場合は45単位の履修が必要となり(教育職員免許法をともに規則で定める単位数)、現に臨時免許状を保有する者が勤務しながら履修することが困難である。 【支障】 免許保有者の少ない教科(例、中学校技術、高等学校福祉、看護)については教員免許を取得できる大学等の教育機関が少ない。 【支障】 臨時免許状を保有する普通免許状取得の教員数 中学校教諭(二種) 在職年数:6年、修得単位数:45単位 高等学校教諭(二種) 在職年数:5年、修得単位数:45単位	—
R4	164	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法の救助範囲の拡大	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家庭被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 被災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家庭被害認定調査を行い「罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家庭被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 【支障】 災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残りが特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば、実質的な地方負担はゼロになる。令和元年度災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部削減(10%以上)に拡大、令和2年度災害救助法改正で中規模半壊が支給対象となるなど、罹災証明書の必要性が高まっている。 【支障】 災害知事危機管理・防災特別委員会(令和3年度災害報告書等)においても、「救助の実施に必要な業務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすること要望したい」など、近年の他の被災県においても同様の措置を求めている。 【支障】 令和2年7月豪雨では、熊本市内の被災8市町に対し6,300名を超える応援職員が派遣されており、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家庭被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施することが困難である。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家庭被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でない派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体負担)。	—
R4	165	12.その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年5月19日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、模範型タイプ、Society5.0タイプ)の事業期間中における実施計画の変更について」	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、事業費率の2割以内の増減、軽微変更としての報告が求められている全てについて、報告を不要とする。	【現状】 地方創生推進交付金交付要件第7条に定める「交付金対象事業の目的等に関する関係が異なる実施計画の細部の変更」であって、以下のいずれかに該当するものは、軽微変更として報告することとしている。 ①交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額 ②交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度経費内訳の要要素事業の2割以内の増減 ③企業収入と納税の併用に関する変更(事業期間の延長を伴わないものに限る) ④その他の記載内容等の変更 【支障】 報告事項は「2割以内の減額」のみの場合報告は必ずしも必要でない)とあり、また、「文書その他記載内容等の変更」の場合は報告が必要となっていたなど基準が曖昧なため、変更報告の要否をその都度確認する必要がある。 【支障】 市町によって対応も異なり、軽微変更でも逐一報告・相談される場合もあり、報告にあたっては変更後の実施計画に加え新旧対照表の作成が必要であるなど事務が煩雑である。事業の目的等に影響がないにもかかわらず、変更報告でなければ事業実施が認められない。また、資料一式の事前確認を受けた後に正式報告することになっており、報告資料作成のほか、内部決裁や異議による調整など手続に時間を要するため、事業の推進に支障が生じる可能性がある。 【例】令和3年度中(軽微変更) 2割以内の減額:3件(3市町) 企業収入と納税の併用:3件(3市) 文言変更:3件(1市) その他、地方創生推進交付金に係る軽微変更:1件(県)	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seimobosyu/2022/seimobosyujokka.html
R4	166	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の記載事項を簡素化すること。	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とする。もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。	【現状】 都道府県方針、過疎地域持続的発展の発展を促すため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業の発行者の支援措置の要件となっている。 【支障】 都道府県方針は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。 【支障】 都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。 【支障】 都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。	https://www.cao.go.jp/bunkensuisin/seimobosyu/2022/seimobosyujokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)</p> <p>(i) 入院の勧告(19条1項)又は措置(同条3項)の実施主体については、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	-	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における入院の勧告又は措置の実施主体について、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて(令和5年1月11日最終改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tesanbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#r4_160</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部</p>
<p>【環境省】</p> <p>(9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)</p> <p>自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。</p> <p>【措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)】</p> <p>・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>【措置済み(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)】</p>	-	<p>省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減。</p> <p>大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、関係都府県に通知。</p>	<p>【環境省】自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)</p> <p>【環境省】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条及び第34条に規定される対象自動車について(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tesanbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#r4_161</p>	<p>環境省水・大気環境局自動車環境対策課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>【内閣府】</p> <p>(7) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(i) 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直し方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><省令></p> <p>【内閣府】</p> <p>(4) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(i) 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、当該年度事業費の2割以内の減額に係る同一の報告を不要とするなど、事務手続を見直し、地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和5年4月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)】</p>	<p>令和5年度事業に係る軽微変更報告事務から、都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること。</p> <p>・事業着手前に報告の完了を求めていることについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であることが確認できれば、事業着手後の報告も可能とすること。</p> <p>・当該年度事業費の2割以内の減額のみ場合は報告が必ずしも必要ではないとすることについて、報告を不要とすること。</p> <p>について、措置を講じた(令和5年4月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p>	-	-	<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【総務省】</p> <p>(27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19)</p> <p>過疎地域持続的発展方針(7条1項、以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項、以下この事項において「計画」という。)]については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</p>	-	<p>過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画について、一体のものとして策定する場合の留意事項を都道府県に通知した。</p>	<p>【総務省】過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡)</p> <p>【総務省】効率的な策定を行う場合のイメージ</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tesanbosyu/2022/44fu-tsuchi.htm#r4_166</p>	<p>総務省自治行政局過疎対策室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
R4	167	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、奈良県、京都府、大阪市、神戸市、明石市、三田市、三つ市、南温東町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農産及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、農産・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	農産・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	農産・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている形式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。また、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。	【現状】農産及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「農産及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「農産肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、農産・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。【支障】法律で「作成することができる」とされているが、実質的には補助事業等の要件によって作成が困難な場合が多い。【要望】規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全国統一に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、農産、肉用牛、飼料の項目に分かれて担当毎に接合センターとも連携を取らなければならぬ現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会等で審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な努力と時間を要している。また、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事の協力が必須となっている。都道府県においては、市町村計画との調和や内容の精緻化について、市町村担当者や県の出先機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っているが、県庁職員だけでなく関係する県民局農林事務所職員も含め、多くの担当者の多大な努力と時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	168	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、奈良県、京都府、大阪市、神戸市、姫路市、明石市、三田市、三つ市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)、介護サービス施設・事業所調査の実施について(厚生労働省から毎年調査時期に発出)	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等) ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等) ③オンライン化の推進と本情報入力の簡素化(インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等)	【現状】社会福祉施設に関する調査は、統計法に基づき一般統計調査として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施されており、国から都道府県・指定都市に調査が行われるものと、国から民間事業者を通じて直接施設等に対して調査が行われるものがある。【主な調査】社会福祉施設等調査(毎年度)、介護サービス施設・事業所等調査(毎年度)、福祉行政報告例(毎年度)、福祉行政報告例第54、54の2(毎月)、地域児童福祉事業等調査(対象毎に3年間周期で実施)等【支障】人員制約の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の移ろ、多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答書を作成・報告すること、休憩時間にも作業が必要となること、大きな負担となっている。また、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担も大きい。多数の団体より、期限が4月末であるため、調査業務となる市・県福祉事務所や本庁関係課は業務繁忙期に集計を行っている。【負担の具体例】「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所等調査」(毎年10月1日調査)では、法人名、施設名、施設所在地等の施設の基本情報をその都度記入している。また、定員(又は在籍者数)や従事者数、内容に重複項目がある。「福祉行政報告例」においては、老人ホーム、児童福祉施設、保育所、幼保連携型認定こども園の定員、入所者数、退所者数、措置人員等を調査しているが(翌年度4月末報告)、調査時期が異なる「社会福祉施設等調査」にも同様の調査項目がある。「福祉行政報告例」において、保育所及び幼保連携型認定こども園の在籍者数は、老人ホーム、児童福祉施設等の他の施設と異なり、毎月報告が必要である(第54-54の2)。インターネットによる調査回答は、「社会福祉施設等調査」では児童福祉施設等と幼保連携型認定こども園のみ、「介護サービス施設・事業所等調査」では居宅サービス事業所(医療関係)のみが可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	169	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、奈良県、京都府、大阪市、神戸市、姫路市、明石市、三田市、三つ市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自殺対策基本法第14条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条第36号、地域自殺対策強化事業実施要領、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要領	地域自殺対策強化交付金に関する申請事務の簡素化	地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化を図るため、下記(1)②等の対応を求める。 (1)地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書を簡素化すること。 ①両様式の記載項目を統合する ②両様式を同一様式に統一すること ③複数事業を両様式一括で記載できるようにすること (2)紙媒体での提出を廃止し、電子データでの提出とする。	【現状】都道府県及び市町村が実施する若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域特性に応じた効果的な対策を押し出し、地域における更なる強化を図るとともに、地域自殺対策強化交付金が交付されている(市町村に対しては、都道府県を経由する間接補助)。両様式には、事業目的・内容、対象経費の概要、事業実施の背景、期待される効果、主な対象者、担当【支障】(1)当該申請事務に係る事業数は大変多く、そのため両様式の作成を行う市町村・都道府県の事務負担が大きい。加えて都道府県では市町村からの提出書類確認・集約の事務に相当な時間が割かれているのが現状であるが、これらの負担は下記に起因しているものと考えられる。 ①両様式に記載項目が多岐にわたる上、「職員数」や「専任・兼任の別」等、事業予算との関連が深いと思われるものがある他、「評価指標以外の重要要素」「評価区分」「評価理由」「今年度の取組を踏まえて課題と報告されること」等考えらるべき項目の、別々に記載する「評価指標」で客観的な事業評価が可能であることから記入の意欲が低下し、見逃される項目がある。 ②両様式は同内容の項目が多いにも関わらずそれぞれ別様式が定められており、計画書データを報告書に集約して貼付する等のあまり意味をなさない作業をせざるを得ない。 ③複数事業を実施する場合、事業ごとに両様式を作成する必要が生じることに加え、「事業目的」や「事業実施の背景」、「評価指標」等、各事業に共通の項目が多く、都度記載しなければならないため、膨大な量の両様式を作成しなければならない。 (2)厚生労働省に両様式を提出する際、電子データとともに紙媒体の提出が必要となる。膨大な紙資料の印刷・郵送をしなければならず、担当職員の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	170	08_消防・防災・安全	知事会	全国知事会、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業5箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	地震防災緊急事業5箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助金の属上り対象事業であるか否かを問わず、国との調整・協議及び国による同意を不要とする。計画に記載した全箇年事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業進捗ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする。 (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみを比較とする。	【現状】都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。【支障】「整備すべき施設等」を本計画に記載することで、対象事業「福祉施設・学校整備等」に限らず、補助率の属上りが認められる場合がある。都道府県知事は、当該計画を作成し、とりまとめるとは、関係市町村の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。【要望】計画策定にあり、計画に記載する全事業(補助率の属上り対象外の事業も含む)について、個別市町村の下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、努力を要している。計画に記載した全箇年事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町村ともに回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、実際に補助率の属上りが認められる計画策定後の個別協議に変わられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも属上りに直結していない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	171	07_産業振興	一般市	川西市、兵庫県	デジタル庁、財務省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国に認定申請のための統一のオンラインプラットフォームを整備し及び個人、事業者や金融機関が市町村等にて認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一プラットフォームとする。事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	【現状】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、諸付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しづつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、諸書類を発行する手続を行っており、また事務手続の複雑・迅速化の余地がある。【支障】令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込段階より、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混雑が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の遅延や融資実行の遅れが生じている。【要望】新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多量や減少の手計による数値確認も事務負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多くなり、負担の事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	172	12.その他	中核市	秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北町、雄勝町、五城目町、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	内閣府、デジタル庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要領	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	【現行制度】補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。【支障事例】本人の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。【支障の解決策】新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。【参考】令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	173	06_環境・衛生	指定都市	京都市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号・最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等に1年毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況その他の地域の実情を勘案して定めなければならない」と定められている。この旨に沿って、同計画について、毎年度の策定を非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担も増大のものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省】</p> <p>(6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)</p> <p>都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4、以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要綱」(昭58農林水産省産局長以下この事項において「要綱」という。)を令和7年度中に改正し、以下の措置を講ずる。</p> <p>・要綱に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。</p> <p>・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</p>	—	都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(以下「都道府県計画等」という。)については、都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこと及び都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能である旨を地方農政局及び都道府県に通知した。	【農林水産省】酪農・肉用牛生産近代化計画作成要綱等の制定についての一部改正について(令和7年7月18日付け農林水産省産局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_167	農林水産省畜産局総務課畜産総合推進室
<p>【厚生労働省】</p> <p>(48)統計法(平19法53)</p> <p>社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を図るため地方公共団体等の調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。</p> <p>・社会福祉施設等調査詳細票については、令和6年度調査から、オンラインによる調査・回答を可能とする。</p> <p>・福祉行政報告例(報告表54表及び54の2表)の月報については、令和6年度調査から年度報化による方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・福祉行政報告例(報告表54表及び54の2表)の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜各5＞</p> <p>5【こども家庭庁(12)】【厚生労働省(35)】</p> <p>統計法(平19法53)</p> <p>(1)社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</p> <p>・社会福祉施設等調査については、令和6年度調査から、オンラインによる調査・回答を可能とする。</p> <p>・福祉行政報告例(報告表54表及び54の2表)の月報については、令和6年度調査から年度報化による方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>＜各6＞</p> <p>4【こども家庭庁(11)】【厚生労働省(51)】</p> <p>統計法(平19法53)</p> <p>(1)福祉行政報告例(報告表54表及び54の2表)については、地方公共団体の負担を軽減するため、令和6年度調査から年度報化し、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月11日付け厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労務関係担当)通知)】</p>	<p>社会福祉施設に関する調査の必要性や利活用状況については、右記の通知により明示した。なお、オンラインによる調査等の拡充について、介護サービス施設・事業所調査詳細票は令和5年度調査から全ての詳細票においてオンライン調査を開始し、社会福祉施設等調査詳細票は令和6年度調査から全ての詳細票においてオンライン調査を実施。また、福祉行政報告例(報告表54表及び54の2表)の月報の年度報化については、令和6年度調査から年度報化し、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和5年度福祉行政報告例の実施について(依頼)(令和5年2月24日付け厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労務関係担当)通知)</p> <p>【厚生労働省】令和5年度社会福祉施設等調査の実施について(通知)(令和5年3月31日付け厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労務関係担当)通知)</p> <p>【厚生労働省】令和5年介護サービス施設・事業所調査の実施について(通知)(令和5年4月14日付け厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労務関係担当)通知)</p> <p>【厚生労働省】令和6年度福祉行政報告例の実施について(依頼)(令和6年3月11日付け厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労務関係担当)通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_168	こども家庭庁成育局保育政策課、支援局家庭福祉課 厚生労働省政策統括官付参事官統計・情報総務室
<p>【厚生労働省】</p> <p>(46)自殺対策基本法(平18法85)</p> <p>地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜各5＞</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(34)自殺対策基本法(平18法85)</p> <p>(1)地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【措置済み(令和5年7月24日付け地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書記入要綱)】</p>	地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書及び実施報告書の様式の統一並びに記載項目の削減など、事務を簡素化した。	【厚生労働省】地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書記入要綱(令和5年7月24日付け厚生労働省社会・援護局総務課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_169	厚生労働省社会・援護局総務課
<p>【内閣府】</p> <p>(6)地震防災対策特別措置法(平7法111)</p> <p>地震防災緊急事業5箇年計画(2条1項、以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p> <p>・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p> <p>・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—	<p>地震防災緊急事業5箇年計画について、国土強靱化地域計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。</p> <p>地震防災緊急事業5箇年計画の策定及び変更における内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取に係る事務について簡素化することとし、その旨を都道府県に通知した。</p> <p>また、計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施することとし、その旨を都道府県に通知した。</p>	【内閣府】地震防災緊急事業5箇年計画の策定事務の簡素化等について(令和5年3月9日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_170	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当、防災計画担当)
<p>【デジタル庁(6)】【経済産業省(1) (ロ)】</p> <p>中小企業信用保険法(昭25法26)</p> <p>セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続については、令和5年度の手続までオンライン化する。</p>	—	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続について、既に認定事務の電子化を進めている自治体の取組も踏まえ、デジタルプラットフォーム構築事業(デジタル庁計19条19号)と連携し、セーフティネット保証制度の運用を強化し、電子化に向けたコネクティブ構築、19市区町の意見を踏まながらシステム開発を行い、令和5年4月1日から希望する自治体でも自治体で利用可能となった。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ法人ID班 中小企業庁事業環境部金融課
<p>【内閣府(11)】【個人情報保護委員会(5)】【デジタル庁(13)】【総務省(29)】</p> <p>結婚新生活支援事業</p> <p>結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。</p> <p>また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方案を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜各5＞</p> <p>5【個人情報保護委員会(9)】</p> <p>【こども家庭庁(17)】【デジタル庁(10)】</p> <p>【総務省(21)】</p> <p>結婚新生活支援事業</p> <p>結婚新生活支援事業における補助金の交付申請手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携を行うことができる独自利用事務(同法第29条)として結婚新生活支援のための給付金の支給に関する事務を追加した。</p> <p>【措置済み(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報提供に關する規則の一部を改正する規則(令和5年9月19日付け個人情報保護委員会事務局第4号)、令和5年9月19日付け個人情報保護委員会事務局局長通知)】</p>	結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続について、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供した。	【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則(令和5年9月19日付け個人情報保護委員会事務局局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_172	内閣府子ども・子育て本部(少子化対策担当) 個人情報保護委員会事務局監視・監督室 こども家庭庁長官官房少子化対策室 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ ID/認証・メンテナンス部担当 総務省自治体事務局市町村視視
<p>【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】</p> <p>食糧衛生(昭22法33)</p> <p>都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項、以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・都道府県等から都道府県等監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。</p> <p>・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。</p> <p>・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないこと(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和7年7月末までに通知する。</p> <p>・監視指導計画に記載されている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。</p> <p>・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平15厚生労働省告示301、以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載内容については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けずため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と認められる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。</p>	—	<p>以下の内容について、都道府県等に通知した。</p> <p>・都道府県等から都道府県等監視指導計画の報告について、電子メールによる報告を原則とすること。</p> <p>・監視指導計画を策定又は変更する際の意見聴取について、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能であること。</p> <p>・監視指導計画の記載内容が、都道府県等の判断で簡素化することが可能であること。</p> <p>2ポイント【効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例】として、パブリックコメントの実施手法や簡素化に向けた優良事例について、都道府県等に通知した。</p> <p>5ポイントについては、計画の策定を行う際は、食品衛生上の問題発生状況等の分析及び評価を原則毎年実行することしつつ、一部事項については、都道府県等の判断により、必要に応じた頻度で見直しを行うことが可能である旨を指針に追加した。</p> <p>1ポイント、3ポイント及び4ポイントについては、令和5年3月末までに実施済み。</p>	<p>【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について(令和5年4月14日付け消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)</p> <p>【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について(令和5年4月14日付け消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)</p> <p>【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件(令和5年10月31日消費者庁・厚生労働省告示第1号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/seibunsoyu/2022/r4fu-tsuchi.html#r4_173	消費者庁食品表示企画課 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	174	03.医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	A 権限移譲	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(地方自治法第245条の9に基づき処理基準)	権限移譲	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、有効なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する指定都市への移譲	新型コロナウイルスについては、供給量に応じて、国→都道府県→市町村→医療機関・集団接種会場等の順に配分が行われている。京都府が行った市町村への配分量の決定まで、市町村では医療機関や集団接種会場へのワクチンの配分を決めることができないため、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱える指定都市では、迅速な接種実施の妨げになっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	175	09.土木・建築	中核市	長崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国土交通第117号国土交通省住宅局長通知)補助金に係る予算執行の適正化に関する法律第22条	地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用に際しては、人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用に際しては、人口減少対策や定住促進を目的とし、公営住宅の空き住戸を活用して若者へ住戸を提供する社会実験を行うため、当該住戸に係る活用計画の承認手続を平成21年2月27日国土交通省住宅局長通知に基づき行いが、承認を得るまでに4ヶ月程度の期間を要した。地方整備局に提出する活用計画において、その目的及び必要性を記載する必要があるが、その記載例として同通知にUターン等により居住を希望する若者単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」が挙げられている。したがって、当市としては、人口減少対策や定住促進が目的外使用の目的及び必要性として一般に認容されているものと考え、そうであればそうした目的による目的外利用について事前に活用計画を地方整備局に提出し承認を得る必要性は乏しく、事後報告や事前報告等の報告制とすれば足りるものと考える。人口減少対策や定住促進を進めるには、公営住宅の目的外利用承認に係る審査の迅速な推進が図られるようにすることが必要と考え、当該手続の見直しを求める。なお、審査制とすることが困難な場合には、活用計画の記載事項の簡素化や承認可能な記載例の周知徹底など、相応に手続の直直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html		
R4	176	03.医療・福祉	都道府県	山形県、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針(平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知)	がん診療連携拠点病院の指定に関する指針	厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専任の常勤医を配置することを定めているため、通常診断等の技術を取り入れた指定制度とする必要はない見直しを求める。また、上記の措置が困難な場合は、医師数が300人未満の医療機関において、遠隔診療等の技術を取り入れた病理診断・放射線治療体制を整備できれば、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置を必須としない措置を講じる若しくは現在の経過措置を延長することを求める。	【実行制度について】厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、「がん診療連携拠点病院」の指定要件として、「病理医」及び「放射線治療医」について専任の常勤医を配置することを定めている。【支障事例】現在、指針では、常勤の「病理医」及び「放射線治療医」の配置が必須条件となっているが、医師数が300人未満の医療機関では、令和4年3月までは常勤を必須としない経過措置が設けられていたこと、経過措置終了に伴い、今後、更新手続の際、専任の常勤医として配置できなかったら指定を受けられない。【制度改正の必要性】地方では医師確保が課題となっており、要件である常勤の「病理医」、「放射線治療医」の確保には苦慮している実態がある。特に病理医は全国的に不足している。このため、医師数が300人未満の医療機関以外の指定を受けたい病院についても、今後指定要件を満たせなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	177	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、第14条第1項、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第35条第2項	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条及び同法施行規則第35条第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とするとしてもいい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。国の「保険薬局」及び「難病法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数(保険薬局-2,015件(令和4年3月1日時点)、指定薬局-2,066件(令和4年3月1日時点、関東信越厚生局IP掲載データ))、保険薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の遅れによるものと考えられる。指定薬局のうち特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加・繁がることが、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っていることと推察される。昨がん・重症難病医療研究促進事業(平成30年6月27日付け健康0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、難病法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対応とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、負荷かつ適切な特定医療が担保されると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	178	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の9第1項、第6条の2第2項、児童福祉法施行規則第7条の29第2項	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法第19条の29及び同法施行規則第7条の29第2項に定める指定医療機関の指定について、健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けている薬局からの申請及び都道府県の指定を不要とし、保険薬局であれば全て指定医療機関とするとしてもいい。	指定医療機関のうち薬局の件数は多く、また事業譲渡等で手続が必要になる頻度も高いため、薬局の事務負担が大きくなるとともに、申請を処理する自治体の事務負担も大きい。国の「保険薬局」及び「児童福祉法による指定医療機関である薬局(以下、「指定薬局」という。))」のそれぞれの薬局数(保険薬局-1,722件(令和4年3月1日時点)、指定薬局-1,839件(令和4年3月1日時点)、指定薬局の件数と指定薬局の件数はほぼ同数となっている。なお、件数の差は申請手続の前後、廃止等の申請の遅れによるものと考えられる。指定薬局のうち特定医療の取り扱いが可能となり、売り上げの増加・繁がることが、基本的に保険薬局は指定薬局の申請を行っていることと推察される。昨がん・重症難病医療研究促進事業(平成30年6月27日付け健康0627第1号厚生労働省健康局長通知別添)では、公費負担医療の提供主体を指定医療機関及び保険薬局としており、児童福祉法においても、薬局については保険薬局であれば申請及び指定を不要とし、公費負担の対応とする措置を提案する。保険薬局の指定に関する要件と指定医療機関の指定に関する要件は類似しており、保険薬局の指定を受けることをもって、負荷かつ適切な特定医療が担保されると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	179	01.土地利用(農地除く)	都道府県	千葉県、長野県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制法に基づき土地利用規制法に準じた「計画図」を変更する場合には、審議会への意見聴取を不要とする	国土利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表現したものを(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図より定めたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(総合的な趣意の変更を除く。)についても同様の趣意が示されている。「計画書」については、必要に応じて、第38条審議会への審議手続を行い、「計画書」の変更を行うとともに、定期的に、モニタリング調査を実施し、その進捗管理に努めているところであり、現況を把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画法及び土地利用基本計画に関する運用指針第24条4(2))個別規制法における土地利用規制法の変更については、計画書策定時に第38条審議会から審書を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみによる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に係る森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html	
R4	180	12.その他	都道府県	千葉県、福島県	財務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第72条の55の2、「個人情報保護条例(第3編第1章)の制定について(法令経過措置)(平成12年11月15日付理府第39-3号省令-30、課審3-10、管審2-18、課審3-70、徴管2-73、課審3-72、査調2-14、課料1-44、査察1-60、国税庁長官通告)	青色申告決算書(不動産所得用)における貸付不動産の保有状況欄」の新設	個人事業税の賦課資料となる青色申告決算書(不動産所得用)に、貸付不動産の保有状況欄を設けて欲しい。	個人事業税の賦課資料は、所得税の申告書を基に行っている。不動産貸付業及び駐車場業について、課税対象はなにか否かの判断は、貸付物件数が認定基準以上であるか否かか判断されるが、貸付物件数が所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして把握している。決算書は、収支内訳書(不動産所得用)と青色申告決算書(不動産所得用)の2種類があるが、貸付物件数を判断する際に参考となる貸付不動産の保有状況欄は、収支内訳書(不動産所得用)にない。よって、収支内訳書(不動産所得用)を添付した納税者については、改めて貸付物件数を調査する必要がある。賦課事務に時間を要している。	-
R4	181	12.その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	マイナンバー制度において、地方公共団体がマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則の制定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの活用利用の場合について、条例ではなく、規則での規定で利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内局間での特定個人情報等の提供の場合および番号法第19条第1号に基づく庁内情報機関との特定個人情報情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	マイナンバー制度において、地方公共団体がマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則の制定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの活用利用の場合について、条例ではなく、規則での規定で利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内局間での特定個人情報等の提供の場合および番号法第19条第1号に基づく庁内情報機関との特定個人情報情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和4年11月、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することで都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5-6月、9-10月、11-12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3ヵ月半)を持つことで、届出(令和4年6月)、情報連携開始(令和4年7月)が、都の規程改正(情報連携開始後)より1年3ヵ月あることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月以降の情報連携が開始でき、約4ヵ月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル庁の形成を図るための関係法務の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととした。従前は、区との個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内での情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにもかかわらず、庁内での特定個人情報情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第1項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3ヵ月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1ヵ月)や規則改正(約2ヵ月)等、規程の制定を含め必要とする約4-6ヵ月半程度の時間を必要とする事務が発生した。今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施することになったの支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延-5ヵ月半程度の事務が削減される。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整については、都道府県における地域の実情を踏まえた調整を依頼するとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう、都道府県に通知する。 【措置済み(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事室事務連絡等)】</p>	—	都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整について、都道府県における地域の実情を踏まえた調整及び市町村別における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう依頼した。	【厚生労働省】モデルナ社の新型コロナウイルス(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2種)ワクチンの配定等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事室事務連絡) 【厚生労働省】ファイザー社の新型コロナウイルス(オリジナル株とオミクロン株(BA.1)の2種)ワクチンの配定等について(令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_174	厚生労働省健康局予防接種担当参事室
<p>【国土交通省】 (13)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	—	地方公共団体及び地方整備局等の公営住宅担当者向けの研修会等において、地域対応活用計画の承認事例や承認に当たっての留意事項等を周知した。	【国土交通省】「公営住宅管理研究会資料(令和4年度版)」	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_175	国土交通省住宅局住宅総合整備課
<p>【厚生労働省】 (61)がん診療連携拠点病院の指定に関する事務 がん診療連携拠点病院等の医師の配置に関する要件の在り方については、地域におけるがん診療の状況や遠隔診療の活用状況等を踏まえて、次期「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令和4厚生労働省健康局長)の改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は薬局において、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定日と同日とすることを可能とした。</p>	<p>新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日と同日とすることを可能とした。</p>	【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】「指定医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_177	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
<p>【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けることができるよう、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定日と同日とすることを可能とした。</p>	<p>新規に開設する医療機関又は薬局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定小児慢性特定疾病医療機関又は指定医療機関の指定日と同日とすることを可能とした。</p>	【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】「指定医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_178	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
<p>【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (イ)土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</p>	—	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるように、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。	【国土交通省】「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」の改正について(令和5年3月15日付け国土交通省国土政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_179	国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室
—	—	—	—	—	—
<p>【個人情報保護委員会(4)(イ)】【デジタル庁(10)(イ)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号)に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平26個人情報保護委員会規則第3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	182	12.その他	特別区	練馬区	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第15条、特定個人情報保護評価指針	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。特定個人情報保護評価の簡素化または廃止に関するガイドラインに即り適切に取り扱いが必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されていること、特定個人情報保護評価の先導が国民への透明性の担保にほぼ相当しているの、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないの等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証を見直しをお願いしたい。	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。特定個人情報保護評価の簡素化または廃止に関するガイドラインに即り適切に取り扱いが必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されていること、特定個人情報保護評価の先導が国民への透明性の担保にほぼ相当しているの、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないの等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証を見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならず、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるために多岐なスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見取集や第三者点検等の対応を国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。<事例1> 令和2年11月3日に国から新型コロナウイルスに基づき事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月から情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等があったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせるできないスケジュールであった。<事例2> ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月頃からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyujekku.html
R4	183	12.その他	特別区	練馬区	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程	情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化に関する具体的な、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要となる、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録の追記作業を簡素化する。具体的には、誤った事務処理をした情報照会者による追記作業のみで完結できるようにする。	情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。従って令和3年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約30件程度発生している。作業に要する時間を削減するため、報告票の授受より自動で追記処理が行われる「オンラインによる追記」も活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいる場合、より多くの追記作業依頼が発生すること他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyujekku.html
R4	184	07.産業振興	都道府県	山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南郷町、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、舟形町、舟形町、大蔵村、高島町、川原町、白鷹町、飯島町、三川町、庄内町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条及び第33条の4	地城環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「採石採取計画」の認可基準の改正)	採石法の採石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業者に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、採石業者一般と法の調を認る公益等調整委員会の過去の規定では、都道府県における採石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないの判断が示されている。また、採石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来なかったため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来な状況となっている。	豊富な清流が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づき採石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業者一般と法の調を認る公益等調整委員会の過去の規定では、都道府県における採石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないの判断が示されている。また、採石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来なかったため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来な状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyujekku.html	
R4	185	05.教育・文化	都道府県	山形県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27条、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)	公立大学法人の業務負担の軽減	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の効率等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。また、設立団体側、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務自体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見取集のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。	公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、その設立団体へ届け、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の所属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。また、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面での申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならぬなど、多大な業務負担が生じている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続を行わなければならない。事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続を行わなければならない。事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続を行わなければならない。事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyujekku.html
R4	186	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、青森県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第31条、第67条、第70条の2	食品衛生申請等システムの機能の見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体の独自で構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体の独自で構築しているシステムの自動連携機能を設けることなどが想定される。その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政が加えて、監視指導、食中毒、取去等にかかわる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政とも手間と時間がかかっている。	令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」の本格運用が開始された。本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きを必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出手続を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、取去検査実績等に関する機能が取られ、業務の効率化が喫緊の課題となっている。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続を行わなければならない。事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyujekku_yosun.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【個人情報保護委員会(4)(ロ)】【デジタル庁(10)(ロ)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護委員会規則1)7条については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>4【個人情報保護委員会】</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)5条から7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取(同規則7条1項及び2項)について、オンラインを活用した方法によることも可能であることと明確化し、地方公共団体に通知した。 ・措置済み(特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(令和6年個人情報保護委員会告示第1号)、令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局発通知) ・特定個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を提示した。また、評価書既成及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平26特定個人情報保護委員会告示6)の参照箇所及びその概要を掲載し、地方公共団体に通知した。 ・措置済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡) ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行うマイナンバー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 ・措置済み(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知) 	<p>特定個人情報保護評価に関する規則7条第1項及び第2項に規定する全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取について、インターネットを利用した方法によることも可能である旨を現便及び指針に明記した。</p> <p>地方公共団体におけるリスク対策の検討に資するよう、また、事務の効率化に資するよう、個人情報保護委員会HP掲載資料「特定個人情報保護評価指針の解説」において以下を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎項目評価書中「IV リスク対策」の自由記述式の欄の記載例を掲載した。 ・基礎項目評価書中「IV リスク対策」に関する主な措置の実施状況について「2)十分であることを現状で具体的な水準を提示した。」 ・別添2～4(評価書の記載要領)に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の参照箇所を記載した。 <p>地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行うマイナンバー保護評価システムを改修した。</p>	<p>【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日個人情報保護委員会、令和6年5月27日改定)</p> <p>【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の公布について(通知)(令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局長通知)</p> <p>【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の関連資料の掲載等について(周知)(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡)</p> <p>【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の施行について(通知)(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_182</p>	<p>個人情報保護委員会事務局監視・監督室</p>
<p>5【デジタル庁】</p> <p>(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(1)情報提供等の記録(23条1項)において、事務処理等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における当該事務の円滑な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知した。 ・情報提供等の記録の取りを防止する観点から、マイナンバー制度における情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。 	<p>情報提供等の記録において、事務処理等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供NWS接続運用調整WG(第16回)を令和4年5月19日に開催し、事務処理等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務処理適正化措置につき、詳細な資料を作成・準備し、具体的な多数の事例を交えて、詳細な説明を行った。その上で、同資料を「デジタルPMO」に掲載して地方公共団体への周知を図った。 ・加えて、地方公共団体に対しては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の協力を得て、同機構が地方公共団体向けに定期的に発行している「自治体中間サーバー通信」で同資料を掲載し、周知を行った。 ・情報提供NWS接続運用調整WG(第17回)を令和5年1月30日に開催し、情報提供等の記録の取りを防止する観点から、情報連携における事務処理適正化措置につき、詳細な資料を作成・準備し、具体的な多数の事例を交えて、詳細な説明を行った。その上で、同資料を「デジタルPMO」に掲載して地方公共団体への周知を図った。 ・加えて、地方公共団体に対しては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の協力を得て、同機構が地方公共団体向けに定期的に発行している「自治体中間サーバー通信」で同資料を掲載し、周知を行った。 				<p>デジタル庁デジタル社会共通機能グループ ID認証担当情報提供NWS</p>
<p>5【総務省】</p> <p>(23)地方独立行政法人法(平15法118)</p> <p>公立大学法人の年度計画(27条1項)の作成及び年度評価(78条の2第1項1号)については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。</p>		<p>中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した。また、年度計画及び年度評価を廃止する地方独立行政法人法の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第211回通常国会に提出し、令和5年6月13日成立(令和5年法律第58号)。令和5年6月16日に公布・通知。</p>	<p>【総務省】【文部科学省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方独立行政法人法の改正について」(令和5年6月16日付け総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_185</p>	<p>総務省自治財政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学教育・入試課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
R4	187	07.産業振興	都道府県	埼玉県、新潟県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第6条	電気工事士免許の交付申請手続のデジタル化	電気工事士免許(第一種・第二種)の交付申請に際して交付が義務付けられている(試験に合格していることを証明する書類)及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免許の再交付申請においては、申請者自らが電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、当面における電気工事士免許の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。	【現行制度について】 電気工事士免許(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していることを証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免許の再交付申請においては、申請者自らが電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、当面における電気工事士免許の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	188	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、熊谷市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第9条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第9条、第9条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、振動規制法施行規則第8条、第9条	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法に基づき一括の届出と見なすことのできる、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出において①及び②が達成できるような現行制度を見直すこと。	【現行制度】 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法に基づき届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出事項(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体に設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、届出を行わなければならない。	【支障の解決策】 複数の規制法に共通する事項については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握することによって、登記事項証明書及び公図の写しを求め、申請者等が「価格による随意契約」を行う際の標準が大幅に見直しされたところであることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html
R4	189	12.その他	都道府県	埼玉県、さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条、第14条、土壌汚染対策法施行規則第2条第2項、第56条第4号、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の「土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月31日付閣内水大土発第190015号)、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付閣内水大土発第220212号)	「登記情報提供サービス」を利用し取得した公図等が、土壌汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを認る」として、通知等と見なされること	土壌汚染対策法に基づき申請等において、不動産登記法に基づき地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」とい。)の添付が必要となる手続がある。土壌汚染対策法施行規則に添付する公図等については、登記事項証明書及び公図の写しを求め、申請者等が「価格による随意契約」を行う際の標準が大幅に見直しされたところであることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	【現行制度】 申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取付なければならない。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。地方公共団体は、「登記情報提供サービス」に限り、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取付ることができる。当該情報から土地の所有者等であることを証明する書類として認められれば、申請者等は法務局の窓口や郵送で公図等を取付る必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月31日付閣内水大土発第190015号では、「土地の所有者等であることを証明する書類として「登記事項証明書及び公図の写し」を明記しているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。」「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証明する書類として認められなければならない。申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない。すなわち、利便性の向上に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	190	12.その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第24条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1号、別表第5	随意契約できる金額の現状に即した見直し	地方自治法施行令に定める随意契約できる金額については、現状に即した見直しを行うこと。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる小額随意契約については、能率的な行政運営に根拠したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の部が改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考えられる。例えば、別表第5の表第1「工事又は製造の請負」「都道府県及び指定都市」の場合、令和6年度時点における50万円は、建設工事費プルーナー(国土交通省)による現在の標準価格等と、おおよそ35万円となる(建設総合・5.8(1982年度)→07.8(2009年度(暫定))。また、平成29年9月29日付「社会協定法における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会協定法が「価格による随意契約」を行う際の標準が大幅に見直しされたところであることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる小額随意契約については、能率的な行政運営に根拠したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の部が改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考えられる。例えば、別表第5の表第1「工事又は製造の請負」「都道府県及び指定都市」の場合、令和6年度時点における50万円は、建設工事費プルーナー(国土交通省)による現在の標準価格等と、おおよそ35万円となる(建設総合・5.8(1982年度)→07.8(2009年度(暫定))。また、平成29年9月29日付「社会協定法における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会協定法が「価格による随意契約」を行う際の標準が大幅に見直しされたところであることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	—
R4	191	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療報酬請求書等の記載要領(令和1年8月17日改定)第2号(直近改正令和4年3月25日発第0325第1号)	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項や医療費・医療機関利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めると、また、市町村等における事業者利用者の高額療養費の再計算処理を不透明にするため、関連システムの改修が必要とされていること	無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項や医療費・医療機関利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めると、また、市町村等における事業者利用者の高額療養費の再計算処理を不透明にするため、関連システムの改修が必要とされていること	無料低額診療事業とは、経済的理由により必要な医療を受けることができない者に対して、無料または低額で診療を行う事業である。また、生活困難者に限らず医療費の家計負担を減らす観点から高額療養費の減額等ももたらしている。しかし、この診療報酬明細書のみでは無料低額診療事業の利用状況や事業者が窓口で実際に支払った医療費が分からない。高額療養費については、申請手続の簡便化により自動進捗を行っているが、支給後に被保険者からの申請により無料低額診療事業を利用していることが判明した場合、過大支払となつた分について返還を求めなければならない。また、被保険者が行政双方の負担となっている。また、申請がなければ無料低額診療事業の利用状況の把握はそもそも困難である。また、支給事務に限り、申請者等が個別に被保険者や医療機関に医療費の支払状況を確認する必要があるが、規模の大きな市区町村においては全件確認を行うとは現実的に困難であり、仮に全件確認を行った場合は被保険者や医療機関へ大きな負担をかけることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	192	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の4、介護保険法施行規則第83条の4の4	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービスの支給申請手続きの簡素化(自動進捗化)を求める。	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービスの支給申請手続きの簡素化(自動進捗化)を求める。	【現行制度について】 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービスの申請については、該当する世帯の世帯主(被保険者)に対し申請の簡便化を送付し、申請書を送付している。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費については、初回のみ申請書を受け、以降は自動的に請求書が支払われている(自動進捗)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	193	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもの教育、保育等のための児童の福祉に関する法律第3条第7項、第17条第4項	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行政認定こども園の認可・認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議はほぼ行われていない。また、認定こども園の認可や認定をた後に、政令指定都市の長から都道府県知事へと情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたこと、事前協議の把握が可能なものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	194	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要領に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成13年法律第62号)直近改正令和4年3月25日発第0325第1号、住宅確保要領に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第16条	登録基準の強化・緩和にかかわらず賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とする。	登録基準の強化・緩和にかかわらず賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定は無関係にかかわらず登録事務を実施する自治体の裁量とする。	【現行制度について】 市町村賃貸住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要領に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村賃貸住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備え置設備等)強化又は緩和することができるとされており、登録基準を緩和・強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録希望物件と面積要件のミスマッチを防止するため、登録基準を緩和・強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではセーフティネット住宅の確保を目的として、登録基準(面積基準)の緩和を行ったために神戸市住宅確保要領等向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	195	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第62号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第2項	登録基準の強化・緩和にかかわらず高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定は無関係にかかわらず登録事務を実施する自治体の裁量とする。	登録基準の強化・緩和にかかわらず高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定は無関係にかかわらず登録事務を実施する自治体の裁量とする。	【現行制度について】 市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でセーフティ付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、備え置設備等)強化又は緩和することができるとされており、登録基準を緩和・強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではセーフティ付き高齢者向け住宅の充実に資するため、登録基準(面積基準)の緩和を行ったために神戸市住宅確保要領等向け賃貸住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	
R4	196	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条(届出)、国民年金法施行規則第1条の4(資格取得の届出)	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を経由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職種で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を経由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職種で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	【現行制度について】 退職等に伴う第2号被保険者等の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更にあたっては、事業主が厚生年金(第2号被保険者)資格喪失等手続きを行った後、本人が国民年金(第1号被保険者)の変更手続きを行う必要があるが、退職日の翌日から14日以内に市町村長へ届出することとなり、本人が市区町村の窓口に出向く必要がある。また、本人からの届出がない場合、職種適用で強制加入処理を行うが、現行では職種適用でも約50ヶ月を要している。当市における第2号、第3号から第1号被保険者への加入手続きにおいて、届出履歴を行った未届届(年間約5,500件)のうち、本人届出があった件数は約500件、未届けにより職種適用された件数は約5,000件であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyusyu/2022/teianbosyusyu_jokoku.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【経済産業省】</p> <p>(3)電気工事士法(昭35法139)</p> <p>電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。</p>	—	従来は、電気工事士免状の交付又は再交付を申請する場合、写真2枚を提出する必要があったが、省令を改正し、電気工事士免状の交付申請の際に必要な写真の枚数についての規定を削除し、オンラインによる申請も可能であることを明確化した。	【経済産業省】電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年12月14日付付)【経済産業省令第98号】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_187	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課
<p>【環境省】</p> <p>(3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びバイオキシン類対策特別措置法(平11法105)</p> <p>各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。</p> <p>①大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について(「平8環境庁大気保全局企画大気生活環境部長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>②複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するeLOWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	1)37項目については以下のとおり。 「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月1日付け環境省水・大気環境局総務課長・大気環境課長・水環境課長・水環境課関係性海域対策室長通知)により、「大気汚染防止法等に係る氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について(通告)」(平8環境庁大気保全局企画大気生活環境部長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、地方公共団体に通知した。 2)37項目について、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討中。	【環境省】「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について(令和5年3月1日付け)環境省水・大気環境局総務課長、大気環境課長、水環境課長水環境課関係性海域対策室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_188	環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室、海洋環境課海域環境管理室
<p>【環境省】</p> <p>(15)土壌汚染対策法(平14法53)</p> <p>(ロ)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び要措置区域又は形質変更時要措置区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)】</p>	—	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出及び要措置区域又は形質変更時要措置区域の指定の申請に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得し、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【環境省】「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」の公開と「土壌汚染状況調査における地調調査について」の改正について(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_189	環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】</p> <p>(30)国民健康保険法(昭33法192)</p> <p>(ウ)無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】</p> <p>(31)国民健康保険法(昭33法192)及び介護保険法(平9法123)</p> <p>高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービスの支給申請(国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 4【厚生労働省】</p> <p>(31)国民健康保険法(昭33法192)及び介護保険法(平9法123)</p> <p>高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービスの支給申請(国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町村及び被保険者の負担を軽減するため、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和6年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。</p>	—	—	—	厚生労働省保険局国民健康保険課 厚生労働省保険局高齢者医療課
<p>【内閣府(8)(ロ)】【文部科学省(13)(イ)】【厚生労働省(45)(ロ)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>幼児保育施設認定とも園以外の認定及び幼児保育施設認定とも園の認定に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び7条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 5【子ども家庭庁(11)】【文部科学省(11)】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)</p> <p>幼児保育施設認定とも園以外の認定とも園の認定及び幼児保育施設認定とも園の認可に係る指定都市及び中核市(以下この事項において「指定都市等」という。)の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び7条4項)については、指定都市等の長から都道府県知事への事前通知とすることとした。 【措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号))】</p>	指定都市等における認定とも園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知とする要件の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第21回通商国会に提出し、令和5年6月13日成立(令和5年法律第58号)、令和5年6月16日に公布・通知。	【子ども家庭庁】【文部科学省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について(通知)」(令和5年6月19日付け)子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_193	子ども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
<p>【国土交通省】</p> <p>(30)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)</p> <p>市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するよう方策について、市町村に令和4年度中に通知する。</p>	—	市町村に対し、市町村賃貸住宅供給促進計画と他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するよう方策を通知した。	【国土交通省】「市町村賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について(周知)」(令和5年3月20日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_194	国土交通省住宅局住宅総合整備課
<p>【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)</p> <p>高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に通知する。</p>	—	高齢者居住安定確保計画については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、厚生労働省が主催する全国会議(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議)に加えて、国土交通省が主催する全国会議(公営住宅整備事業等担当者会議)においても周知した。	【厚生労働省】「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(令和5年3月8日開催) 【国土交通省】「公営住宅整備事業等担当者会議資料」(令和5年6月22日開催)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_195	厚生労働省老健局高齢者支援課 国土交通省住宅局安心居住推進課
<p>【厚生労働省(32)】</p> <p>(32)国民年金法(昭34法141)</p> <p>国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年度中に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職種による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 4【厚生労働省】</p> <p>(32)国民年金法(昭34法141)</p> <p>国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年度中に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職種による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み(システムによる種別変更処理を令和7年1月から実施)】</p>	国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務について、当該事務の効率化を図るため、職種適用者の選定等の職種適用処理をシステムで完結できるようシステム改修を行い、種別変更までの期間を1か月間短縮した。	【厚生労働省】「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(令和5年3月8日開催) 【国土交通省】「公営住宅整備事業等担当者会議資料」(令和5年6月22日開催)	—	厚生労働省年金局事業管理課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	197	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付(ひかり)の書類の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付(ひかり)の書類を電子化することを求める。	【支援事例】 後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過納額金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、パッチ処理することで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあり、処理対象件数が多いパッチ業者によるデータ化を行っている。データ化した情報をシステムに取り込み、パッチ処理することでより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかわる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、パッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込む、負荷を軽減している。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようにデータでの提供に変更することで、パッチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトの読み込み等の処理が不要になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html
R4	198	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国土市第150号)、空き家対策総合支援事業事務処理要綱	空家等対策計画及び事業実施計画の策定又は事業実施計画の策定を要しないこと。あるいは、事業実施計画のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	補助金(空き家対策総合支援事業)申請要件となっていない「基本方針・目標」等直接する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	補助金(空き家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」について、「基本方針・目標」等直接する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html
R4	199	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第7条第1項及び第3項、第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付経営第284号農林水産省経営局長通知)、農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月25日付3経営第281号農林水産省経営局農地政策課長通知)	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づき最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の削減も行う。	【現行制度について】 農業委員会は、その区域内における農地の利用の最適化の推進に関する目標及びその区域内における農地の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めるとし、指針を定めた場合には公表しなければならない(令和4年5月の法改正により指針の策定が義務化。現段階では未施行)。また、農業委員会は、農地の利用の最適化の推進の状況等について、公表しなければならない。 【支援事例】 農業委員会の業務の一部の農地法附則の法定登記事務を除く自治事務であり、自己公示の通知は技術的助言であると理解しているが、実質的に通知に従うことを義務付けるような記載がなっており、各農業委員会の自主性が損なわれる結果となっていると考えられる。 令和3年度以降は、各農業委員会が地域の実情に応じて主体的に目標設定をし、令和4年2月25日付3経営第281号農林水産省経営局長通知及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月25日付3経営第281号農林水産省経営局農地政策課長通知)が示され、目標設定、点検・評価の簡素化が図られている。また、当市の実情(兼業農家や施設園芸農家が多い)に鑑みて設定が必要と考えられる目標と、国が示す考え方から導かれる目標(非常に高い農地の集積率を一律に目標設定とすること等)とが乖離しているため、当市農業委員会から、当該通知に加え、令和4年度から作成が必要となる資料が削減し、かつ詳細な情報まで求められ、多大な事務負担が生じている。特に各推進委員等が記入することとなる活動記録簿につき非常に詳細な情報が求められ、活動記録簿として詳細な記載が必要であるのか疑問である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html	
R4	200	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月17日付内閣府地方創生推進事務局連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付対象の拡充(取扱いについて)」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスワークタイプなどへの受入環境を整備することを、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう交付金の対象を拡充すること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。 このため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス等では、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大100万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka_yosan.html	
R4	201	07_産業振興	都道府県	岐阜県、栃木県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年8月20日付内閣府地方創生推進事務局連絡「地方創生テレワークタイプの変更申請について、令和4年4月28日付内閣府地方創生推進事務局連絡「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について)」	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については経費変更手続を要しないこととする。また、通常変更についても変更手続の簡素化を図ること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡素な変更や経費の少額な利用等の事業計画に直ちに影響しない変更で、軽微な変更の手続きとされており、事業をスムーズに実施することができるとされている。 また、通常変更についてもその手続時期が限定されている上、内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支援事例としては、令和2年度補正予算で計上された前年の地方創生テレワーク交付金にかかる市町村事業において、通常変更の申請期間が終了した後に変更が生じた場合、軽微な変更の範囲に収まる変更とするよう市町村に指導した事例がある。申請期間の終了後に通常変更が必要な事例が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html	
R4	202	02_農業・農地	都道府県	岐阜県、高知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4号、同条第5号、同項第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第2項、同条第3項、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行期の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、同条第3項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第6号	農地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	【現行制度について】 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の貸借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農地利用配分計画を認可することとなっている。 【生じている支障】 農地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、業務が煩雑となっている。例えば、受け手耕作者又は農家の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考えられる。 また、認可申請に係る書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ない状態となつており、事務の煩雑につながっている。特に、農地の貸付期間が原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農地利用配分計画の認可申請が急増し、これによって現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。 【参考】当県の状況 平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績72,561筆(平均9,070筆/年) 令和4年度から予想される新規契約の農地家数 平均8,000筆/年・① 令和4年度から予想される契約更新の農地家数 平均10,000筆/年・② 合計①+② 平均18,000筆/年(最大20,433筆/年) 【改正法による制度改正について】 改正法の施行後においては、農地利用配分計画は農地利用集積計画と統合され、農地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農地利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別がなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類として作成や確認作業が生じる状態には変わりないため、事務の煩雑さは改善されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html	
R4	203	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第11条第1項、第2項、森林法施行規則第38条第8号	森林経営計画制度における主伐量の上限見直し	森林経営計画の認定要件のうち主伐量の上限基準について、認定基準を見直し、森林経営計画内において十分な主伐量を確保できるように緩和することを求める。	【現行制度について】 森林経営計画は、森林所有者(森林の経営の委託を受けた者を含む。以下、同じ)が、自ら森林の経営を行う森林を対象とする5年を1期とした計画で、森林所有者はこれを市町村の長などに提出して、当該森林経営計画が適当かどうかを十分に認定を求めることができる(森林法第11条)。認定要件の一つに、「適正な伐採立木材積」があり、計画期間内に伐採することとされる立木の材積(間伐に係る立木の材積を除く)が、次の式により算出される材積以下であること(択伐層材積を除外し、材積を算出する) Z = (Vw - Vn) / T × S Z = 当該計画的伐採対象森林(択伐層材積を除外)の年間成長量 (木材生産機能維持増進森林についてはZに2を乗じて得た値) Vw = 経営計画始期における当該計画的伐採対象森林の立木材積 Vn = 農業により定められた主伐を行う林齢における立木材積の1/2 T = 主伐を行う林齢が同一である森林の間伐層を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除した数値(加重平均) 【森林経営計画の適用ルールについて】 認定を受けた森林所有者が自ら森林の経営を行うものに限り、森林経営計画での伐採量の適用が認められているものの、計画作成数や認定面積の少ない林業経営体では適用が難しい。 【生じている支障】 上記により算定される主伐量の上限を超えるため、予定していた主伐区域を縮小した。森林経営計画の作成を見送ったなど森林経営計画制度が主伐の支援となる事例が報告されている。また、森林経営計画に基づく伐採では伐採得地の特別利用が認められるところ、計画作成を見送ることにより対象外となるため、立木所有者の不利益に繋がる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/einaboosyu/2022/einaboosyu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36) (注)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 【総務省(15)】【財務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(41) (注)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務については、行政機関間の情報連携基盤(以下この事項において「公共サービスメッシュ」といふ。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続申請を踏まえ、当該事務に係る書類の電子データによる提供を可能とするため、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>				
<p>【国土交通省】 (3)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家対策総合支援事業における空家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空家対策総合実施計画を策定した場合は、空家対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。</p>	<p>—</p>	<p>空家対策総合支援事業における空家対策総合実施計画については、「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家対策計画に記載すべき事項を包含した空家対策総合実施計画を策定した場合は、空家対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化について、地方公共団体に対して通知した。</p> <p>加えて、空家対策総合実施計画を策定する際の民間事業者等を構成員とする協議会等との連携方法について、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会である必要はなく、市区町村の判断で柔軟に対応が可能である旨を地方公共団体に対して通知した。</p>	<p>【国土交通省】「住宅市街地総合整備事業制度要綱新旧対照表」(令和5年3月31日改正) 【国土交通省】「空家対策総合支援事業における計画策定の合理化について」(令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課環境整備室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_198</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員会が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>					
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【内閣府】 (12)デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。 ・事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、令和4年10月から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)]</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体に對し、事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とするもとは、変更申請の機会を拡充する旨を通知した。 (デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡))</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣府地方創生推進室</p>
<p>【農林水産省】 (15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度貸借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すと共に、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経常局農地政策課長通知)]</p>	<p>—</p>	<p>農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度貸借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すと共に、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知した。</p>	<p>【農林水産省】農地利用配分計画の都道府県知事の認可に係る添付書類の省略について(令和4年10月28日付け農林水産省経常局農地政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_202</p>	<p>農林水産省経常局農地政策課</p>
<p>【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (注)森林経営計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)については、森林経営計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となった具体的な事例を実施調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>令和4年末までに森林経営計画の主伐上限材積が支障となった具体的な事例の実態調査を実施したところ、18県から42体の超過検計事例の報告があり、その多くは既存制度で対応可能であることから、これらを含む主伐上限材積の増加方策を整理し、令和5年3月1日の会議で都道府県に周知した。</p>	<p>【農林水産省】「令和4年度森林計画関係業務担当省会議資料(抜粋)」(令和5年3月1日開催)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_203</p>	<p>林野庁森林整備部計画課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5(内閣府)】</p> <p>(5)児童手当法(昭46法73)</p> <p>(a)児童手当及び特別給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特別給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村(特別区を含む。)から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、児童手当及び特別給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【子ども家庭庁】</p> <p>(10)児童手当法(昭 46 法 73)</p> <p>児童手当及び特別給付(以下この事項において「児童手当等」という。)の受給資格者たる公務員が退職した場合については、居住市町村(特別区を含む。)に対する児童手当等の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し、府省及び地方公共団体に令和5年度中に通知する。</p>	<p>令和6年3月25日に、「公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」を各府省庁及び各地方公共団体の児童手当担当部局に送付し、当該ガイドラインを参考し、引き続き各府県庁において児童手当の適正な支給に向けて取り組むよう周知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」第 1.0 版(令和6年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_204</p>	<p>子ども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室</p>
<p>【5(国土交通省)】</p> <p>(15)土地区画整理法(昭29法119)</p> <p>土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>土地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、令和5年4月19日開催の令和5年度全国市街地整備主管課長会議において周知した。</p>	<p>【国土交通省】「令和5年度全国市街地整備主管課長会議資料」(令和5年4月19日開催)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_205</p>	<p>国土交通省都市局市街地整備課</p>
<p>【5(総務省)】</p> <p>(11)地方交付税法(昭25法211)及び地方特例交付金の地方財政の特別措置に関する法律(平11法17)</p> <p>地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達目については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日額とする。</p>	<p>—</p>	<p>地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達目については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和4年6月定例交付金の支払い以降、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日額を設定している。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省自治財政局交付税課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【4(警務庁)】</p> <p>(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)</p> <p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するものうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【警務庁】</p> <p>(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)</p> <p>国家公安委員会の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【警務庁】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_210</p>	<p>警察庁長官官房企画課</p>
<p>【4(金融庁)】</p> <p>(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるものうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等から金融庁長官の所管に係るもの)に係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 ></p> <p>【金融庁】</p> <p>(1)中小企業等協同組合法(昭24法181)</p> <p>金融庁の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【金融庁】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seambosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_211</p>	<p>金融庁企画市場局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	212	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第22条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数者庁の所管にわたる場合、各者庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、民間放送事業者、7者庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3か月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各者庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	213	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	法務省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第22条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、法務省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数者庁の所管にわたる場合、各者庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、法律事務所事業者、7者庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3か月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各者庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	214	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	文部科学省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第22条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、文部科学省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数者庁の所管にわたる場合、各者庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、各種学校事業者、宗教事業、スポーツ施設提供事業者、7者庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3か月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各者庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	215	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第22条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数者庁の所管にわたる場合、各者庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、労働者派遣事業者、7者庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3か月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各者庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く。)を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	216	07_産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第22条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づき2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数者庁の所管にわたる場合、各者庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、一般廃棄物処理事業者、愛がん動物卸売事業者、7者庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3か月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各者庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における環境省所管分の認可等の実績は、過去3年間で2件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業を含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_jokka.html
R4	217	05_教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保護法第35条、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付要綱	指定文化財修繕等に対する国庫補助金の交付先拡大	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、文化財等保存・活用事業費補助金を申請者と、国から法人に直接補助金を交付することを可能にする。	重要文化財船舶日本丸の文化財的価値を保持目的で行う修繕については、国庫補助金を活用しているが、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算年度主義である地方自治体の予算にはなじみにくい。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄付金をもって国庫補助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今5> 【総務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 総務省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 総務省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【総務省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_212</p>	<p>総務省自治行政局行政課 総務省情報流通行政局総務課 総務省総合通信基盤局データ通信課</p>
<p>【法務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今5> 【法務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 法務省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 法務省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【法務省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_213</p>	<p>法務省民事局民事第二課司法書士土地家屋調査士係 法務省大臣官房司法法制部司法制度課司法制度第一係</p>
<p>【文部科学省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今5> 【文部科学省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 文部科学省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 文部科学省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【文部科学省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_214</p>	<p>文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室</p>
<p>【厚生労働省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今5> 【厚生労働省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 厚生労働省の事務・権限(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 厚生労働省の事務・権限(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【厚生労働省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_215</p>	<p>厚生労働省職業安定局審判調整事業課</p>
<p>【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて地方労働事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であつて環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今5> 【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 環境省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 環境省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p>	<p>事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。</p>	<p>【環境省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_216</p>	<p>環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (33) 薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。 ・「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令4厚生労働省医業・生活衛生局総務課長、医政局総務課長)について、「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」が含まれることを明確化し、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和4年10月7日全国業務主管課長協議会)】</p>		<p>「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け厚生総務0323第2号・医政総務0323第3号)における過疎地、へき地の取扱いについて、「離島等の診療所」には「過疎地及びへき地等の医師不足の地域」も含まれることを業務主管課長協議会において説明し、その後メールでも同内容を周知した。</p>			厚生労働省医業・生活衛生局総務課
<p>【国土交通省】 (18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i) 工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」とい。))5条1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」とい。))7条1項については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。 (ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>		<p>(i) 工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、令和5年4月17日開催の令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。 (ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、令和5年4月17日開催の令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。</p>	【国土交通省】「令和5年度全国都市計画主管課長会議資料」(令和5年4月17日開催)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_220	国土交通省都市局都市計画課、市街地整備課
<p>【国土交通省】 (19) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (iii) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 > 【国土交通省】 (10) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律22条及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律31条)については、造成工場敷地の譲受人に、製造工場等を自ら建設し、かつ、当該建設を賃貸する資格も含まれることを明確化し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年8月28日付け国土交通省国土政策局広域地方政策課事務連絡)】</p>	造成工場敷地の譲受人の資格については、製造工場等を自ら建設し、かつ当該建設を賃貸する者等も含まれることを明確化し、都府県及び政令市に対して事務連絡を発出した。	【国土交通省】「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(令和5年8月28日付け国土交通省国土政策局広域地方政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_221	国土交通省国土政策局広域地方政策課
<p>【国土交通省】 (23) 国土利用計画法(昭49法92) (iii) 土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>		土地利用審査会の効率的な運用の参考となるように、類似の審議会等と統合して運用を行うこと、書面やオンラインによる開催を行うこと及び委員の任期を長期間とすることが可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に通知した。	【国土交通省】「国土利用計画法に基づく土地利用審査会の運営について(周知)」(令和5年3月22日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_222	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
<p>【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (ix) 国民健康保険の保険料(76条)の徴収に関する世帯主の取扱いの柔軟化については、実効性や市区町村における事務負担の軽減の観点にも留意しつつ、市区町村の意向も踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令5 > 【厚生労働省】 (iv) 国民健康保険の保険料(76条)の徴収については、被保険者でない者が世帯主となっている世帯における国民健康保険の世帯主の更変手続要件を柔軟化し、令和6年中に必要な措置を講ずる。</p>	新たに被保険者の資格を取得した者が国民健康保険の世帯主となることを希望する場合であつて、当該被保険者が該当する世帯の住民基本台帳上の世帯主(当該世帯主が国民健康保険の被保険者である場合を除く。)が他の者であるとき、国民健康保険の世帯主となることを希望している当該被保険者を世帯主として資格取得届を行うことができることとし、通知を発出した。	【厚生労働省】「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」の一部改正について(令和6年12月27日付け厚生労働省保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_223	厚生労働省保険局国民健康保険課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(調整等)
R4	224	12.その他 施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第17条、第30条の1、第30条の12、戸籍法第27条の3	戸籍事務において現住所を確定するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるように必要な措置を講ずること。	【支障事例】 住民基本台帳法の本人確認情報の検査ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市で1月30日以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へへのたの電話で記載内容の照会をしなければならぬ。また当市に住所を置いている者が本籍地市町村からの同様の照会に回答しなくてはならない。 【制度改正の必要性】 住民票では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検査が可能な組合体必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいのかが確認できる住所、住定日についても同様だが、全市町村が住所地市町村へへのたの電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先が市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検査や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うための必要となる戸籍の届出者の待機時間短縮され、住民サービスの向上につながる。 【支障の解決策】 住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	225	12.その他 施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受けた市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届出に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項として世帯主の氏名を削除すること。又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	【現行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受けた市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受けた後最低日、長く2週間程度経過するまで、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主氏名が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者も当然に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度以上に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全市町村において、戸籍の届出を受けた市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所、住定日についても同様だが、全市町村が住所地市町村へへのたの電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し先が市町村の電話番号で折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知し記載してもらわず、戸籍の届出を受けた際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とするを削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	226	12.その他 施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付が行われないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存在していることから、当市では毎月、1件あたり1分程度にわたる入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理を完了してはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付作業や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付が行われないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存在していることから、当市では毎月、1件あたり1分程度にわたる入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理を完了してはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付作業や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	【現行制度について】 マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付が行われないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存在していることから、当市では毎月、1件あたり1分程度にわたる入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理を完了してはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付作業や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	227	12.その他 施行時特例市	茅ヶ崎市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍事務取扱準則第55条	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	【現行制度について】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているものも印刷して紙で印刷されている。また、法務局によっては現地指図において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し発取番号を取得して保存するようご指導を受けているため、市町村判断で電子での保存が可能であることができない。 【支障事例】 戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。 【制度改正の必要性】 当市では支所、出張窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求め運用に変動がない旨の回答があった。 【支障の解決策】 戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	228	12.その他 施行時特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法施行令第30条の4第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍簿本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の4第1項、第3項にある、住民票への旧氏登録を求めると戸籍簿本等の他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	【現行制度について】 戸籍簿本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。 【支障事例】 婚姻届と同時に旧氏登録した場合、戸籍簿本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がったから戸籍簿本等を取付し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要があり、戸籍簿本等の参照、出力できないとすれば戸籍簿本等の添付を必須とする必要はないと考える。また、事例として最も多い婚姻届の旧氏登録(直前の氏に限り)についても婚姻届けが反映された戸籍簿本等の添付ではなく、戸籍簿本等の参照による確認で出力可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。 【支障の解決策】 当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍簿本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍簿本等を含む。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付してを削除する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	229	08.消防・防災・安全 町	聖蹟町、七ヶ浜町、神城町、今治市、新上五島町、菟串町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省令第404号)第9条及び第11条	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省令第404号)第9条及び第11条の運用における流用内容の見直し	石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を毎年5月16日から5月31日までから毎年4月1日から5月31日までに変更、申請期間における事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にしたいと考えている。	本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う共用施設整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村においては都道府県を経由して交付)されるものであり、申請期間が2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)設けられている。当町では、令和3年度に交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕入れ値の上昇による価格高騰により、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として12月以降に着し、かつ、当年度内に完了するハード事業を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、幸うじて対応することができた。併し、上期申請において付帯限度額の上限まで充当できなかった計画では、進捗管理上充分に期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のうち4～5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金を現在に係る交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、計画の公共施設整備が困難となるおそれがある。また、一般に、緊急時を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえ、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となっており、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できることと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html
R4	230	07.産業振興 都道府県	福井県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の事務量が増加している。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、第13条、第14条に規定する所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	【現行制度について】 平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」とい。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が改定され、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。 【支障事例】 上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げてある事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。 (例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 4件 平成30～令和3年度 58件 金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件 平成30～令和3年度 4件 【制度改正の必要性】 都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。 【支障の解決策】 事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2022/eiambosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(16)住民基本台帳法(昭42法81)</p> <p>(1)戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知(9条2項)及び戸籍の附票の作成(16条)において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理(30条の10第1項3号及び30条の12第1項3号)に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。【措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	—	戸籍の届出の受理の際に行う戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知及び戸籍の附票の作成において、住所等の事実の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知した。	【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_224	総務省自治行政局長制度課
<p>【法務省】</p> <p>(昭22法224)</p> <p>(前)婚姻、離婚及び死亡の届書における世帯主の氏名の記載(施行規則56条6号、57条1項8号及び58条7号)については、削除することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【総務省】</p> <p>(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(1)令和5年度以降の通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務(前期6条)の在り方については、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6></p> <p>【総務省】</p> <p>(23)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(1)通知カードの紛失時の届出に係る事務(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の活用に関する法律(令元法16)附則6条)については、市町村(特別区を含む。)の負担を軽減するため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長通知)」を改訂し、他の届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができることとした。【措置済み(令和5年12月8日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	通知カードの紛失時の届出に係る事務(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の活用に関する法律(令元法16)附則6条)については、市町村(特別区を含む。)の負担を軽減するため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長通知)」を改訂し、他の届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができることとした。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和5年12月8日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_226	総務省自治行政局長制度課
<p>【法務省】</p> <p>(昭22法224)</p> <p>(1)戸籍事務における帳簿及び書類の保存(戸籍事務取扱準則制定標準(平16法務省民事局長)55条)については、電子データによる保存が可能であることを明確化し、法務局及び地方方法局並びに市区町村に通知する。【措置済み(令和4年11月18日付け法務省民事局長第一課補佐官事務連絡)】</p>	—	戸籍事務取扱準則制定標準55条等の規定の趣旨は、帳簿及び書類つづりを電子データにより複製及び保存することを妨げるものではないことを明確化し、法務局及び地方方法局並びに市区町村に通知した。	【法務省】戸籍法及び戸籍法施行規則に定めのない帳簿及び書類つづりの複製及び保存について(令和4年11月18日付け法務省民事局長第一課補佐官事務連絡)	—	法務省民事局長第一課
<p>【総務省(7)】【法務省(2)】</p> <p>戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)</p> <p>婚姻の届出(戸籍法74条)と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合(住民基本台帳法施行令30条の14)の戸籍簿本等の添付については、申請書の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍簿本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。【措置済み(令和4年12月5日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	—	婚姻の届出と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合の戸籍簿本等の添付については、婚姻前の戸籍簿本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	【総務省】住民基本台帳法に基づく事務に関する質疑応答(令和4年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和4年12月5日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_228	総務省自治行政局長制度課 法務省民事局長第一課
<p>【経済産業省】</p> <p>(9)石油貯蔵施設立地対策等交付金(石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。)</p> <p>・交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に活用できることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p> <p>・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5></p> <p>【経済産業省】</p> <p>(9)石油貯蔵施設立地対策等交付金(石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。)</p> <p>・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、告示を改訂し、年度当初からの交付申請を可能とした。【措置済み(石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示(令和5年経済産業省告示第30号))】</p>	交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、その事業分の交付金を、同一自治体で既に交付決定済の他事業へ活用することが可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。	【経済産業省】「石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について」(令和5年3月23日付け資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課(経済産業省告示第30号))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_229	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
<p>【経済産業省】</p> <p>(8)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)</p> <p>事業承継税制及び金融支援(保都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条))については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。</p>	<p><令5></p> <p>【経済産業省】</p> <p>(8)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)</p> <p>事業承継税制及び金融支援(保都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条))については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、中小企業者のホームページにおいて周知を行った。</p>	令和4年12月に「経営承継円滑化法申請マニュアル(相続税、贈与税の納税額予制の特例)」等を、令和6年3月に「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル(金融支援)」を改訂した上で、制度利用者に対して中小企業者のHPにて公表するとともに、各経済産業局を通じて、変更の旨を都道府県に周知した。	【経済産業省】経営承継円滑化法申請マニュアル「相続税、贈与税の納税額予制の特例」(令和4年12月版改定)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_230	中小企業庁事業環境部財務課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(第22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体へ通知する。地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。</p>	<p>—</p>	<p>事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体宛て通知した(「児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について」(令和5年6月8日付子ども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡))。 なお、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえた点検の検討を行い、地方公共団体からの意見を踏まえ、各届出事項については見直しを行わないこととした。</p>	<p>【子ども家庭庁】【文部科学省】児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について(令和5年6月8日付子ども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡) 【子ども家庭庁】【文部科学省】児童福祉法等に係る施設及び事業等の変更届出等における届出事項等の見直しに係る措置について(令和5年3月5日付子ども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_231</p>	<p>子ども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課</p>
<p>5【文部科学省】 認定こども園施設整備交付金 (20)認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 5【子ども家庭庁】 (18)認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、令和5年度から保育所等整備交付金と一本化するとともに、国から市区町村への直接交付に改めた。 【措置済み(令和5年8月22日付子ども家庭庁長官通知)】</p>	<p>両交付金を一本化し、認定こども園の幼稚園機能部分についても国から都道府県を介した間接補助から地方自治体への直接補助にすることとした交付金案を案出した。</p>	<p>【子ども家庭庁】「第学前教育・保育施設整備交付金の交付について」(令和5年8月22日付子ども家庭庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_232</p>	<p>子ども家庭庁成育局保育政策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>5【国土交通省】 (34)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。</p>	<p>—</p>	<p>社会資本整備総合交付金システムにおいて、子画面を表示させた入力方法の選択を可能にした上で、入力必須項目欄や入力任意項目欄を明確化する改修を実施。日付項目について直接入力及びコピー/貼り付けによる入力を可能にする改修を実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】 ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空室等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区を含む。)が空室等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等については、空室等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、市町村長(特別区)の区長を含む。)が提供を求めることができる情報である旨を、各事業者及び各市町村等に対して通知した。</p>	<p>【経済産業省】「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空室等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月29日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長事務連絡) 【経済産業省】「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空室等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月31日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長事務連絡) 【国土交通省】「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空室等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_237</p>	<p>資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室、電力・ガス事業部電力産業・市場室 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	238	09.土木・建築	指定都市	川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜府、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、福岡市、熊本	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	現在、公営住宅法他、他、具体的に規定を明確にしてい	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期間付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に合わせて活用できること	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期間付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に合わせて活用できること、制度について、法規を要綱、告示等で取扱い方法等の明記を求める。	「地域における住宅に対する多様な需要に応じた質的賃貸住宅等の整備等に関する基本方針」(平成17年8月2日国土交通省告示39号)にて、公営住宅における定期借家制度(期間付き入居)については、公平かつ適切な運営を確保し、基本方針に基づき、当該地区において、平成20年度から3年度で推進を目的とした期間付き入居制度を導入している。しかしながら、関係市庁に適切に追加がなされない場合の明渡しに関する対応などに苦慮することが想定されるため、公営住宅における期間付き入居制度が適正に運用できるよう、法律や告示等で取扱いに関する明記を求めるものである。	
R4	239	12.その他	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画を作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってもその経費を道府県が負担しとき道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめて事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものでないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村の事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	240	05.教育・文化	都道府県	長野県、愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	子ども読書活動の推進に関する法律第9条	子ども読書活動推進計画の上位計画との統合を可能とする	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている教育振興基本計画や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画との統合を可能とする	子ども読書活動推進計画は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査(令和2年度はコロナ禍により中止決定1/25)で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするために、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。当県においては、策定自治体数は35市町村(策定率45.3%)であり、未策定の40町村のうち12町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、11町村が「各学校に一任」を理由として棄れている。また共同提案案においては、策定自治体数は41市町村(策定率75.9%)であり、5町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2町が「公共図書館がない」と回答している。特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特徴等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。各個の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「児童読書者等の読書環境の整備に関する計画」の策定も進んでいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	241	12.その他	都道府県	長野県	総務省	B 地方に対する規制緩和	国「都道府県を經由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国「都道府県を經由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国「都道府県を經由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国「市町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負担も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答票といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度の高い課題となっている。先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集約データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと思考。(具体事例)令和3年度DX推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付事務連絡)また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見送るとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていなかったため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同システムが使われる前提であれば見直しも無くなると思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	242	02.農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の整理に際する指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農林振興局長通達)	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認定申請等については、指定までの期間を短縮させるため、地方農政部長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の認否を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認定申請を可能とする	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認定申請等については、指定までの期間を短縮させるため、地方農政部長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の認否を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認定申請を可能とする	【現行制度について】都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認定申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認否に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等については(昭和56年1月5日農林水産省農林振興局長通達)により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政部長等を經由して農林水産大臣に送付することにより認定申請を行うこととなっている。さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認定申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果として認定申請を可能とする。」「(国土調査法第19条第5項)に基づき認定申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。」「(支障事例)当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を待っているなど、農林水産大臣を經由することで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が滞っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	243	12.その他	都道府県	長野県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっていることを求める。	【現行制度】地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。【支障事例】当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支渡し、販売促進につながる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。本事業においては、500名程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一部を民間へ委託しようとして検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能な整理)。また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200名想定)を支援するためのECサイト支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。【制度改正の必要性】コロナ禍における事業者支援の観点から、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効果的な支援策が実施できない恐れがある。【支障の解決策】一方で、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	244	09.土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	第一種低層住居専用地域で使用されている小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるワークスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可判断を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。	少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、ワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考える。しかしながら、現行の規定では廃校舎をワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用が難しい状況にある。また、令和3年8月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小規模のものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の活用とは異なる、比較的大きく多くの集客が見込めるため、これらの場合の「良好な住居の環境を営むおれがいない」この判断に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html
R4	245	10.運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設としての位置づけを明確化する	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけを明確化する	【現行制度】都市公園法第2条において、公園施設として位置づけを許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)が、2通りの方法が考えられる。①(1)の場合には、計画の作成(公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの収集、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、②の方法によることは現実的でない。そのため、②の方法によることとしたとされているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法上明らかなく、設置許可の可否が公園管理者の裁量に委ねられているため、許可にこの足を踏んでいる公園管理者が多い。【支障】シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (19)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 5【国土交通省】 (11)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、同要綱を改正し、道府県ではなく市町村が主体となり同計画を作成し国土交通省に提出することも可能とした。 【措置済み(令和5年3月14日付け国土交通省国土政策局長通知)】</p>	<p>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、同要綱を改正し、道府県ではなく市町村が主体となり同計画を作成し国土交通省に提出することも可能とした。</p>	<p>【国土交通省】豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱及び豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱の改正について(令和5年3月14日付け国土交通省国土政策局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_239</p>	<p>国土交通省国土政策局地方振興課</p>
<p>【文部科学省】 (12)子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。</p>	<p>令和4年12月28日の事務連絡(都道府県及び市町村)における「子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】都道府県及び市町村における「子供読書活動推進計画」の策定等について(令和4年12月28日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_240</p>	<p>文部科学省総合教育政策局地域学習推進課</p>
<p>【総務省】 (36)調査・照会(一斉調査)システム 国が地方公共団体に對し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。 【措置済み(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)】</p>	<p>国が地方公共団体に對し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知した。</p>	<p>【総務省】調査・照会(一斉調査)システムの利用について(周知)(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)</p>	<p>【総務省】調査・照会(一斉調査)システムの利用について(周知)(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_241</p>	<p>総務省地域力創造グループ地域政策課</p>
<p>【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】 国土調査法(昭26法80) 都道府県が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効力があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善部長)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。</p>	<p>都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とした。</p>	<p>【農林水産省】国土調査法第19条5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達(令和5年4月1日最終改正))</p>	<p>【農林水産省】国土調査法第19条5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達(令和5年4月1日最終改正))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_242</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>
<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人に支出の事務を委託することができる経費(施行令165条の3第1項)については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方自治法(昭22法67)第165条の3第1項については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方自治法(昭22法67)第165条の3第1項については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方自治法(昭22法67)第165条の3第1項については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方自治法(昭22法67)第165条の3第1項については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>地方自治法(昭22法67)第165条の3第1項については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (ii)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】廃校の用途変更に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)</p>	<p>【国土交通省】廃校の用途変更に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_244</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>
<p>【国土交通省】 (16)都市公園法(昭31法79) シェアサイクルボードについては、公園施設(2条2項)として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)】</p>	<p>既存の公園利用用又は特異的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法における公園施設としてシェアサイクルボードの設置が可能であることを明確化し、周知した。 なお、「コミュニティサイクル」や「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。</p>	<p>【国土交通省】都市公園にシェアサイクルボードを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>【国土交通省】都市公園にシェアサイクルボードを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#4_245</p>	<p>国土交通省都市局公園緑地・景観課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R4	246	12.その他	市区長会	特別区長 会、龍ヶ崎 市、大磯 町、豊田 市、砥部 町、佐世 保市、宮 崎市	デジタル 庁、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	電子署名等に係る地方公共団 体情報システム構築の認証委 務に関する法律第3条、電子署 名等に係る地方公共団体情報 システム構築の認証業務に関 する法律施行規則第4条、公的 個人認証サービス事務処理要 領	電子証明書の更新及び マイナンバーカードに係 る各種パスワードの初期 化・再設定手続の非対 面化	マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書」の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニエンスストア端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずの職員の手の介さない手続ができるよう、公的個人認証サービス業務を要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口)に「ICカードを持参する必要等」を改定し、コンビニオンライン(マイナンバー)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【実行制度】 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 近年マイナンバーカードを活用する機会が増えていることに加え、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失窃等により使用できないことが発生し、更新等の手続のために来庁した方が増えている。 【制度改正の必要】 マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。 【支障の解消策】 匿名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニエンスストアでも手続が可能となった。電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニエンスストアでも手続ができるようにしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyus/2022/teianbosyusukokai.html
R4	247	03.医療・福祉	市区長会	特別区長 会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	母子保健法第17条の2、母子保健法施行規則第7条の2～4、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、次世代育成支援対策実施整備交付金交付要綱	次世代育成支援施設整備交付金における産後ケア事業を行う施設の有無に関する補助条件の見直し	次世代育成支援施設整備交付金により市町村等が実施する産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助について、地域の実情に応じた事業の実地が可能となるよう、一律の交付基準(敷地)に代わり、施設の規模や提供するサービスの内容等に応じた補助条件とするよう見直しを求める。	令和3年4月から、母子保健法において産後ケア事業が位置づけられ、産後ケア事業の実施が区市町村の努力義務とされたことにより、今後、全国で各地方公共団体の方針に基づき、様々な規模及びサービス内容の産後ケア事業が実施されていくものと考えられる。産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策実施整備交付金交付要綱(令和4年2月1日付厚生労働省発子0201第6号)において、交付の対等性確保を目的として、一律の交付基準(敷地)に代わり、施設の規模や提供するサービスの内容等にかかわらず、産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付基準(敷地)を交付金算定に含め、施設設計において地方公共団体の意向が反映できない制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyus/2022/teianbosyusukokai.html
R4	248	09.土木・建築	市区長会	特別区長 会、人工 子市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃料の抑制の促進に関する法律、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅)の家賃に係る補助金について、住宅ごとに補助期間と補助総額上限を設定しているが、同じ住宅において入居者が変わった場合には、補助期間と補助総額上限をその時点(入居開始時点)から改めて設定することを求める。 また、本補助金は、賃貸人が地方公共団体へ交付申請を行い、さらに賃貸人を經由して入居者の所得等書類を提出し、自治体からの通知を伝える形式だが、補助金申請の手続きについては、入居者と地方公共団体間で行うことが可能となるよう求める。	住宅・シェアリング制は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものとして、その必要性は増していくものと考えられる。しかしながら、専用住宅を対象とした家賃低減化補助は限定的に区内で導入し、当区においても令和4年4月現在、補助対象住宅の登録数は14戸のみで十分提供できているとは考えられない。一方で実地を認める必要がある。住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金は、一例として、一戸の専用住宅に最初の入居者が補助期間(10年未満/月4万円補助)の途中で退去した場合、入居期間が8年間とすると、次の同一の専用住宅の賃貸人への家賃補助は2年間で上限となる。前入居者の補助期間がなくなると、補助対象住宅の確保が進まない中において、同専用住宅の利用が促進されにくい制度となっている。また、住居ごとの補助総額に基づき補助期間に上限があるため、賃貸人の意向があったとしても、上限に達した後は活用できないこととなる。さらに、専用住宅の家賃や管理会社は、民間の賃貸契約の礼金・更新料が保たれらぬことに加え、毎年度行入居者の提出してもらった関係書類の確認、補助金申請書類の作成・提出等の事務手続きの負担が大きく、補助対象住宅の登録や制度の利用につながりづらい仕組みとなっている。住居確保給付金のように給付を受ける入居者と自治体間で行っている制度があることから、家賃の減額を受ける入居者と地方公共団体間で申請の手続きをすることで、賃貸人側の事務を軽減し、効率が図れる。	—
R4	249	03.医療・福祉	市区長会	特別区長 会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法第7条及び第10条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条	介護保険サービス及び障害福祉サービスの一本化	①要介護状態にある、65歳以上の介護保険1号被保険者(特定疾病に該当する40歳～64歳の2号被保険者は介護保険サービスを受けることになる。一方介護保険の被保険者とならない要介護状態にある障害者は障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けることになる。要介護状態にある者が、年齢や特定疾病により、所得にかかわらず、自己負担の有無に差が生じている。介護保険優先の原則から障害福祉サービスから介護保険に移行することにより、ライフステージを通じて、一体的に支援を提供することができない。 ②年齢にかかわらず、障害を負い、要介護状態になる可能性は高齢者のみならず誰にでもある。また、支援の質や量も、要介護度によって基本的には同じものであるが、前提であることから、介護保険を皆保険制度として、介護保険サービスと障害福祉サービスの一本化を図っていくことが、必要である。	10歳から64歳で、障害福祉サービスの支給決定を受けているものと、特定疾病に該当し、介護保険サービスを受けているものにも、自己負担の有無に差が生じることとなり、同様のサービスを受けているにも関わらず、自己負担において不公平な状態となっている。介護保険1号被保険者は65歳到達前に5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、市町村税非課税であれば、新高齢障害福祉サービス給付制度により介護保険の自己負担が償還される。これに対し、65歳到達前に5年間介護保険サービスを受けていたものは市町村税非課税であっても自己負担を払い続けることとなり、大きな矛盾が生じている。障害福祉サービスから介護保険に移行することによって利用事業所の変更を余儀なくされ、一生退通して継続的に事業所を利用することができないケースがある。	—
R4	250	03.医療・福祉	市区長会	特別区長 会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法第34条	生活保護の医療扶助一部自己負担	生活保護の医療扶助一部自己負担を導入する。自己負担分は、翌月償還払いとする。	生活保護の医療扶助は現物給付により受給者の自己負担がないため、顔面受診や薬の重複処方などの問題が指摘され、医療扶助増加の一因とされている。医療扶助は生活保護費の約半分を占め、大きな財政負担となっている。	—
R4	251	03.医療・福祉	市区長会	特別区長 会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童福祉法第34条の8 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準(厚生労働省省令第六十三号)	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化	次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1難」を解消す観点から、文部科学省と厚生労働省とが協力し、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の事業整備を進めてきたところであるが、より一層、全ての児童が多様な体験・活動を共に行うことが可能となるよう、両事業の一体化についての整備を要する。	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化はすすまられているものの、放課後児童クラブにおいては「専用室」の設置が義務付けられており、専用室内で実施されている放課後児童クラブの活動プログラムに、放課後子ども教室の児童の参加が認められていない。	—
R4	252	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方 に対する 規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条	地球温暖化対策実行計画の計画の周知	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の計画の周知に関する規定の廃止および、都道府県の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。地球温暖化対策実行計画と国の計画を各自府県の策定に委ねて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多く、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策としてはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自府県での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自府県がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な計算と事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunkai-sushin/teianbosyus/2022/teianbosyusukokai.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要半におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(イ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)</p> <p>地方公共団体4年度中における郵便局において以下に掲げる事務を取り扱えること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同法3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の登録した電磁的記録媒体(同法4項)の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法3条3項)の受付</p> <p>・利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同法3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を登録した電磁的記録媒体(同法4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同法2項)において準用する同法22条3項)の受付</p> <p>【デジタル庁(9)(イ)】総務省(22)(イ)</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とするについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【デジタル庁(9)(イ)】総務省(22)(イ)</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>【総務省】</p> <p>(2) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)</p> <p>地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱えること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同法3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を登録した電磁的記録媒体(同法4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法3条3項)の受付</p> <p>・署名利用者確認のための書類(同法2項)において準用する同法3条3項)の受付</p> <p>・利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同法3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を登録した電磁的記録媒体(同法4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同法2項)において準用する同法22条3項)の受付</p> <p>【デジタル庁(9)(イ)】総務省(22)(イ)</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とするについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【デジタル庁(9)(イ)】総務省(22)(イ)</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>【デジタル庁】、【総務省】</p> <p>個人番号カードの券面更新などの総合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都府県及び各指定都市の社会保険・総務課長(市長等)に通知した。また、個人番号カード及び電子証明書の更新のあり方については、「次期個人番号カードタスクフォース 最終とりまとめ」において、「市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進める」とこととされた。</p> <p>【総務省】</p> <p>市町村に対し、今後、個人番号カード・電子証明書の更新件数が増加することを各種会議において周知するとともに、郵便局に取り扱われることができる左記の事務について、主に問合せの必要事項に関する質疑応答集を作成し、情報提供した。また、委託を希望する市町村の意向調査を定期的に実施し、調査結果を市町村と郵便局のマッチング支援に活用した。</p> <p>【デジタル庁】、【総務省】</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定をコンビニエンスストアの情報キオスク端末等で手続可能とするについては令和6年度中に市町村へ通知できるように準備中。</p>	<p>【総務省】マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)</p> <p>【総務省】郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務に関する標準的な業務フローの改訂等(令和6年2月16日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室・自治行政局市町村課行政経費支援室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2022/14fu.tsuichi.tml#r4.246</p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ</p> <p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <p>・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力や再生可能エネルギー発電設備による電力発電等、地方公共団体に令和6年度中に提供する。</p> <p>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6></p> <p>【環境省】</p> <p>(9) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>(1) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村別の温室効果ガス排出量の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所(施行令54条及び16号から16号)が抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータを公表した。</p> <p>【措置済み(環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」にて公表)】</p>	<p>温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定して、地方公共団体へ通知した。</p> <p>資源エネルギー庁の電力調査統計において、市町村別発電、需要実績が公表されたところであり、環境省としては、当該公表内容について、地方公共団体の地球温暖化対策における活用を促すため、環境省ホームページや地方環境事務所を通じて、地方公共団体に対して周知を行った。</p> <p>市町村別の温室効果ガス排出量等の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所から抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータも併せて公表した。</p>	<p>【環境省】地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表について(令和5年3月31日付環境省大臣官房地域政策課事務連絡)</p> <p>【環境省】ホームページURL</p> <p><地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual3.html</p> <p><市町村別発電・需要実績></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual4.html</p> <p><自治体排出量カルテ></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/tools/karte.html</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2022/14fu.tsuichi.tml#r4.252</p>	<p>環境省大臣官房地域政策課事務連絡</p> <p>官室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <p>・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力や再生可能エネルギー発電設備による電力発電等、地方公共団体に令和6年度中に提供する。</p> <p>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6></p> <p>【環境省】</p> <p>(9) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>(1) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村別の温室効果ガス排出量の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所(施行令54条及び16号から16号)が抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータを公表した。</p> <p>【措置済み(環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」にて公表)】</p>	<p>温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定して、地方公共団体へ通知した。</p> <p>資源エネルギー庁の電力調査統計において、市町村別発電、需要実績が公表されたところであり、環境省としては、当該公表内容について、地方公共団体の地球温暖化対策における活用を促すため、環境省ホームページや地方環境事務所を通じて、地方公共団体に対して周知を行った。</p> <p>市町村別の温室効果ガス排出量等の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所から抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータも併せて公表した。</p>	<p>【環境省】地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表について(令和5年3月31日付環境省大臣官房地域政策課事務連絡)</p> <p>【環境省】ホームページURL</p> <p><地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual3.html</p> <p><市町村別発電・需要実績></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual4.html</p> <p><自治体排出量カルテ></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/tools/karte.html</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2022/14fu.tsuichi.tml#r4.252</p>	<p>環境省大臣官房地域政策課事務連絡</p> <p>官室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <p>・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力や再生可能エネルギー発電設備による電力発電等、地方公共団体に令和6年度中に提供する。</p> <p>・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6></p> <p>【環境省】</p> <p>(9) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)</p> <p>(1) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、市町村別の温室効果ガス排出量の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所(施行令54条及び16号から16号)が抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータを公表した。</p> <p>【措置済み(環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」にて公表)】</p>	<p>温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定して、地方公共団体へ通知した。</p> <p>資源エネルギー庁の電力調査統計において、市町村別発電、需要実績が公表されたところであり、環境省としては、当該公表内容について、地方公共団体の地球温暖化対策における活用を促すため、環境省ホームページや地方環境事務所を通じて、地方公共団体に対して周知を行った。</p> <p>市町村別の温室効果ガス排出量等の情報を提供している自治体排出量カルテにおいて、特定事業所から抽出される二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータも併せて公表した。</p>	<p>【環境省】地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの公表について(令和5年3月31日付環境省大臣官房地域政策課事務連絡)</p> <p>【環境省】ホームページURL</p> <p><地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual3.html</p> <p><市町村別発電・需要実績></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/manual4.html</p> <p><自治体排出量カルテ></p> <p>https://www.env.go.jp/policy/loca/keikaku/tools/karte.html</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2022/14fu.tsuichi.tml#r4.252</p>	<p>環境省大臣官房地域政策課事務連絡</p> <p>官室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R4	253	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画に定める記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)から構成されている。市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有するとして、本指針等を参考としつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなり、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	254	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成27年法律第112号)第8条	分別収集計画における分別収集の簡素化による計画の廃止	リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立てる事業継続または新規参入の判断をするために必要不可欠である①計画内の各年度の分別収集包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において発生する分別収集廃棄物の物量分別収集廃棄物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式に切り代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	255	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B 地方に対する規制緩和	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」(環整第1523号)	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要件で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	256	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	交通安全対策基本法(昭和45年法律第119号)第26条、第18条	交通安全計画の市町村に対する努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができると定められている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリックコメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	257	05_教育・文化	指定都市	神戸市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食育基本法第18条	食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。同計画の策定には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考えられる。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	258	06_環境・衛生	指定都市	神戸市	消費者庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条、第70条	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし、策定後の国への報告を省略可能とする	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと。また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定を不要とし、策定後の国への報告を省略すること	食品衛生監視指導計画の策定は、国内流通食品等の検査や食品事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとして行っている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	259	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	結核対策特別促進事業実施要綱、令和4年3月31日厚生労働省健康局事務連絡「令和4年度結核対策特別促進事業の予算執行方針」	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化	結核対策特別促進事業実施計画の策定は結核対策の推進に資することを目的として「結核対策特別促進事業」の補助交付申請の要件とされている。申請において自交付申請対象事業(この計画)がなくても、当市の結核対策全体の半年度計画書を作成しなければならない。2022年度(令和4年度)までは、厚生労働省の「結核に関する特定感染症予防指針」に基づいて策定した「感染症予防のための施策の実施に関する計画」(計画期間:2016年度～2022年度)があるが、結核対策特別促進事業実施計画は半年度の計画のため、本補助申請のためだけに、半年度版に作成しており、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	260	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成27年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付金交付要綱	耐震改修促進計画の廃止、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体」が指定した「耐震改修促進計画」の策定が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震改修促進計画の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合交付金」を作成し、国土交通大臣に提出し、国土交通省の承認を受ける必要がある。また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	261	12_その他	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とする	マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化推進計画を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができることとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	262	05_教育・文化	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域国際交流推進大綱の策定に関する方針、地域国際交流推進大綱及び自治体間協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	中核的民間国際交流組織の地域国際協会の認定にあり、地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在在外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取組を進めていることとしており、内容が重複が見られる。また、公益財団法人国際コミュニケーションセンターは当市の外部団体であり、地域国際協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目指す目的・同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html	
R4	263	10_運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の位置づけ	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統に定める具体的な内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省の承認を受ける必要がある。そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減するに、計画内容の変更も併せて検討・計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と手続きが発生することの非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	264	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、都市再生特別措置法	立地適正化計画及び総合交通網の適正化都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画に上乗せ補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載しているが、各計画を策定しているのみなこと。あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと。また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とする	都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現状や動向を幅広く調査し策定しているが、立地適正化計画、総合交通網にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html
R4	265	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市再生特別措置法	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画に統合し、防災に関する計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定しているが、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	平成26年度に都市再生特別措置法の改正により、コンパクトまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。防災指針の策定であった場合は、災害リスクの低い地域の指針やリスクをふまえた居住者数削減の策定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【環境省】 (10) 資源物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1) 一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たったの指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物処理等推進審議会等へ意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に対して令和4年度中に周知する。</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たったの指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物処理等推進審議会等へ意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【環境省】「令和4年度の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る周知について(令和4年12月22日付付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_253</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>	
<p>【環境省】 (11) 資源物の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村分別収集計画(8条1項)については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たったの留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。</p>	<p>市町村分別収集計画は、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たったの留意事項を含め、市区町村に通知した。</p>	<p>【環境省】「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく市町村分別収集計画の策定の留意事項について」(令和5年3月20日付付環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_254</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>	
<p>【環境省】 (18) 循環型社会形成推進交付金 市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平14環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【環境省】 (6) 循環型社会形成推進交付金 市町村等の負担を軽減するため、(令和6年4月3日)「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」を作成し、令和5年度中に通知した。</p>	<p>【環境省】「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの改訂について」(令和6年3月29日付付環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_255</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>	
<p>【内閣府】 (4) 交通安全対策基本法(昭45法110) 市町村交通安全計画(26条1項)及び市町村交通安全実施計画(同条4項)の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。</p>	<p>交通安全対策基本法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務から「できる」規定とした(令和5年6月16日公表・施行)。</p>	<p>【内閣府】交通安全対策基本法の一部改正について(施行通知)(令和5年6月16日付付内閣府政策統括官(政策調整担当)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_256</p>	<p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(交通安全対策担当)</p>	
<p>【農林水産省】 (13) 食育基本法(平17法63) 市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合は作成状況の報告を不要とする。</p>	<p>市町村食育推進計画等に関する調査については、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するよう、調査の依頼内容を改善し、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合は作成状況の報告を不要とした。(その旨、調査依頼文書に記載済み)</p>	<p>【農林水産省】「令和4年度食育推進計画等に関する調査について(依頼)」(令和5年1月27日付付大臣官房参事官(兼消費・安全局)通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_257</p>	<p>農林水産省消費・安全局消費行政・食育課</p>	
<p>【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法23) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。))については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。))の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとしていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(「平15厚生労働省告示第301号。以下この事項において「指針」という。))において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年年度内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえ、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。</p>	<p>以下の内容について、都道府県等に通知した。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告について、電子メールによる報告を原則とする。 ・監視指導計画を策定又は変更する際の意見聴取について、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能であること。 ・監視指導計画の記載内容は、都道府県等の判断で簡素化することが可能であること。 2つ目の「効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例」として、パブリックコメントの実施手法や簡素化に向けた施策事例について、都道府県等に通知した。 5項目については、計画の策定を行う際は、食品衛生上の問題発生状況等の分析及び評価を原則毎年行うこととして、一部事項については、都道府県等の判断により、必要に応じて頻度で見直すことが可能であることを指針に追加した。 1項目、3項目及び4項目については、令和5年3月末までに実施済み。</p>	<p>【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について(令和5年2月9日付付消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について(令和5年4月14日付付消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【消費者庁】【厚生労働省】食品衛生法に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する旨(令和5年10月31日消費者庁・厚生労働省告示第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_258</p>	<p>消費者庁食品表示企画課 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課</p>	
<p>【厚生労働省】 (56) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 総対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担(補助)金に係る総対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとで作成する「事業の目的、欄との重複の防止し、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。</p>	<p>「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとで作成する「事業の目的、欄との重複を見直し、様式を簡素化した。</p>	<p>【厚生労働省】「令和5年度結核対策特別促進事業実施計画書の提出について」(令和5年3月22日付付厚生労働省健康局結核感染症課結核対策係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_259</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課</p>	
<p>【国土交通省】 (25) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123) 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。))の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金の交付対象とする旨を、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。</p>	<p>住宅・建築物耐震改修事業について、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同交付金の交付対象とする旨について、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)(令和5年3月2日付付国土交通省住宅局市街地地盤課長、建築指導課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_260</p>	<p>国土交通省住宅局市街地地盤課、住宅局建築指導課</p>	
<p>【国土交通省】 (26) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149) マンション管理適正化推進計画(3条等)。以下この事項において「推進計画」という。))については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載内容を充実した上で、地方公共団体に令和5年度中に周知する。 ・推進計画に記載する必要のある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができると、行政手続法(平5法8)上の申請に対する処分審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されている事例と併せて地方公共団体に通知した。 また、「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」の改定及び周知については、令和5年7月に完了した。</p>	<p>推進計画に記載する必要のある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができると、行政手続法(平5法8)上の申請に対する処分審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されている事例と併せて地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】「マンション管理適正化推進計画の作成について」(令和5年3月27日付付国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_261</p>	<p>国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付</p>	
<p>【総務省】 (1) 地域国際化協会の認定に係る事務 都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和4年度中に削除する。</p>	<p>都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を削除した。</p>	<p>【総務省】「地域国際化協会の認定における地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件の削除について」(令和5年3月31日付付総務省自治行政局国際室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_262</p>	<p>総務省自治行政局国際室</p>	
<p>【国土交通省】 (43) 行政手続法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略概要」(平21国土交通省都市・地域整備局第三))については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>	<p>住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略概要」(平21国土交通省都市・地域整備局第三))については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>	<p>【国土交通省】「立地適正化計画作成の手引き(令和5年3月改定)」 【国土交通省】「都市・地域総合交通戦略のすめ~総合交通戦略策定のすめ~」(令和5年5月改定版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_264</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>	
<p>【国土交通省】 (28) 都市再生特別措置法(平14法22) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81条)に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の土地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。))については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81条22項5号に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>	<p>住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の土地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。))については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法第81条22項5号に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和5年3月31日に「立地適正化計画作成の手引き」を改訂し、ホームページへ公表の上、地方公共団体で改訂の旨をメールにて周知した。</p>	<p>【国土交通省】「立地適正化計画作成の手引き(令和5年3月改定)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2022/4fd4.tsuchi.h.tml#4_265</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R4	266	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号	文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号 文化財保存法(昭和25年法律第183号)第26条第2号
R4	267	01_土地利(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国土第102号)	所有者不明土地等対策計画の策定の趣旨	所有者不明土地等対策計画の策定の趣旨	所有者不明土地等対策計画の策定の趣旨	所有者不明土地等対策計画の策定の趣旨	所有者不明土地等対策計画の策定の趣旨
R4	268	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条	学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第47号)第9条、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条
R4	269	08_消防・防災・安全	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成26年4月22日「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」総務第74号	公共施設等総合管理計画の推進の趣旨	公共施設等総合管理計画の推進の趣旨	公共施設等総合管理計画の推進の趣旨	公共施設等総合管理計画の推進の趣旨	公共施設等総合管理計画の推進の趣旨
R4	270	01_土地利(農地除く)	指定都市	神戸市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	令和3年4月8日文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月30日施設第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および個別施設計画の策定及び変更義務の廃止
R4	271	12_その他	指定都市	神戸市	個人情報保護委員会、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条	特定個人情報保護評価事務の一部省略	特定個人情報保護評価事務のうち、公金受取口座活用等に関する事項	特定個人情報保護評価事務のうち、公金受取口座活用等に関する事項	特定個人情報保護評価事務のうち、公金受取口座活用等に関する事項	特定個人情報保護評価事務のうち、公金受取口座活用等に関する事項
R4	272	12_その他	指定都市	神戸市	デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	「公金受取口座を活用した公的給付の実施に向けて(令和4年4月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1-第4-Q13等	公的給付における公金受取口座利用時の給付者との意思確認の省略	公的給付における公金受取口座利用時の給付者との意思確認の省略	公的給付における公金受取口座利用時の給付者との意思確認の省略	公的給付における公金受取口座利用時の給付者との意思確認の省略	
R4	273	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2、児童福祉法第57条の3の4	障害福祉サービス事業所の実地指導業務について、指定事務受託法人単独で実地指導を行うことができること	障害福祉サービス事業所の実地指導業務について、指定事務受託法人単独で実地指導を行うことができること	障害福祉サービス事業所の実地指導業務について、指定事務受託法人単独で実地指導を行うことができること	障害福祉サービス事業所の実地指導業務について、指定事務受託法人単独で実地指導を行うことができること	
R4	274	05_教育・文化	指定都市	神戸市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条、地方自治法第233条第5項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	

対応方針(閣議決定)記載内容 (修正案におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】【文科科学省】</p> <p>(6)文化財保護法(昭25法214) 文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要な点や計画の構成の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p>	—	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針を改訂し、作成上重要な点や計画の構成の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。	【文科科学省】文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画作成等に関する指針(最終変更令和5年3月文化庁)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_266	文化庁文化資源活用課計画推進係
<p>【5】【国土交通省】</p> <p>(32)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49) 所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。 【措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)】</p>	—	所有者不明土地対策計画については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知した。	【国土交通省】所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_267	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
<p>【5】【文科科学省】</p> <p>(17)学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法47) 学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項、以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実績に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であると並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年10月20日付け文科科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)】</p>	—	学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項、以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実績に応じて策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であると並びに推進計画の策定を財政措置の要件としないことを明確化し、地方公共団体に通知した。	【文科科学省】学校教育情報化推進計画の策定期間等について(令和4年10月20日付け文科科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_268	文科科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム
<p>【総務省】</p> <p>(34)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>	<p><令5> (24)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理した上で、その簡素化に資するよう、公共施設等総合管理計画の策定期間等に関する指針(平26総務省)を改訂し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年10月10日付け総務省自治府政局財務調査課長通知)】</p>	公共施設等総合管理計画の記載事項については、個別施設計画との重複を整理し、その簡素化した。	【総務省】公共施設等総合管理計画の策定期間等に関する指針の改訂について(令和5年10月10日付け総務省自治府政局財務調査課長通知) 【総務省】新旧対照表(公共施設等総合管理計画の策定期間等に関する指針)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_269	総務省自治府政局財務調査課
<p>【総務省】</p> <p>(28)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化が必要となる方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【文科科学省】</p> <p>(9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法18) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>	<p><令5> (22)公共施設等適正管理推進事業 公共施設等適正管理推進事業については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、協議等に係る様式が複合及び記載項目の削減などの簡素化を行い、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年4月3日付け総務省自治府政局地方債課事務連絡)】</p>	学校施設環境改善交付金の採択要件として、これまで個別施設計画の策定を求めてきたところ、同計画に記載すべき事項を他の類似計画に移し得る場合には、要件を満たすこととし、その旨を地方公共団体に周知した。 公共施設等適正管理推進事業の協議等手続に係る事務については、同事業債の起債協議に必要な様式の簡素化を行うこととし、その旨を地方公共団体に通知した。	【文科科学省】令和5年度に係る学校施設環境改善交付金事業の施設等について(依頼)(令和5年2月20日付け文科科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課設備計画係事務連絡) 【総務省】令和5年度「起債協議等一覧表等様式」及び「起債計画書様式」の送付について(令和5年4月3日付け総務省自治府政局地方債課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_270	総務省自治府政局地方債課 文科科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課設備計画係
<p>【5】【個人情報保護委員会(4)(a)】【デジタル庁(10)(a)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価に関する規則(平成特定個人情報保護委員会規則1)条については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回規則(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【4】【個人情報保護委員会】</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則)5条から7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、以下の措置を講ずる。 ・全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取(同規則7条1項及び2項)について、オンラインを活用した方法によることも可能であるとを明確化し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(令和6年個人情報保護委員会告示第1号)、令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡)】 ・特定個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると詳細で具体的な水準を提示した。また、評価書様式及び記載要領において、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(「平26特定個人情報保護委員会告示6」の参照箇所及びその概要を掲載し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行うマイナンバー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)】</p>	特定個人情報保護評価に関する規則7条第1項及び第2項に規定する全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取について、インターネットを利用した方法によることも可能である旨を周知及び周知した。 地方公共団体におけるリスク対策の検討に資するよう、また、事務の効率化に資するよう、個人情報保護委員会HP掲載資料「特定個人情報保護評価指針の解説」において以下の措置を講じた。 ・基礎項目評価書中「IV リスク対策」の自由記述式の欄の記載例を掲載した。 ・基礎項目評価書中「IV リスク対策」に関する主な措置の実施状況について「2」十分であるを選択できる具体的な水準を提示した。 ・別添へ4(評価書の記載要領)に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の添付を記載した。 地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行うマイナンバー保護評価システムを改修した。	【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日個人情報保護委員会、令和6年5月27日最終改正) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件の施行について(通知)(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_271	個人情報保護委員会事務局監視・監督室
<p>【5】【デジタル庁】</p> <p>(12)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約口座の登録等に関する法律(令3法38) 公的給付の支給等(2次事項)については、公的給付支給等口座登録者(以下4項)に対し、登録を受けた予約口座を、公的給付の支給等とも当該金銭の授受に利用する意思を確認する必要があるか否かは、当該確認方法も含め、公的給付の支給等を所管する各府省(以下この事項において「関係府省」という。)の判断によること並びに公的給付の支給等に係る事務に支障がない場合には、公的給付支給等口座登録者の利便性の向上及び地方公共団体による効率的な支給の観点から、関係府省及び独自に給付を行う地方公共団体の判断で当該確認を不要とすることが可能であることを明確化し、関係府省及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年9月9日付けデジタル庁デジタル社会連携機能グループ事務連絡)】</p>	—	指定事務委託法人への委託について、以下のとおり明確化し、周知した。	—	—	—
<p>【5】【厚生労働省】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a)障害福祉サービス事業等において市町村(精神障害者保健福祉法)については、都道府県又は指定都市とする。以下この事項において「市町村等」という。が任意のものとして行方質問等事務については、指定事務委託法人(児童福祉法57条の3の4及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2)に委託することが可能であることを明確化し、市町村等に周知する。</p>	—	指定事務委託法人への委託について、以下のとおり明確化し、周知した。 ・行政機関が実施する障害福祉サービス事業等に対する指導監査は、「実地指導」と「立入検査(監査)」の2種類がある。 ・指定事務委託法人に対し、文書及び物件の提示・提出の求めや質問等のために、事業所の同意を得て、任意で、福祉で事業所を訪問し、調査する行為は委託認可。 ・小規模福祉サービス提供施設等への及び物の指定を受ける事業所の実地指導を同一期日に指定事務委託法人が行うことも可。 ・立入検査(監査)は、その性質上、行政機関の職員自らで執行されるべきものであること。 ・実地指導を委託する場合は、その範囲は、相手方の意思の協力の下に行われる訪問調査や、質問等の情報収集に限られる。立入検査(監査)や命令等の実行は除外。	—	—	厚生労働省障害者保健福祉部企画課監査指導室
<p>【5】【文科科学省】</p> <p>(9)教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る議会への報告(26条1項)については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法67)23条5項)をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	—	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(周知)(令和5年2月1日付け事務連絡)において、各教育委員会は、地方自治法第23条5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の義務を充足し得ること等を周知した。	【文科科学省】教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(周知)(令和5年2月1日付け文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2022/r4fu-tsuchi.htm#r4_274	文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案団 体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	275	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	健康増進法第8条、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条	都道府県健康増進計画	都道府県健康増進計画(健康日本21第2計画)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を10年間の見直しとすることを求める。	健康日本21第2計画及び歯科口腔保健基本計画については、国が定める基本方針(健康日本21(第二次))及び基本事項に基づき、計画期間を10年間としている。関係府省間の協議計画及び(医療)審定基本方針、「3.5.6.対象集団別計画」の計画期間は6年間、介護保険事業に係る供給給付の内実実施を確保するための基本的な指針)の計画期間は3年間となっているところだが、現行計画は、国の方針に基づき、計画期間が1年延長し、他の関係計画の見直し時期と一致することとなった。これにより、本年度は他の関係計画との調和を図ることとなり、次期計画の期間が現行と同10年間で将来的に計画の見直し時期にずれが生じることとなり、事業の実施に支障をきたすこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html
R4	276	03.医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	国民健康保険法第73条第3項、国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令第4条第7項	国民健康保険者努力支援交付金(事業費分)の事業区分・対象経費・各事業の具体的な項目・評価指標の基準明確化、様式の記述方法の定型化・選択式化、これまで各自体が実施した具体的な事業内容をまとめた事業一覧を作成すること、交付基準を簡便にしていることが確認しやすい、疑義の生じにくい申請方式とする。また、様式については可能な限り数式を活用し、入力確認作業の省力化を図るよう見直しを求める。	国民健康保険者努力支援交付金(事業費分)は、自治体ごとの保険事業の実施状況に応じた交付が行われている。交付申請にあたっては、例年6月上旬までに協議書提出、9月に国による疑義照会が行われ、修正したものを11月上旬に正式な申請として提出し、翌年1月に交付決定通知、2月に交付される流れとなっている。また、都道府県事業と市町村事業があり、都道府県においては、市町村事業の申請内容確認を行うこととなり、疑義照会も市町村分は都道府県を経由して行われ、疑義に対する都道府県の見解の提出が求められている。なお、4月に国から協議書提出の事務連絡が発出された時点で、交付金が内定されたこととなり、交付決定前より事業実施が開始されている場合は、交付対象外となる。交付基準が複雑である。交付申請に係る協議書様式における事業実施の義務が自由裁量の記述となっているため、県で市町村から提出された書類を審査する際、当該事業の交付基準を念頭に置いての判断が困難となっている。結果、申請書類提出後、事業区分や対象経費の取り、各事業の要件や評価指標を満たしていないことなどについて、国が確認や修正を求められる事例が多発しており、市町村・県の作業が増大した。また、様式3について、様式別紙2及び様式3の紙から様式別紙1に必要な内容を手入力で転記しているが、転記誤りの確認に要する時間が多く、市町村・県の作業時間が増大した。さらに、4月当初に申請に係る質問期間は設けられているが、市町村の質問は都道府県よりまとめて提出することになっている上、その受付期間が短く(令和6年度は18日間)、多発した時期でもあられるが、質問期間に合わせて、対象事業に該当する確認できない自治体もある。上記のとおり交付基準が複雑であることから、県や市町村において確認や修正に多大な時間を要し、負担となっている。また、提出後に対象経費の取りを指摘される事例が見られるが、すでに事業を開始している場合も多く、交付対象外になりやすくなった。また、都道府県では市町村からの質問への対応に多くの時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態も発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html	
R4	277	03.医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	国民健康保険法第72条、国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令第4条、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険特別調整交付金については、自治体ごとの特別な事情に応じた交付を行っているが、メニューが細分化されており、申請様式もメニュー毎に異なる。また、市町村事業については、都道府県が市町村の申請書類を確認することになっている。メニューが細分化されている複雑さから、作成・確認作業の負担が高くなり、市町村における申請書類の作成作業及び都道府県における確認作業が膨大である。例えば、作業費項目ごとの紙面面積を分けて交付額を算出することとなり、その手続の煩雑さから計算過程の誤りのリスクが高くなり、確認作業や修正作業に時間を費やしている。また、都道府県では市町村からの質問への対応に多くの時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態も発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html	
R4	278	03.医療・福祉	都道府県	愛知県、福島県、宇和島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	国民健康保険法第70条、第72条、国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令第4条、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金のメニュー・申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金については、法令に基づき医療給付費等から交付申請額を算定する必要があるが、国保連合会から提供される診療報酬データ、市町村が把握する償還引当額、及び市町村が独自実施している地方単独事業の取組を合わせて計算する。多数の数値を加減算する作業方法が複雑になっている。そのため、管内の国保連合会や都道府県が独自に提供される独自システムを利用し、ある程度算定を自動化し、算定結果を国の事業報告システムに手入力で転記することで報告を行っている。なお、市町村が算定した結果を都道府県が確認することになっている。上記のとおり、算定方法が複雑なため市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業に膨大な時間を要しており、市町村からも簡略化・効率化を求める声がある。また、事業統計と交付金とで異なるルールで集計される項目や、療養給付費等負担金は3月～2月診療分の費用を、調整交付金は12月～11月診療分の費用を算出する必要があるが、重複する部分があるものの再計算を行う必要があることにより発生している。さらに、算定に用いる数値が確定してから提出期限までが短期間であり、県及び市町村職員が長時間の時間外勤務を要している上、誤りが発生しやすい状況となっている。算定に必要な数値のうち、いくつかは国の事業報告システムを使って月報・年報として既に別途報告しているものがあるため、同じ数値を引用している場合は、提出様式にあらかじめその数値が反映(自動計算)されるようにしたい。算定業務を簡素化することができると、加えて、多数の数値を加減算する必要があることから、国保連合会や都道府県の独自システムを使うこととしているが、償還引当額と地方単独事業分は、各市町村がそれぞれ導入しているシステム(自行システム)上でデータ管理されていることが多く、診療報酬と合わせて、データを直接国の事業報告システムへ取り込む仕組みにすることができれば、大幅に事務作業を軽減できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html	
R4	279	05.教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	義務教育諸学校の施設費の国庫負担率に関する法律第12条	国の交付金交付に係る施設整備計画の作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で見りものとするよう求める。	義務教育諸学校の施設費の国庫負担率に関する法律(第12条第2項)の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を称して)文部科学大臣に提出しなければならない。しかしながら、国が平成6年1月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、長期的な取組を定める中期施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び市内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予算を「建築計画」として国に提出している。施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で見られるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html
R4	280	12.その他	中核市	富岡市	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(1)	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイポータル等)またはコンビニ窓口の予約申し込みの申請手続を可能とする。また、オンラインにより、現住所のカードの写真と更新写真との認識、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に代えて更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所別市区町村の事務所への出席を求めた記載等を改定するとともに、オンライン等で更新手続ができることを明示するとともに、同様の手法を活用すること、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしたい。	【現行制度について】 【支障事例】 現状ではマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等の一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために実施した上で、更新窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。 【支障事例】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると見られ、カード普及を見据えた改正が必要である。 【支障の解決策】 番号用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認識等により、コンビニのキヤッシュ端末でも手続が可能となった。 マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしたい。 【参考】 現在のマイナンバーカード更新対象者(見込み) 令和4年度 865人 令和5年度 1,466人 令和6年度 12,167人 令和7年度 50,066人 窓口における一人当たりの手続に要する時間:15分(申請)+15分(交付)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html	
R4	281	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、全国知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第14条	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。 【支障事例】 DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により既に国の計画と一体的に策定可能であると告知されている。 一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解決策】 都道府県男女共同参画計画と他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一時的に策定することが可能となる。また、令和6年19日に成立した新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれ、DV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できると、基本方針に明確にしたい。	【現行制度について】 【支障事例】 DV防止法に基づく「都道府県基本計画」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。 【支障事例】 DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により既に国の計画と一体的に策定可能であると告知されている。 一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解決策】 都道府県男女共同参画計画と他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一時的に策定することが可能となる。また、令和6年19日に成立した新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれ、DV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できると、基本方針に明確にしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html	
R4	282	03.医療・福祉	知事会	全国知事会、群馬県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病対策に関する基本法第11条第1項	循環器病対策推進計画	循環器病対策推進計画を廃止する。	【現行制度について】 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。 都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画と既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。また、基本計画では国が循環器病対策全体を基盤とするデータ整備を行うことが定められているが、現在もなお計画が進展していない。 【制度改正の必要性】 令和6年度は第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。 【支障の解決策】 循環器病対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eainbosyuu/2022/eainbosyuu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (概要表におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 【5】厚生労働法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法65) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生労働省審議会地域保健健康増進委員会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【5】厚生労働省】 (32)健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法65) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項(平24厚生労働省告示438)の計画期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、12月とした。 措置済み(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第207号)、歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第289号))</p>	<p>厚生労働省審議会地域保健健康増進委員会において、国の定める基本方針(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項)について、計画期間を12年とする旨について了承を得た。 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針は令和5年5月31日に、歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項は令和5年10月5日に地方公共団体へ告示した。</p>	<p>【厚生労働省】国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について(令和5年5月31日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項の全部改正について(令和5年10月5日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_275</p>	<p>厚生労働省健康局長健康課、医政局歯科保健課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険者努力支援交付金(72条3項)の事業費分については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度の申請に向けて、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付標準の明確化を図るとともに、申請様式には可能な限り簡便な形式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体の政策的判断に資するよう、「都道府県関係ヘルスケア支援事業・市町村関係ヘルスケア支援事業」に関するQ&A(厚生労働省関係局国民健康保険課)の内容を充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>	<p>国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、令和5年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積に余裕はないうえ、交付金の算定方法を簡便化する。その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>当該交付金の交付標準については、Q&Aの内容を充実させること等により明確化を図るとともに、申請様式には可能な限り簡便な形式を活用すると、地方公共団体に通知した。 当該交付金の申請において、地方公共団体の政策的判断に資するよう、都道府県関係ヘルスケア支援事業・市町村関係ヘルスケア支援事業に関するQ&A(厚生労働省関係局国民健康保険課)の内容を充実させ、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和5年度国民健康保険者努力支援交付金(事業費分・事業費費動分)の交付申請に係る届書書提出について(令和5年4月3日付け厚生労働省関係局国民健康保険課努力支援係長通知) 【厚生労働省】令和5年度国民健康保険者努力支援交付金(事業費分・事業費費動分)の交付要綱について(令和5年4月3日付け厚生労働省関係局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_276</p>	<p>厚生労働省関係局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、令和5年度の申請に関するものから、当該交付金の事業内容の統合及び交付申請様式の統一化を図るとともに、パンフレットの紙面の面積に余裕はないうえ、交付金の算定方法を簡便化する。その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>国民健康保険特別調整交付金の交付額に係る算定方法の簡便化及び交付申請様式の統合を図り通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和4年度特別調整交付金FAQ(令和4年12月5日発行) 【厚生労働省】特別調整交付金交付基本(その他特別の事情がある場合)の申請様式の統合について(令和5年3月30日付け厚生労働省関係局国民健康保険課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_277</p>	<p>厚生労働省関係局国民健康保険課</p>	
<p>【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (v)国民健康保険業務給付費等負担金(70条)・普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・国民健康保険業務給付費等負担金及び普通調整交付金の算定基準となる数値のうち、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を市区町村システム内で計算処理し、当該データを活用システムと連携可能とすることについては、市区町村の意見も踏まえつつ、国民健康保険システム標準化検討会において令和4年度中に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・療養給付費等負担金の実績報告書については、提出期間の延長を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【5】厚生労働省】 (29)国民健康保険法(昭33法192) (ii)国民健康保険業務給付費等負担金(70条)及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、国民健康保険システム標準化検討会において、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・全国の地方単独医療費助成制度を収録したマスタを、地方公共団体の基幹業務システムの一環として併せて策定した標準仕様を反映し、市区町村システムにおいて償還払いの金額や地方単独事業分の数値等の計算処理を可能とする。 ・当該計算処理データを報告システムと連携可能とすること。</p>	<p>国民健康保険業務給付費等負担金(70条)及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、国民健康保険システム標準化検討会において、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・全国の地方単独医療費助成制度を収録したマスタを、地方公共団体の基幹業務システムの一環として併せて策定した標準仕様を反映し、市区町村システムにおいて償還払いの金額や地方単独事業分の数値等の計算処理を可能とする。 ・当該計算処理データを報告システムと連携可能とすること。</p>	<p>【厚生労働省】令和4年度国民健康保険業務給付費等負担金等の事業実績報告について(令和5年5月11日付け厚生労働省関係局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】国民健康保険業務給付費等負担金(補助)について(平成12年4月12日付け厚生労働省次官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_278</p>	<p>厚生労働省関係局国民健康保険課</p>
<p>【文部科学省】 (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。))については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とするなど、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 ・建築計画については、必要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【5】文部科学省】 (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (1)学校施設環境改善交付金に係る建築計画については、必要調査という目的に照らし、調査名称を変更し、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査項目を削除する旨を施行し、その旨を地方公共団体に通知した。 措置済み(令和5年6月11日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課予算総括係事務連絡)</p>	<p>施設整備計画に関し、必須とされている記載項目の一部について、地方公共団体において規定と異なる既記の類似計画に同意記載がある場合には、地方公共団体の判断により、任意に記載できる項目とするを通知した。 施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とするを、令和5年4月発行の施設整備計画作成要綱において対応する旨を通知した。 施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とするを施設整備計画作成要綱に明示し、地方公共団体に通知した。 措置済み(令和5年度に実施する事業(令和5年6月)より調査項目の見直しを行う)とともに、必要調査という目的に照らし、名称を「次年度事業基準値」に変更することとし、この旨、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【文部科学省】公立の義務教育諸学校等施設整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設整備に関する施設整備基本計画の改正について(令和5年4月30日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知) 【文部科学省】こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係係の整理等に関する告示(令和5年文部科学省告示第3号) 【文部科学省】学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画について(令和5年4月3日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知) 【文部科学省】「建築計画」の調査項目の見直し及び名称変更について(令和5年6月11日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_279</p>	<p>文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規課</p>
<p>【デジタル庁(9)(第2)】【総務省(22)(第2)】 電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに記載される公的個人認証サービスの有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービスにおけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p><今令> 【5】デジタル庁(9)(第2)【総務省(17)(第2)】 デジタル庁(9)(第2)【総務省(17)(第2)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カードの更新更新などの総合的な操作を行う事業については、令和5年度中に、市町村長(特別区長を含む。)の適切な管理の下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知する。 また、個人番号カード及び同カードに記載される公的個人認証サービスの有効期間満了に伴う更新については、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについて、国際的な基準や行政サービスにおけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、表現に向け、引き続き検討する。</p>	<p>個人番号カードの更新更新などの総合的な操作を行う事業については、市町村長(特別区長を含む。)の適切な管理の下において、外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知した。 また、個人番号カード及び同カードに記載される公的個人認証サービスの有効期間満了に伴う更新については、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについて、国際的な基準や行政サービスにおけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、表現に向け、引き続き検討する。</p>	<p>【総務省】マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な事業者の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係長通知) 【総務省】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_280</p>	<p>デジタル庁国民向けサービスグループ 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係</p>
<p>【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)個人番号カードの交付手続については、福祉施設や医療機関において出張申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることと明確化し、市町村に令和5年度中に通知した。 措置済み(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係長通知)</p>	<p>福祉施設や医療機関において出張申請受付を実施する場合に、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できることと明確化し、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保険・税番号課長に通知した。</p>	<p>【総務省】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援係長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_281</p>	<p>厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室</p>
<p>【厚生労働省】 (4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【5】厚生労働省】 (4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条1項)及び市町村(特別区を含む。)における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平23法21)の3条の1項及び3項)や男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(男女共同参画社会基本法(平11法78)14条1項及び3項)など、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することと明確化し、市町村に令和5年度中に通知した。 措置済み(困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和5年厚生労働省告示第111号))</p>	<p>都道府県と市町村が策定する困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画等と、他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等の基本的な方針に記載して、告示した。</p>	<p>【厚生労働省】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第七条第一項規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和5年3月29日付け厚生労働省告示第111号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_281</p>	<p>厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室</p>
<p>【厚生労働省】 (47)がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であることと明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	<p>都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画については、医療計画等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であることと明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】がん対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】循環器病対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】医療計画と各計画との一体的策定について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長(事務連絡))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisabosyu/2022/44fs.tsuchi.htm#r4_282</p>	<p>厚生労働省健康局長がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
R4	283	03_医療・福祉	知事会	全国知事会、三重県	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第90条の28、がん対策基本法第12条第1項、癌医療推進法第11条第1項	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めるとされているが、脳卒中及びがん対策等の心臓血管疾患については、都道府県医療計画と都道府県がん対策推進計画の策定によって代替可能とすること	当県では、国の対策基本法及び当県が、対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。がん対策推進計画は、都道府県医療計画と連携し、がん対策推進計画を策定し、取組を進めている。しかし、医療法に基づき策定している当県医療計画においても、記載すべき疾患として「脳卒中」心筋梗塞等の心臓血管疾患が含まれており、当県ががん対策推進計画及び三重県がん対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、両内容・両趣意を複数の計画に重複して記載している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	284	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B_地方に対する規制緩和		子育てのための施設等利用給付交付金交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書に基づき策定している。返還方法については、返還方法までの記載はない。	返還期については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行けず行かない。納入通知書が届く期間間で届かないため、支払処理に十分な期間が取れない。期限内に支払うことができなかった場合は延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議会対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにも関わらず、納入通知書の到着が遅れたことにより、延滞金が発生し、市の過失と認められてきたことは、納付遅延・事例である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	285	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B_地方に対する規制緩和	社会教育法第9条の2	教育委員会への社会教育主事の配置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九條の二の教育委員会事務局への社会教育主事の配置規定を緩和を求める。	【現行制度】社会教育法第9条の2において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。【支障事例】制度改正の必要性】地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。本市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必要とすることの必要性が感じられており、柔軟な人事配置ができないことが課題となっている。実際に本市では、社会教育主事の資格を有する職員の人の内約1名を教育委員会において配置する必要が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ受講し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難とってきているため、教育委員会へ配置とすることの見直しが必要である。	—
R4	286	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B_地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第162条第5項	地方教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の任期期間の規定の削除、又は前回の教育長が辞職した場合等、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	【現行制度】前回の補欠の教育長の任期期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に関わらず、後任の教育長の任期は現任期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。【制度改正の必要性】全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。本市教育委員会においても、教育長の任期開始日が10月1日である。教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業者委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、任期の異なる現任期間とするのが法律で定められている。これらの変更は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始めた新教育委員会制度においては、教育長は非常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うことより、現任期間のない非常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては教育委員から教育長を任命するのではなく、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を現任期間とする必要性はなくなった。【支障の解消】地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の任期期間の規定の削除、又は前回の教育長が辞職した場合等、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようとする。	—
R4	287	12_その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、財務省	B_地方に対する規制緩和	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の8、第321条の4	国所管機関の市民税特別徴収分の納付方法を、第321条の4	国所管機関からの市民税の特別徴収分の納付方法を、国所管機関の市民税特別徴収分の納付方法を、第321条の4	国所管機関からの市民税の特別徴収分の納付について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村税目印刷しておいた納入書を使って申込作業を行っている。市民の事業所や地方公共団体などの納入は市指から送付した納入書を使用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知がダウンロード作業・内容の確認、市町村税目印刷しておいた納入書の製作(法務・総務)・所得の更正等に伴うため、なお、紙の納入書を利用される場合には、手続きが書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。が必要である。そもそも国として、市民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものに変更していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	288	07_産業振興	一般市	大府市	財務省、経済産業省	B_地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条第2項に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度は、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。【制度改正の必要性】新型コロナウイルス感染症拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。令和2年度実績:第5項関連370件(4号認定12件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件(令和2年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件)また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いのが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。【支障の解消】セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもたらんこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能なことで、厳しい経営状況にある中小企業の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html	
R4	289	12_その他	都道府県	東京都	総務省	B_地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおいて、マイナンバー利用事務系への接続に関する規制緩和、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。	【現行の制度】地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにより、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自体内内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止されている。【支障事例】税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査中にオンラインでの確認ができない。例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスの妨げが大きい。さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	290	12_その他	都道府県	東京都	総務省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	地方自治法、都市公園法	一の公の施設と同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に即し、一の公の施設は、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	【現行の制度】指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて」制度解釈と業務の手引(改訂版)【第一法規、2009】123頁によると、指定管理者制度は、「一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つ場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながる」と判断され、施設の管理責任についても二以上に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じている。【支障事例】平成29年の都市公園法改正で公設設置管理(以下、P-PFIという。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等一体的に行う等公園より運営できることとなった。この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進と利用者の利便の向上につながる。しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFIを導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難であり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じている。【備考】1日減に伴い、料金の低下や労働力の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。先行導入に当たっては、スマートメーターの導入費用が課題となっており、コスト削減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた見直しスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが必要である。【支障内容】検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されている。【措置内容】適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html
R4	291	12_その他	都道府県	東京都	経済産業省	B_地方に対する規制緩和	計量法第72条、計量法施行令第18条	計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	1日減に伴い、料金の低下や労働力の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。先行導入に当たっては、スマートメーターの導入費用が課題となっており、コスト削減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた見直しスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが必要である。【支障内容】検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されている。【措置内容】適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2022/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (4)がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	<p>都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画については、医療計画等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】がん対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】循環器病対策推進基本計画の変更について(令和5年3月31日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】医療計画と各計画との一体的策定について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)</p>	<p>【厚生労働省】がん対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】循環器病対策推進基本計画の変更について(令和5年3月31日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】医療計画と各計画との一体的策定について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.tml#r4_283</p>	<p>厚生労働省健康局がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課</p>
<p>【内閣府】 (2)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、市町村(特別区を含む。)の円滑な事務に資するため、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続については、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について(令和4年12月21日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当事務連絡)</p>	<p>【内閣府】令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について(令和4年12月21日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.tml#r4_284</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当</p>
<p>【デジタル庁(5)】【総務省(12)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭56法26) 地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【経済産業省】 (1)中小企業信用保険法(昭25法264) (i)セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。 [措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)]</p>		<p>セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知した。</p>	<p>【経済産業省】中小企業信用保険法に基づき特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務における補助的業務の委託について(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/foianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.tml#r4_288</p>	<p>中小企業庁事業環境部金融課</p>
<p>【総務省(2)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法7)及び都市公園法(昭31法79) 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]</p>	<p>指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】2以上の指定管理者による都市公園の管理について(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>【国土交通省】2以上の指定管理者による都市公園の管理について(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.tml#r4_290</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 国土交通省都市局公園緑地・景観課</p>